

第百十二回国会 農林水産委員会 議 録 第七号

昭和六十三年四月十九日(火曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 菊池福治郎君

理事 笹山 登生君 理事 鈴木 宗男君

理事 月原 茂皓君 理事 松田 九郎君

理事 申原 義直君 理事 水谷 弘君

理事 神田 厚君 理事 石破 茂君

理事 阿部 文男君 理事 遠藤 武彦君

理事 衛藤征士郎君 理事 金子 一義君

理事 大石 千八君 理事 北村 直人君

理事 川崎 二郎君 理事 杉浦 正健君

理事 小坂善太郎君 理事 武部 勤君

理事 田邊 國男君 理事 中島 衛君

理事 玉沢徳一郎君 理事 鳩山由紀夫君

理事 長谷川 峻君 理事 石橋 大吉君

理事 保岡 興治君 理事 田中 恒利君

理事 沢藤礼次郎君 理事 前島 秀行君

理事 竹内 猛君 理事 武田 一夫君

理事 安井 吉典君 理事 吉井 光昭君

理事 藤原 房雄君 理事 藤田 スミ君

理事 吉浦 忠治君 理事 藤田 スミ君

理事 山原健二郎君

出席國務大臣

農林水産大臣 佐藤 隆君

出席政府委員

農林水産大臣官 濱口 義廣君

農林水産大臣官 伊藤 礼史君

農林水産大臣官 房審議官 松山 光治君

農林水産大臣官 改進黨局長 内藤 克美君

農林水産大臣官 改進黨局長 京谷 昭夫君

農林水産大臣官 改進黨局長 京谷 昭夫君

農林水産大臣官 改進黨局長 京谷 昭夫君

農林水産大臣官 改進黨局長 京谷 昭夫君

農林水産大臣官 改進黨局長 京谷 昭夫君

委員外の出席者

農林水産省食品 谷野 陽君

流通局長 竹島 一彦君

大蔵省主計局主 計官 塩飽 二郎君

農林水産省経済 自治省財政局指 導課長 二橋 正弘君

農林水産委員会 調査室長 羽多 實君

委員の異動

四月十九日

辞任

熊谷 弘君

近藤 元次君

保岡 興治君

玉城 栄一君

同日

辞任

金子 一義君

北村 直人君

鳩山由紀夫君

吉井 光昭君

補欠選任

鳩山由紀夫君

金子 一義君

北村 直人君

保岡 興治君

玉城 栄一君

補欠選任

近藤 元次君

保岡 興治君

玉城 栄一君

同日

辞任

金子 一義君

北村 直人君

鳩山由紀夫君

吉井 光昭君

菊池委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農用地開闢公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。申原義直君。

○申原委員 竹下総理は十七日の夕方、静岡県熱海市内で開きました自民党の婦人部活動者研修会で講演をされたというのでございますが、その講演を私は直接聞いたわけではございませんから、この報道によりまして伺いたいのではありません。

その際に竹下総理は、レーガン・アメリカ大統領との間では牛肉、オレンジ輸入自由化問題について共同作業で痛みを分かち合うと確認してき

た。つまり、とり方によりますならば、竹下総理がかつてアメリカに行ったときにもう既に自由化はやむを得ない方向であるがごときの話し合いをしてきた、こういうことを婦人部の研修会で述べられた。さらに、佐藤農林水産大臣が決断をし、

国境措置、国内措置が必要となれば、政府・与党一体となってバックアップしていくと話合っ

ておるのであります。こういうことをあわせて婦人部研修会で述べたというのであります。さら

に、昨日の竹下総理の記者会見によりますと、もう一足踏み込んで自由化やむなしと受け取るよ

うな見解を竹下総理は述べられた、こういうふう

に報道されておるし、また記者諸君も語っているわけでありまして、つまり、言いかえますならば、

牛肉、かんきつはアメリカの要求のように自由化はできない、こういう姿勢と受けとれないのであ

ります。農林水産大臣は先日の本委員会における私の質問に答えて、自由化は困難である、困難と

いうことは自由化はできません、こういう立場で

あることを明確に答弁されました。いたしますと、竹下総理の姿勢とあなたの姿勢は受け取り方

による大きな段差がある。言いかえますれば内

閣不統一とも言える段差がある。これは重大なこ

とであります。きょうスミス次席代表も来ておら

れるようでありまして、いよいよ山場に差ししか

ったこの問題、これではいかかかと考えますの

で、この際明確に答えを願っておきたいのであ

ります。いかがですか。

○佐藤國務大臣 日曜日の竹下総理の発言等に関

連をして、おっしゃる結論は、閣内不統一ではな

いか、こういうことでございまして。私は竹下内閣

の一員といたしまして、また農林水産関係を担当

する責任者としていたしまして、閣内不統一はない、

あつてはならぬ、かように思っております。ただ、

今までもいろいろ議論されてまいりましたけれど

も、またいろいろ報道等もございまして、私自

身も多少立ちもあれば、また神経質な点もあ

れば、苦慮いたしております。今委員おっしゃる

には、一月の竹下訪米の際にも決まっておつた

のではないかと推測もまたされるわけござい

ますけれども、そういうところで一月にでも決

まっていれば私の苦勞はないわけでありまして。ま

た私の苦勞は、竹下総理が申されておりますよ

による大きな段差がある。言いかえますれば閣内不統一とも言える段差がある。これは重大な

こととあります。きょうスミス次席代表も来ておられるようでありまして、いよいよ山場に差し

しかつたこの問題、これではいかかかと考えますので、この際明確に答えを願っておきたいのであ

ります。いかがですか。

○佐藤國務大臣 日曜日の竹下総理の発言等に関連をして、おっしゃる結論は、閣内不統一ではな

いか、こういうことでございまして。私は竹下内閣の一員といたしまして、また農林水産関係を担当

する責任者としていたしまして、閣内不統一はない、あつてはならぬ、かように思っております。ただ、

今までもいろいろ議論されてまいりましたけれども、またいろいろ報道等もございまして、私自

身も多少立ちもあれば、また神経質な点もあれば、苦慮いたしております。今委員おっしゃる

には、一月の竹下訪米の際にも決まっておつたのではないかと推測もまたされるわけござい

ますけれども、そういうところで一月にでも決まっていれば私の苦勞はないわけでありまして。ま

た私の苦勞は、竹下総理が申されておりますように私の苦勞は、竹下総理が申されておりますよ

うによる大きな段差がある。言いかえますれば閣内不統一とも言える段差がある。これは重大な

こととあります。きょうスミス次席代表も来ておられるようでありまして、いよいよ山場に差し

しかつたこの問題、これではいかかかと考えますので、この際明確に答えを願っておきたいのであ

ります。いかがですか。

○佐藤國務大臣 日曜日の竹下総理の発言等に関連をして、おっしゃる結論は、閣内不統一ではな

いか、こういうことでございまして。私は竹下内閣の一員といたしまして、また農林水産関係を担当

する責任者としていたしまして、閣内不統一はない、あつてはならぬ、かように思っております。ただ、

今までもいろいろ議論されてまいりましたけれども、またいろいろ報道等もございまして、私自

身も多少立ちもあれば、また神経質な点もあれば、苦慮いたしております。今委員おっしゃる

には、一月の竹下訪米の際にも決まっておつたのではないかと推測もまたされるわけござい

ますけれども、そういうところで一月にでも決まっていれば私の苦勞はないわけでありまして。ま

た私の苦勞は、竹下総理が申されておりますように私の苦勞は、竹下総理が申されておりますよ

うによる大きな段差がある。言いかえますれば閣内不統一とも言える段差がある。これは重大な

こととあります。きょうスミス次席代表も来ておられるようでありまして、いよいよ山場に差し

しかつたこの問題、これではいかかかと考えますので、この際明確に答えを願っておきたいのであ

ります。いかがですか。

○佐藤國務大臣 日曜日の竹下総理の発言等に関連をして、おっしゃる結論は、閣内不統一ではな

いか、こういうことでございまして。私は竹下内閣の一員といたしまして、また農林水産関係を担当

する責任者としていたしまして、閣内不統一はない、あつてはならぬ、かように思っております。ただ、

今までもいろいろ議論されてまいりましたけれども、またいろいろ報道等もございまして、私自

身も多少立ちもあれば、また神経質な点もあれば、苦慮いたしております。今委員おっしゃる

には、一月の竹下訪米の際にも決まっておつたのではないかと推測もまたされるわけござい

ますけれども、そういうところで一月にでも決まっていれば私の苦勞はないわけでありまして。ま

た私の苦勞は、竹下総理が申されておりますように私の苦勞は、竹下総理が申されておりますよ

うによる大きな段差がある。言いかえますれば閣内不統一とも言える段差がある。これは重大な

こととあります。きょうスミス次席代表も来ておられるようでありまして、いよいよ山場に差し

を進めなければならない、詰めなければならない。そうしたことを、いろいろなところでいろいろな議論がございますけれども、最終的に私自身が総合的にどう判断するか。

今はとにかく余りにもかけ離れておりまして、話にならぬわけでありまして。我が方は自由化は困難である、向こうは四月一日完全自由化実施と去年から言っているわけでありまして、それを崩してはいないわけでありまして、そういう意味においてとにかく話し合いを続けなければならぬ。そして結果は生産者にも当然理解を仰げるもの、流通関係者、消費者にも大変心配をかけておりますので、そういうことをわかっていただけのような措置を講じなければならぬ。しかし、時代はどんどん変わってきておりまして、国際化の時代であるというのは中川・ストラスブス会議のときよりもっと厳しいものがあることは承知しながらも、日本農業の行く末を、食糧政策の推進ということを考えながら慎重にも慎重に取り組んでおる。そして、四月中旬にどうかこうだとかいいう話もありまして、多くの方々に心配をかけておりますので、ひとつその心配を一日も早くほぐさなければならぬ、私はそういうことを強く願望いたしておるということでございます。

○串原委員 あなたが大変重大な時期に当たって苦労されていることについては敬意を表したいと思っております。いろいろな話があるけれども、問題については、いろいろな話があるけれども、責任者であるあなたの決断以外にない、あなたの決断が結論である、こういうことであらうと今の答弁を聞いて思うのでありますが、この際、確認をさらにしておきたいと考えます。

○佐藤国務大臣 今日までの経緯、今日行われてお話し合い、いろいろなことを総合的に含めて私自身は日本農業の行く末、我々が考える食糧政策の推進、こういうことを頭の中から放してはならない、その責任は私にある、こういうことでございます。だがどのような取り決めようとも後始末は私が責任を持ってやらなければならぬので

ありますから、しかし辛い私の決断することを経理も言っておられるわけでございますし、私は真剣である、こう申し上げておるわけでございます。

○串原委員 関連して具体的なことを触れさせていただきます。

農水省からいただきました情報、さらに新聞報道にもございまして、農水省の真木経済局長とスミス次席代表との事務レベル協議で、アメリカ側は自由化時期の明示は不可欠として早期自由化を求めた、同時に日本が自由化するまでの期間に日本がとる代償措置として、一つは輸入枠の拡大、二つは畜産振興事業団の運用改善、三つはオレンジジュース生産、販売への行政指導撤廃、四つは他の農産物の関税引き下げ、この四項目を要求した、こうあるのであります。これはどういう姿勢で対応されますか。

○塩飽説明員 お答え申し上げます。

先ほど先生からお話のございました農林省の関係三局長が訪米した際のアメリカーからの主張でございますが、御案内のように先月末の佐藤大臣の訪米の際のヤイター代表との合意、二国間の話し合いによる解決を引き続き努力していこうという合意に基づいて三局長が四月十二日から十四日まで三日間にわたってスミス次席代表と事務レベルの協議を継続して行ったわけでございます。その際、従来からアメリカが牛肉、かんきつの自由化問題に関連して主張しているものがより具体的な姿で示されたわけでございます。今お話がございましたように、アメリカは基本的に、ことしの四月以降、牛肉及びオレンジ並びにオレンジジュースの三品目につきまして自由化をすべきであるという大変強い立場を踏まえながら、もしそれが実現できない場合にも早期に自由化をする時期を明示すべきである、それが不可欠であるという主張を崩しておりません。

さらにまた、自由化時期までの期間内における牛肉あるいはオレンジ、オレンジジュースについての輸入枠の拡大。それから、御案内のように、

牛肉の輸入につきましては、畜産振興事業団がそのほとんどにつきまして、国内の牛肉価格に対する悪影響を防止する見地に立ちまして、国内価格安定制度とのリンクージュのもとに運用を行っているわけでございますが、その運用面での畜産振興事業団の具体的な業務の改善。さらに、オレンジ果汁について、現在、我が国が輸入割当て制度のもとで輸入を行っております濃縮果汁のほかに、我々消費者が直接に消費する形態の果汁の輸入はごく少量を除きまして認めていないわけでございますが、この輸入の即時自由化。さらにまた、濃縮オレンジジュースを輸入した場合に、我が国の温州ミカンの果汁との共存を図る見地に立ちまして、現在、一定の比率に基づく混合を義務づけて流通をさせているわけでございますが、その混合義務を即時撤廃するといったような問題がアメリカから、自由化時期の明示の問題にあわせて具体的な主張として出てまいりましたわけでございます。

私も、先ほど大臣からも御答弁を申し上げましたけれども、日本の肉牛産業あるいはかんきつ産業が抱えます大変困難な実情ですとか、あるいは我が国がこれまで農産物の分野につきまして市場開放、アクセスの改善のために努力してきた経過でございますとか、あるいはまたアメリカが、例えば食肉輸入法について、輸入制限条項をバックに主要供給国と輸出制限自主協定を結んでいる、そういった実態を指摘しつつ、これらの三品目についての自由化の実施が我が国にとつて極めて困難であるという実情を指摘しつつ反論をしまいったわけでございます。

その結果、アメリカ側は自由化の時期の明示が不可欠という立場を依然として崩しておりませんので、日米双方の立場には依然として大変な立場の相違が残っているわけでございますが、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、今週、日米高級事務レベル協議という定期の協議が、東京におきまして日米の関係省庁間で行われることになっております。スミス次席代表が既に昨日来日

しておりますので、日米高級事務レベル協議の合間の時間的な余裕を活用いたしまして、引き続きスミス代表との協議を重ねていくことにいたしているわけでございます。

○串原委員 あくまでも二国間協議でこの話し合いは進めたい、そして、先ほど大臣が答弁された、自由化は困難であるという姿勢に基づいて話し合いをしてもいいかと思う。

ところが、ただいま御答弁をいただきましたように、聞いておりますと、私としては何ともこれは、二国間協議の中でいろいろな話が出るだろうけれども、話し合いの内容が、まさに内政干渉とも受け取れるような感じを持つわけなんです。例えば、畜産事業団が牛肉の輸入事業から手を引いてもらいたいという要請。今お話しのように、オレンジジュースの行政指導問題では、輸入オレンジジュースはミカン類との混合を強制されていて直接一〇〇％ジュースとして小売できない点について、輸入を阻害している、だから撤廃しろ、こういう話。いま一つは、自由化をした場合に、課徴金の水準の問題まで突っ込んで話が出てくる。こうなりますと、私は、いささか内政干渉とも受け取れるようなアメリカの姿勢である、こう言わざるを得ないのであります。その辺についてどんな見解をお持ちですか。

○塩飽説明員 お答え申し上げます。

アメリカの牛肉輸入あるいはかんきつの輸入につきましての具体的な要求の要素につきましては先ほど申し上げた内容でございますが、これについては、今先生の方からお話のありましたような、アメリカの身勝手ともいう主張という見方も確かにあるかと思っております。

しかし、アメリカは、先ほど御答弁申し上げましたように、牛肉にしろあるいはかんきつにしろ自由化を主張しているわけでございますが、この自由化というのが実は幅広い概念でございます。現在日本は、牛肉にしろオレンジにしろ、輸入割当て制度のもとで、国内の需給実情を勘案しながら、毎年、可能な範囲内で輸入枠を設定す

るというやり方で輸入を許可しているわけでございます。自由化という場合には、当然そういう輸入割当て制度を撤廃するということが基本であることはもちろんでございますが、同時に、例えば牛肉につきましても、畜産振興事業団が牛肉の輸入の相当部分につきましても、みずから輸入者の立場に立って買い付けをし、買い付けた牛肉を、国内の牛肉価格安定制度との関連性を保持しながら、一定の価格水準のもとで放出をいたしているわけでございますが、輸入割当て制度が仮に撤廃された場合には、そういった畜産振興事業団の牛肉輸入についての具体的な操作がどういう形で残っていくのかということについては、自由化を要求するアメリカの立場としては、当然そういう問題についても大いに関心を持たざるを得ないのではないかとこのように推察されるわけでございます。

同様のことがお話のございましたオレンジジュースにつきましても、自由化という場合には輸入割当て制度を撤廃することが基本でございますが、それに加えて、自由化までの経過期間における輸入数量の増大のペースがどうであるとか、あるいは、現在国内の温州ミカン果汁との混合比率を義務づけているわけでございますが、その比率を引き続き維持されるものであるかどうか、そういった問題について、狭義の自由化問題とあわせて、アメリカが日本市場に対するこれら三品の輸出の増大の見地から関心を持つであろうことは大いに推察されるわけでございます。

○串原委員 アメリカの立場とすれば関心を持つてはございましょう。しかし、それをこの話し合いの中に要求、要請として出してくるということとは身勝手ではないか、私が受け取る感じでは内政干渉とも言えるものである、こういうふうな主張したいわけなんですよ。アメリカではそう思うでしょう。日本はそうはまいりません。日本には日本の立場がある。したがって、農水大臣が言われるように、随分と苦労していることになるわけだ。諸君も苦労しているわけだ。

アメリカは無理はないなんという話を我々は承知をしながら話をしようということはいかかと思ふ。アメリカの立場で言えばそういうことはあるでしょう。しかし日本はそうはいかない。日本には日本の立場があります。国内事情もあります。こういう立場できちつと対処してもらいたい。あまたとここでそのことを深めて議論するつもりはないが、きちつと対処してもらいたい。大臣、このことをお願いします。

○佐藤国務大臣 私が多少のいら立ち、また神経質になり過ぎる点もいろいろあると自分で自覚をしながらも、冷静に対応を進めておるそのことからして、いささかあるいは場違い、あるいは誤解を招いてはいかぬと思ひますけれども、国内の消費者の一部におかれても、畜産振興事業団は何ぞや、あるいは食糧制度なんというのとはなくていいんだ、こういう議論がある。これが国際化の中で直ちにアメリカに活字になつて送られる。私はこのことを、そうおっしゃる方をただ責めるわけにはまいらぬ、私も私どもの食糧政策の推進についてもつとわかつてもらえように説明すれば、そんなことを言われなくても済むのにと、いう気持ちを持ちつつも、さて、そういう中であつて、アメリカ側はアメリカ側の立場で、まあ私から勝手なことと言つておるといふ表現はいたしませんけれども、今冷静に対応しておると言ひながら、それと違ふことを言うわけにはまいりませんけれども、国内における一部の消費者の方々にもわかつてもらつてない部分もアメリカと同じようにある、それは事実であるといふことは率直に認めながら、私はそういう意見は正しいか否かという点について、我が国の食糧政策がそこにあるんだといふことをもつと強調しなければならぬ。この原則の点において違ひがあつたのではなかつても、実は苦勞の存するところをそこにある、こういうことなんぞでございます。いろいろ言ひたいことはありますけれども、この程度でお察しをいただきたいと思います。

○串原委員 それでは大臣、もう一言お答えください。

さい。

四月十二日から十四日まで、ワシントンで三回ばかり一連の事務レベル協議が行われたわけですね。アメリカが自由化時期の明示を求め、日本が拒否した場合は、五月四日に予定される関税・貿易一般協定、つまりガット理事会で紛争処理小委員会、パネルの設置を表明した。これは前から言われていることでございしますが、その際に、日本側は自由化は困難であるという立場をきちつと表明をしたというふうな報道されているわけでございます。また、従来から大臣を初め政府の立場、答弁をいただいているとおりでございますが、仮に今申し上げたような事態になつた場合、なることを期待はいたしませんけれども、五月四日にガットでパネル設置問題をアメリカが要請した場合は、日本は自由化は困難である、パネル設置に賛成するわけにはいかない、当然のことですけれども、こういう立場で対処するわけでございますね。いかがですか。

○佐藤国務大臣 仮にというお話、まさにその時期が来ていないわけでございますから、五月四日の定例理事会において、ガットの場合のどのようなか、これは仮にというお話でございますが、私といたしましては、二国間においてはまず一生涯懸命に努力し合つて話し合ふなければならぬ、そして平和的な決着点を見出そう、そのために継続をしよう、こういうことで三月の末に合意をしたわけでありまして、そういう意味で、今仮にとおっしゃられますけれども、仮にそうなつた場合はこうだ、ああだといふことを私が言及するわけにはまいりません、こういうことでございします。

○串原委員 先回の委員会でも申し上げました

が、まさに正念場でありますから、ひとつ腹を据えて対処願うことを強く改めて要請をして、本日の本題でありますところの農用地開闢公団法改正問題に移りたい、こう思う次第でございます。

農業基盤整備の目的は、私が申し上げるまでもなく農業生産の増大、生産性を高めるといふことであるはずであります。ところが、実はこれは本当に現存する問題ですからここで指摘をしたいわけでもありますが、私の近くの村でございしますけれども、こういうことがありました。七十アルほどの農業をやつていらつした農家でございしますが、跡取り、つまり後継者は勤めに出た。お父さんとお母さんはもう七十歳にそろそろ手の届く年寄りということになつた。まあこのまま農業を従来のように継続するわけにはいきまい、このままの姿でどなたかが受託をしてくださつて農業をやつてくれないか。つまり、どなたかが経営規模の拡大を図りながらうちの農業、田畑を継いでやつてくれないか、こういうふうな考へて関係者に話をしたけれども、だれもやりましようと言ひ人がないといふのであります。やらしてくださといふ言ひがあるわけではございません。私の住んでいる町のお隣でありますから、そんなに農業条件が悪いところではございません。それでもそういう実態があるわけでありまして、数年前には考えられなかつたことですね。

これはどういふわけかといふと、つまりは農産物の価格制度がだんだんと後退をする、価格が下げられることになつてきた。今連日議論になつておりますように、農産物の自由化問題で日本農業の将来に対していささか自信を持てなくなつた等々の問題が出てまいりましたために、規模拡大をやつて農業をさらに前進させようといふ意欲のある人たちが非常に少なくなつたといふことからではないか、私はこう思ふのであります。つまり、自分の家の先祖伝来の田畑は兼業農家になつても間違ひなく守つていこうとするけれども、お隣の農地まで引き受けて農業経営を規模拡大してやつ

ていくという意欲に欠けてきている。私は、これは重大な問題じゃないかというふうには、この話を受けてためたわけでありませう。そして、このことは私の隣の村のAという方の問題だけではないだろう、全国的にもそういう傾向にあるのではないかとすら思うほどであります。これはまさに日本の農業の将来にとって重大な事態だと思っております。この事態を大臣はどんなぐあいに受けとめておられますか。

○佐藤国務大臣 日本全国的に見た場合に、いろいろなところがあるかと思ひます。それをまず画一的に考えて物を律してしまつたのではないかなどというところから、その地域、その地域の事情に合った形で地域農政がある。その地域農政の中に今委員おっしゃるような場所もある。しかし、規模拡大をやろうという、そういうところには意欲すらないではないかという、今お話でございます。

いろいろなところがあるかと思ひますが、私自身正直申し上げて、私の地元でも大いに意欲を持つて親戚じゅう全部任してくれ、規模拡大をやるから、そのかわりこういう条件であらう条件でということである。農業というものを魅力あるものに仕立てていこうという努力をしておる農業青年も事実ございます。そういうものの数が多いか少ないかということになりますと、あるいはまだ少ないかもしれません。

そういう中であつて、理屈っぽい話になりますけれども、私が参議院におりました当時でございます。私が農林水産委員長を参議院でしておりますときに、農地の所有権、利用権、これを分離してそして規模拡大をしていこうというはしりの議論が始まつたように私は記憶いたしております。それから随分たつておりますが、農地改革以後自分の田畑は自分という物の考え方、その後時代の変遷等を考えながら判断しかねておる農家の方々もたくさんおられる。そういう中であつて所有権、利用権の分離による物の考え方規模拡大ということがどの程度進んできたかということ

になると、私もが当時想像しておつたほどには進んでいないのではないかと。しかし、これはどうしても進めなければならぬ。しかしそうなつた場合に、今農業に携わつておる人に、それじゃあしたから遊んでいけばいいの、そういうことにはならない。ということになりますと、私は国民の声であり、天の声であると思つておりますが、一極集中、こういう物の考え方を改めて、そして第四次全国総合開発計画というものが昨年の秋策定されましたけれども、そういうことが実効が上がつていく、そういう中であつていろいろな労働力の分配という問題も改めて考え直される時期が来るのではないかと。その時期の一日も早からんことを願つておる。こういう考え方、非常に幅広な物のとらえ方になつてまいりますけれども、そういう議論が定着していきまさんと、いつまでたつても山村に近い農業ほどわかりにくいものになつていくのではないかと。だから、急がなければならぬ。こう思つておるところでございます。

○串原委員 私は、実はこのごろこの問題は事ほど簡単な問題ではないと受けとめさせていたたいところでございます。機会を改めて大いに議論をしたいと思つておるところであります。日本農政、いささか従来一貫性がなかった。言ひ方を変えるならば、生産性が落ちてきて食糧の足らない分は外国から買つてくる、そしてそれで埋めていく。結果的にこういう方向になつてきたところに農業後継者が年々減つていくという現象が起きてきている、こういうことになつてきていると思つておる。今大臣も将来を憂慮しながら御答弁になりましたけれども、日本農業の将来といふものに對して明るさが見えない限り、基盤整備、規模拡大といふものは事ほど計画どおり進んでいかないであらうという危惧の念を私は持つておるわけでございます。

そこで、そういう状態の中でそのところに視点を当ててみた場合に、農用地公団、この存在意義といふものについて政府はどのように受けとめていらっしゃるか、この際伺つておきたいのであります。

○松山政府委員 農用地公団につきましては、御案内のように昭和四十九年に創設されました、当時の国内の畜産物の需給をめぐる諸事情、そういうものを背景にいたしながら未墾地、主として農業開発の余地の大きい広大な未墾地を持つ地域を対象にいたしながら濃密な畜産生産団地をつつていく、こういう仕事をやつてきたわけでございます。

今回、その後の公団をめぐる諸事情を考慮いたしまして、そういった未墾地開発を主体とした事業から既耕地の整備保全といったようなところに仕事の重点を移します事業制度の仕組みに切りかえようといはしておるわけでございますけれども、日本の農業の構造改善を進めていく上でその基礎的条件を整備するために必要な農業基盤整備事業でございますけれども、その農業基盤整備事業を的確に推進していく上で非常に重要な実施機関の一つである、このように考えておる次第でございます。

○串原委員 今回の法改正に当たつて、私は重要な文言であると考えているのですけれども、「農畜産物の安定的供給」という文言を削除されました。これはどういうことですか。

○松山政府委員 今回、目的規定につきましても見直しを行ったところでございますが、これは、従来の未墾地開発を主体とした事業から既墾地の整備保全といったようなものに重点を移す事業制度に切りかえたということに伴うものでございませう。こういう新しい事業制度に切りかえてきたゆゑんにつきましては提案理由説明においても申し上げたところでございますけれども、やはり従来の事業につきましても、畜産物をめぐるその後の需給事情の変化等々の状況の中で、大規模な未墾地開発を主体とする現行事業についてのニーズがかなり落ちてきておるといふ実態が一つあるわけでございます。

るわけでございますが、そういった状況の中で、国民の理解と信頼が得られるような健全な日本の農業の発展を図つていくという観点からいたしますれば、やはり構造改善を進めまして生産性の向上を図つていかなければならない。そのために必要な基礎的条件として農業生産基盤の整備を積極的に進めていく必要がある、こういう政策課題がもう一つあるわけでございます。そういう政策課題に對するものとして、しかも、過去に基盤整備についての大変な実績と、かつ能力を持つておる公団事業を既耕地の整備保全を中心とした事業の面で活用することとしたい、こういう事業制度の切りかえに伴うものとして新しい目的規定といはしましては、生産性の向上と構造改善に資するという点を一つ入れることにした、こういうことであります。

ただ、これによつて農畜産物の安定的な供給ということがないがしろにされるということではもちろんございませんで、国民に對しまして農畜産物の安定的供給を図ることは、農政の大きな課題であると同時に、御指摘がございましたように農業基盤整備の目的でもあるわけでございます。私もどもいたしましては、そういう考え方のもとに公団の新事業を含めまして農業基盤整備の事業の的確な推進に努めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○串原委員 言うまでもありませんけれども、これからの日本農業の中で畜産はやはり引き続き重要な位置を占めるところ。草地畜産の位置づけは高くなきやいかぬ、こういうふうな考えでいるのでございますが、畜産基地建設の現行事業を廃止する理由というのはどこにあるのか。私は、コストの低い畜産経営のために草地畜産を取り上げていかなきやならぬ、継続してやつていかなきやいかぬのではないかと、こう考えるのです。いかがですか。

と御苦労いただいてまいりました末、地開発に主
体を置いた事業に対するニーズ、特に大規模な開
発に対するニーズが昨今の状況の中で年々減少し
てきているという事情が一つあるわけでございま
す。そういうことも含めまして行革審からも一定
の見直し検討の答申も出されているという事情も
一つございました。

他方、先ほど申し上げましたような既耕地整備
の必要性、これは依然として大きなものがある。
そういうことを念頭に置きながら今回の改正案を
作成するに至ったわけでございまして、先生御指
摘のとおり、草地畜産というのはいまだに依然と
して重要な課題であるわけであります。したがいま
して、今回の改正におきましては、公団事業とい
ましては、まず現在実施しております事業、こ
れはたしか二十三地区ですか、あるわけであり
ますが、これについては当然のことながら継続実
施していく。さらにまた、事業に入ります前の調
査を行っておるものもございまして、この調
査につきましても地元の要望等を踏まえながら必要
な事業化を行っていくというふうなことをいたし
ておるわけでございます。もちろん、草地開発に
かかわる事業はこれにとどまらず、国営、県営、
団体営、いろいろな各種のレベルのものがござい
ます。私どもとしては、そういった各種のレベル
の事業を今後とも有効に活用しながら草地畜産の
問題に取り組んでいく必要があるだろう、このよ
うに考えておる次第でございます。

○串原委員 そういたしますと、私の手元にも農
水省で御用意いただきました「草地開発事業等の
概要」というのがございまして、各種の事業がこ
こにございまして、御答弁のようにいろいろな事業
がございまして、今の御答弁によりましてという
と、まだ日本には要望もあるし、草地畜産という
立場で開発をしなければならぬところもあるけれ
ども、このいろいろな、各種の事業というふうに
表現しておりますが、公団以外の各種の事業、こ
れによってこれらの草地畜産は具体的に要望に
こたえていくことができる、こういうことです

か。

○松山政府委員 今までの公団事業の特色は相当
大規模な草地開発を伴うものであり、かつ同時に
上物施設を一体的に整備する、そういう意味では
かなり事業規模としては大きな事業を集中的にや
ってきたわけでございまして、そういうものにつ
いてのニーズが最近減少しておるという実態に
あるわけであります。で、先ほど申しましたよう
に、いろいろなレベルの草地開発にかかわる事業
がございまして、中には上物、下物、一緒にあわ
せ整備する事業もあるわけでございまして。

これからの草地畜産といえますが、畜産の飼料
自給の問題の持つていき方については、あるいは
畜産局の方からお答えする方が適当かもしれませ
んけれども、従来にも増しまして、生産コストを
低くする畜産を進展させていくことの必要が高ま
っております。そういう意味での飼料問題の重要性は
依然として大きいわけでございまして、ことしの
二月に制定されました「酪農及び肉用牛生産の近
代化を図るための基本方針」、これにおきまして
も、飼料基盤に立脚した経営を基本として経営体
質の強化を図り、生産コストの低減に努めていく
んだという報告がたしか出されております。そう
いう観点で飼料基盤の整備拡充の問題につきまし
ては、やはり一つには既耕地の土地利用集積を進
めまして、その活用を図るという側面が一つ
と、もう一つは、地域のニーズに応じて、かつ同
時に開発コストの問題には十分留意せにやいかぬ
とは思いますが、そういう配慮のもとに先
ほど申しましたような草地開発事業制度を有効に
活用していく、またそれで十分対応し得るのでは
なからうか、このように考えておる次第でありま
す。

○串原委員 基本的な考え方は御説明でわかりま
したけれども、これは答弁によりまして、計画を
している、調査をしている地域までであるという
ことのようにありますが、将来大規模な草地畜産
開発事業の要望が出てきた場合にはどう対応しま
すか。

○松山政府委員 国営の草地開発自体、たしか四
百ヘクタール以上というふうなかなり大がかりな
ものでございまして、私は十分対応できるのでは
ないかというふうに思っておりますけれども、
状況が非常に基本的に変化をいたしましたようなこ
とに相なりますれば、その段階でいかなる形で事業
の円滑な推進に努めるべきかこれまた考えるべき
話かなというふうに思っております。

○串原委員 それでは具体的な問題に入ります
が、農用地総合整備事業と呼ばれる事業でござい
ますけれども、この事業のねらいというものが農
業の生産性向上と農業構造改善を図るということ
にあるといたしますならば、この事業計画の策定
に当たりまして、先ほど私は危惧をして当初触れ
ましたけれども、農地の流動化による経営規模の
拡大あるいは中核農家の育成、地域によりまして
ば生産組織の育成ですね、そしてそこに何をつく
るか、つくった場合の販売ですね、市場との関連、
いろいろな課題が出てくるわけでございまして。こ
れを全体的に結合させますと、私が申し上げるま
でもありませんが、成功いたしません。この問題
を具体的に検討、計画、推進しなければならませ
んが、今申し上げましたような重要課題について
どこの機関で検討し配慮していくということにな
るんですか。

○松山政府委員 特定地域農用地総合整備事業の
進め方の問題になるわけでございまして、御案内
のように、地域全体としての農業構造の改善が図
られるような計画をつくり事業の実施に努めてい
く必要があるわけでございまして。そこで私も今
考えておりますのは、調査、計画を行います段階
から都道府県あるいは普及所、市町村、農協、農
地保有合理化法人等々といった地元の関係機関、
こういった関係機関をどういう形で組織するかは
これから具体的に検討する必要があると思いま
すけれども、いずれにいたしましても、そういう
関係機関がお集まりをいただく協議会等のよう
な形をつくりながら、狭義の事業内容のほかに、
農地の流動化の問題でありますとか中核農家なり

生産組織の育成の問題でありますとかあるいは作
物の選定の問題等々、そういった関係事項につい
て十分御協議いただく、その結果を踏まえまして
全体としての事業計画をつくり、本事業の効果的
な実施を図っていくというのがまず一つでござい
ます。同時に、この事業と関連いたしますその他
のソフト事業の問題もあるわけでございまして、
そういった協議、話し合いの中でソフト事業との
密接な連携の問題にも特段の配慮をしていく必要
があるのではないかと、このように考えておる
次第でございまして。これらの措置を通じて、
調査、計画段階から事業実施後にわたりまして地
域ぐるみの農業構造の改善への取り組みが行われ
る、そういう形で規模の大きく、かつ生産性の高
い農業地域の形成を図られることを期待しておる
ところでございまして。

○串原委員 現場における、今御答弁のような機
関をつくる、協議会のような組織をつくって検討
していくということでありまして、その場合、事
業の採択条件あるいは採択基準、それから事業の
実施についてはどの程度の年次計画、五年くらい
でやろうと考えるというふうな程度のこと、ある
一方所当たりの事業費、おおよその程度のことを
想定されていらっしゃるのか、お答え願います。

○松山政府委員 特定地域農用地総合整備事業
は、都道府県知事の申し出に基づきまして、農用
地等の農業資源に恵まれており、農業の生産性向
上と農業構造の改善が急速に図られる可能性が高
い地域、特定の地域でございまして、そういうと
ころで区画整理等のいわば面整備の事業と、それ
から農道なり排水施設といいました線的な事業
を一体として、かつ総合的に実施していく、こ
ういう事業でございまして。
それで、申し出にかかわる要件といたしまして
は、やはり生産性の高い農業の展開が可能な集
団的な農用地が相当存在しているということが必要
でありますし、かつ地域の生産基盤の整備の状況
からいたしましてその早急な整備を必要とする地
域であるということがまず第一に必要なことでは

なからうかと思っております。農業生産の中核的な担い手が確保される、あるいは確保される見込みであるといったような地域における人的な要件というののもまた非常に重要なことではなからうか、こういうふうなことを考えておるわけでございます。と同時に、この種の事業でございまして、事業の受益面積の要件が当然要るわけでございまして、面的事業なり線の事業についてそれぞれ定めることにいたしたいと思っております。それで、この事業につきましては実はまだ六十三年度は調査の段階にとどまっております。六十三年度に二地区において事業実施のための国直轄による調査を実施することとしておるわけでございまして、したがって、これらの具体的な基準につきましては事業着手の段階までに具体的に詰めていきたい、このように考えております。

それで、そういう意味ではまだ検討課題でございますが、やはり同じような工種の事業が県営なり国営なりいろいろございまして、そういうもののとの関連を頭に置きながら具体的な面積要件は考えていく必要があるだろう。例えば面的事業について申しますと、県営圃場整備事業、これの採択要件が六十ヘクタール以上ということになっておるわけでございまして、一つのまとまりということを頭に置いて考えますと、やはり六十ヘクタールはかなり上回らないといかぬのだろうというふうに思うわけでございまして、また、線の事業についていいますと、今農道の中でも広域農道については受益面積千ヘクタールというものがございまして、そういうものも一つ頭に置きながら具体的に基準を定めてまいりたい、このように考えておる次第でございまして。

一地区当たりの事業費なりその所要工事期間というお尋ねがあったわけでございまして、そういう意味ではこれから具体的に各地区の実情に即して定めていきたいというふうにお聞きしておりますけれども、今多少頭にあるものも含めてごく大ざっぱな感じで申し上げますれば、この種の事業の

規模をいたしましては大体一地区当たり総事業費八十億程度のものを予定することになるだろう。別にそれで画一的に考えるということではございませぬけれども、その程度のものになるうか。その程度の事業規模でございすれば、今の公団事業の実施体制その他からいいますれば、五、六年なり七年度で事業の完了が見込める、大体そういうイメージの事業というふうにお考えいただいたらいいかぬかな、このように考える次第でございまして。

○申原委員 おおよそわかりましたが、本事業に對する国庫補助率、県、市町村、受益者の費用負担割合、あるいはその償還条件をどのように考えておるのかというようなこと、あるいは既存の事業、いろいろな事業がありましても、既存の事業を利用する場合と比較してどのようなメリットが公団の事業の場合あるか、これは大事なところだろうと思っておりますから、お答えを願いたいと思っております。

○松山政府委員 特定地域総合整備事業の補助率なり償還条件につきましては、ただいまも申しましたように、事業計画として具体化してまいるのがこれからでございますので、今後具体的に詰めたというふうにお聞きしております。いろいろな既存の事業の補助率なり償還条件というものもあるわけでございまして、そういうこととのバランスを頭に置きながらこれを具体的に詰めてまいりたい、このように考えておる次第でございまして。

既存の事業との関係でそのメリットは一体どういうことにあるかという御質問でございます。特定地域総合整備事業の場合には県営事業との関係、圃場整備事業としてやっておりますのが県営でございまして、それとの関係ということとがまずあるわけでございまして、この事業の一つの特色は、公団は御案内のように農業生産基盤の整備に關します総合的な技術力を有しておる、かつ技術者等の要員なりあるいは資金を短期間に集中的に投入できる、そういうことを通じて早期の事業効果の発現を図り得る、そういう特

性を持つておる、その公団を活用して事業を実施していくということでございますので、そのところにもまず一番大きなメリットがあると思ひますし、かつ、これまでもない形のものとしてのいわば面事業と線事業とをかなりまとめた形で総合的、一体的に実施していく、それをできるだけ効果の早期発現が期せられるような形で公団の持つた諸特性を発揮してこの事業を実施していく、そういうところにこの事業の特性を認めたいというふうにお聞きしております。

○申原委員 あと二、三伺いたいと思っておりますが、時間が参りましたので、最後に大臣、一言お答えを願いたいですけれども、今、担当の局長から御答弁をいただきました。本事業を実施するに当たって重要なことは、メリットがなければいけないと私は考えているところであります。現在いろいろな立場で実施されておりますところの既存の事業と比較してメリットがなければいかぬ。当初から議論しておりますように、日本農業の将来にとって一つの展望を持つということではないと、本事業の本当の目的達成というものは前進をしていかない、目的達成のために本事業は前進していかない、こう思うのでございまして、メリットを持たせるような事業、この検討を、これから検討するという話でありますから、強く要請しておきたいと思ひますので、大臣からそれに対する考え方をひとつお述べ願いたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 農地改革があつて以来、農地というものがいかに価値のあるものになつていくか、これが農業の振興、推進にとつて何としても大事なことであるということ、基盤整備事業というものが年を重ねるごとに、予算上困難な時期であつてもこれだけはもつともつとつけなければならぬということ、関心が高まつてまいりました。今委員おっしゃるように、そういう中にある新しい事業を価値あるようにしていかなければならぬと思ひますし、積極的におっしゃるような形でひとつ推進をしていかなければならぬ、こういう法律改正の一つの節目にそういうことが発

展的にまた理解されるようにしなければならぬと強く考えておるところでございます。

○申原委員 終わります。

○菊池委員長 安井吉典君。

○安井委員 きょうの法案に入る前に、農林水産大臣が御出席でございまして、現在の牛肉、オレシジ交渉の問題について、申原委員からも質問がございましたけれども、私もちよつと触れたいと思ひます。

大臣を初め三局長が訪米をされるなど、大変御苦労さまです。ただ、新聞の報道等で向こうのやりとりを聞いていますと、いわば恫喝的な言葉を向こうが吐いているような感じがしてならないわけです。先ほど申原委員は内政干渉というふうな言い方もされましたけれども、日本の農業の問題を真剣に考えている立場からすると、そういうような言葉を向こうに投げかけたような気がするわけではあります。日本は決してアメリカの植民地ではないのですけれども、まるでそうであるかのような言い方で責め立ててくるようなことは全く許せないことだという気がいたします。

ところで、報道によりますと緊急首脳会議を政府・与党では今週中に持つて、月内の決着を目指して日本側の態度の決定をしていくというふうな伝えられております。その前にきょうじゅうに党内の意思決定もするということもあります。先ほど閣内不統一という言葉もありましたけれども、私はむしろこれから問題なので、官邸主導という表現も実はあるのですけれども、そういう官邸主導型で一つの統一が行われるのではないかと、その統一の内容というのは新聞のいろいろな言葉と総合してみても国内調整に全力を挙げている、つまり近いうちに自由化をすることを前提にしてその際の条件をどう詰めていくかということが調整なんだと私も受けとめざるを得ないわけでありまして、そういうふうなことになると思います。先ほど大臣はいろいろおっしゃつておりましたけれども、そういうような言葉で最終的には何か統一されてしまつて、結局は近いうちの自由

化、そのための条件整備、そういうところに何か落ちつかされてしまうのではないかとこの心配があるのですが、もう一度大臣に伺います。

○佐藤内務大臣 大変御心配をかけておりますが、そういう御心配をされること自体がまた今後の交渉にどう影響するかというのを私は率直に申し上げなければならぬでございます。そういう意味では、今申されますように官邸主導であるとか何であるとか、新聞の書き方もいろいろございます。テレビの報道の仕方ともさまざまでございます。全部が全部とは言いませんけれども、極めて遺憾な点が多いわけでございます。しかも一部、これも一部でございますけれども、評論家筋においては、アメリカの内政干渉という言葉も今出ましたが、そういうことを皆さんに思わせるような発言もあるということを基に遺憾に思っております。だが主導しようとも、農林水産省は挙げて今後の農林水産行政に責任を持って当たらなければならぬと、困難な問題としていろいろ議論をされてきて、ストラス・中川会談以来、特に牛肉、かんきつに象徴されるように、この難しい問題が議論されてきた経緯、この始末はだが主導しようとも私が責任を負わなければならない、私自身がまた責任を負わなければならない、こういうことでございます。こうした話をしている、また新聞がどうだと言いたくなるわけでございますけれども、余り言うともた言論統制みたいなことを考えているのかなどと言われても困ります、我が国は民主主義国家で自由主義国家でございますから、それはそれとしてそんなくしながらも、甚だ遺憾な点が多いというところは率直に申し上げておきたい、こう思います。

○安井委員 大変強い責任感を持って農林水産大臣が頑張っておられることを私は評価したいと思えます。ぜひ自由化を絶対しないということと責任を果たしていただきたいということを申し上げておきたいわけです。

竹下外遊の前に佐藤農水大臣が訪米されて大詰めの交渉をするのではないかとこの話も流れてい

○佐藤内務大臣 率直に申し上げまして、ガット

の法理論上からいけば、また五月四日定例理事会があつて、そこにパレル設置の問題があるのではないかと、それについては拒否するのかもしれないのかという議論も先ほどございましたけれども、常識的にそういうことは推測されても、私にいたしましては一日も早く決着をつけたい。そのために、決裂するのではなくて、話は継続していただく。そして、何を考え何を求めておられるのか、そういうものを全体的に把握した上で、日本農業の将来、足腰の強い生産者をどう育成していくか、消費者のニーズもやはり考えながら理解を仰ぐにはどうするか等々、各般の観点から総合的な結論を下さなければならぬ、こう思っているわけでございます。竹下総理が訪欧される、その前にやらなければならぬという極端な理屈はないと思ひます。しかし、先刻申し上げますように、五月四日定例理事会、またガットの一つの節目の時期を迎えるわけでありまして、そういう意味では一つの節目である。しかし、いつの幾日までにやらねばならぬということではない。一日も早く皆さんが安んじて農業生産にいそむ、消費者の方々からも理解をいただける、アメリカも、平和的に解決してよかつたと言われるようにしなければならぬ、こう思っております。

○安井委員 きょう農協の自由化反対の大会が開かれます。そしてまた、私はこの委員会でも自民党の委員諸君が発言されるのもずっと伺っております。あくまで自由化をしないということが日本農業を守る唯一の道だという主張にも私の方も全く同感であります。ですから、よもや自由化を前提としての交渉が進むとは思いません。この委員会がこの間決議をいたしました。それだけはどうなことがあつても最小限守つていただきたいと思ひますが、大臣どうです。

○佐藤内務大臣 国会での決議また当委員会での決議、いろいろな決議がございますけれども、その都度それをそんたくするという考えは、ここ

でそれぞれが発言をいたしておるところでございます。

○安井委員 いずれにいたしましても、日本農業の将来を左右する重大な段階であるだけにしっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げて、時間の制限がありますので、きょうの法案の問題について若干触れてみたいと思ひます。

先ほどの御質問の中でいろいろ問題がかなり明らかになつておりますので、なるべくダブらないような方向でいきたいと思ひます。

阿蘇

今度の改正によつて、新しい公団は現在やっている仕事を一定の期間存続し、同時に新しい事業をやつていくというふうなことのようでありま

す。現行事業の存続期間というのは「当分の間」というふうに書かれてはいるわけですが、事業事業によつて終期が違ふと思うわけでありまして、大抵どれくらいの中うちに終わるというふうなことを考えておられるのか、まずそれから伺ひます。

○松山政府委員 昭和六十三年現在、公団が事業を継続しております区域でございますが、二つの種類の事業がございます。広域農業開発事業が十一区域でございます。それから、畜産基地建設事業が十二区域でございます。多少地区によりましておのづから完了年度には違ひがございますけれども、これらにつきましては昭和六十七年ないしは六十八年度ぐらには完了する予定で今仕事を進めておるわけでございます。

それから、現在全体実施設計ないしは調査計画という段階にございます地区の扱ひも一つあるわけでございますけれども、これらの地区におきまして現行の事業を実施するかどうか、これから具体的な調査を行い、かつ地元の意向を踏まえて判断していく、知事から申し入れがあつた場合に具体的な検討をやつていくというところになるわけでございます。それ以外、仮に現在そういう形で調査の対象になつております地区のすべてにおいて事業を実施するというふうな考えをみますと、これ

らが完了するのは大体昭和七十年代の初めころというふうなことになるのではなからうか、このよう

に見込んでおる次第でございます。

○安井委員 実施の範囲を政令で定めるといふうな書き方になつていようであります。きょうここで一つ一つ言つていただく必要はありませんけれども、大体どういふうな形で政令に書いていくのですか。

○松山政府委員 現在、公団事業を頭に置きながら、農林区域でございますとか津軽西部区域でございますとか、そういう十数区域で事業の開始に必要な事前の、これは国による直轄調査でございますが、それを行つているところでございます。これらの地区の扱ひは、ただいま申しましたように、調査の結果を踏まえて事業実施の可能性なり必要性というのを考えながら地元の要望に基づいて実施していくことになるわけでございます。政令上どういふ形で書くのかという話でございますが、これから政令の書き方については関係当局とも相談したいと思つておりますけれども、やはり具体的な区域名、例えば市町村名といったようなものでその地域を明らかにしていくことになるのではなからうか、このように考えている次第でございます。

○安井委員 現在の事業の実施について、行革審答申等にもいろいろ指摘もありました。コストダウンをもつと図るべきだとかいろいろの指摘があつたりしているわけでありまして、けれども、その他のいろいろな事情をも考慮してどういふうな方針でお進みになるおつもりなのか、今の段階でのお考えを伺ひます。

○松山政府委員 御指摘のように、行革審の方からも御指摘をいただいております。それを踏まえながら公団事業の効率的な実施ということに特に意を用いていく必要があるかと思つております。

それで、これからの公団事業の中身の問題といたしましては、公団事業は当初は酪農が中心の事業という感じが強うございましたけれども、その

後の畜産物の需給事情をめぐる状況変化の中でかなり肉用牛の方にウェイトが移ってきているという実態もございまして、これからの事業につきましてもおのずから肉用牛を中心としたものに重点が移っていくのではなからうか、このように考えておる次第でございまして。

具体的な事業の実施に当たりまして基本的に考えなければいけないことは、関係者の理解と支持が得られるような事業の進め方ということに相なるわけでございまして、そうなりますれば、事業の効率的な実施あるいは低コスト生産ができるような事業内容というのを考えてまいることが必要でございまして。そういう観点から、既に昨年関係局長通達も出して公団にも指導をいたしておるわけでございましてけれども、例えば開発予定地をやはり厳選していく必要があるかと思ひますし、かつまた土地利用の仕方考える場合でも、例えば急傾斜地などをいたずらに草地化するのではなくて、むしろ放牧利用に使うといったような地形条件に応じた土地利用ということにも意を用いる必要があるかと思ひます。畜舎の整備につきましても、これは地域の実情に応じてできるだけ費用のかからないようにということで、去年の四月には工事準備について一定の上限を設定したということもございまして。こういうふうなことを中心として、できるだけ経済的な事業の実施に努めたいものだ、このように考えておる次第でございまして。

○安井委員 そこで、先ほども申原委員から畜産の問題についてお触れになりましたけれども、この間の十二品目の中にも乳製品が一つの課題になり、現在は牛肉です。そういったようなわけで、国際的な圧力とでもいいますか、そういうようなものが非常に畜産にかかっているという状況にありますけれども、日本農業が将来成長産業であり得るのはやはり畜産だろうと思うのです。ですから、今度公団の仕組みが変わっていくという段階において、一つは畜産そのものについて政府としてどういうお考えでいくのか、今のよう

自由化問題がどうあるとも、コストダウンという大きな課題があります。いかなる外圧にも耐えられるような畜産づくりをするということが日本農業の一つの大きな課題ではないかと思ひます。そういうような意味で、草地畜産というのを先ほど強調されたのは、私も全く同感です。今後の畜産の生産性とか経営のあり方などについての基本的な考え方をまず第一に伺いたい。

それから、第二に伺いたいのは、今度は公団の問題なんですけれども、今日まで草地畜産ということに公団が果たしてきた役割というのは評価してもいいのではないかと思ひます。そして、そういう中で畜産関係の技術がかなり蓄積されているのではないかと。その蓄積された技術が、現在やっている仕事が終わってしまったらもうおしまいというふうなことでは非常にもったいないと思ひます。ですから、公団における畜産技術とでもいいますか、そういうようなものをどうして生かしていくのかという問題があります。その二点について伺います。

○佐藤農務大臣 我が国農政の中で畜産の占める地位というものは極めて重要だということはもう御案内のとおりでございまして。

畜産局長からさらに補足をさせます。

○京谷政府委員 畜産の我が国農業政策における基本的な位置づけにつきましては、ただいま大臣から申し上げたとおりでございまして。

若干補足させていただきますと、御指摘のとおり、国際化の進展等の事態に対応しまして、肉用牛の生産はもちろん、酪農を含めたいわゆる大家畜の国内生産の推進に当たりましては、生産性を向上させ、コストの低減を図りながら消費者のニーズにもこたえていくということが基本的に重要であると考えております。したがって、その手段として、国土条件等の制約がございまして、可能な限り自給飼料に依存した粗飼料依存型の経営というものを考えていくことが大変大きな課題であると考えておるわけでござい

す。本年二月に策定、公表いたしました「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」におきまして、飼料基盤に立脚しました酪農あるいは肉用牛経営を育成しまして、経営體質を強化し、生産性の向上を図ることがこれからの畜産施策の課題であるという方向が示されておりました。今後とも飼料基盤の整備拡充を図るために、開発コストにも留意しながら草地開発事業等の推進を積極的に進めてまいりたい、かように考えておるところでございまして。

○松山政府委員 お尋ねの公団におきます畜産の技術系の職員の活用問題でございまして、現在、公団では技術系の職員としては、畜産関係の職員二十二名の方に頑張ってもらっています。四十九年に公団ができました以来、全国各地で畜産を基軸とした総合的な事業をやっています。たわけてございまして、これを比較的短期間の間に集中的に行うということでございまして、実施上いろいろと技術的な課題が生じたようございまして。そういった技術的な課題を実際に即しましていろいろと解決してきておられるわけでございまして、そういった成果につきまして、昨年の一月現在で約三十種にも及ぶ報告書として公表もされております。したがって、そういうことを通じて、公団において蓄積されました畜産技術の成果というものは、ほかの事業にも活用されておるといふふうに聞いておる次第でございまして。

今回の改正によりまして、御指摘のように、事業の主たる業務が変わるわけでございましてけれども、まだ当分の間、現行の事業が継続されるわけでございまして、当然そこで頑張ってもらわなければいかぬと思ひます。かつ新規の事業につきましても地域の農業を全体としてどのようには振興していくか、こういう観点から面整備、線整備、そういったものが行われるわけでございましてけれども、先ほども御指摘ございましたように、その上にいかなる農業を構築していくかということも、これまた重要な課題になるわけでござ

います。そうなるまいりますれば、一般的には地域農業のあり方を考えるときには、畜産との関係をどう考えるかといったようなことが当然論点にもなるわけでございまして。そういう意味で、新しい事業におきます地域農業振興計画の構想づくりなり、営農計画の策定あるいは公団が受託事業として今度の事業でも予定いたしております上物の施設の建設といったようなこともございまして、そういう面におきまして、今後とも公団の畜産関係技術が生かされていくし、また関係者には頑張ってもらいたかなければいかぬ、このように考えておる次第でございまして。

○安井委員 新規事業の問題については、これも先ほどの御質問でかなり明らかにしているように思ひますが、私も心配するのは、現在、同じような事業を政府は農業基盤整備事業としておやりになっているわけです。ですから、一般的な事業をやる部分と今度公団がやる部分との区分がうまくつくのかどうかという点です。採択の基準をもっと明確にしておくことが必要なのではないかということです。そういったのは政令事項とか政省令でいずれ明らかにされていくものかと思うのですが、受益面積はどうなのだとおっしゃったような概要でいいと思ひます。きょうの場合は基本的な考え方だけでもお話を願いたいと思ひます。であります。また、コストの方も公団にやってもらうと何か割高だというふうな考え方が農民の間にあるような気もいたします。それだけに、公団にやってもらうよりは今までの県営でやってもらった方がいいとか、あるいはその逆の場合も出てくるかと思ひます。そういうような場合はどちらが選択権を持って処理するのか、そういうようなこともあると思ひます。

それから、石狩川下流左岸地区等の仕事は一応めどがついているわけでありまして、長期的にそういったような仕事が次々うまう出ていくって仕事がつながれていくのかどうか、そういう年次計画をつくれと今言っても無理かもしれませぬけれども、長期的な見通しを明らかにする必要が

あるのではないかと思います。どうですか。

○松山府委員 新たな公団の事業と従来から行
つております国営のその他の土地改良事業は、
事業の種目といたしましては、今回の公団の事業
が既耕地を対象になることから同じものである、
こういうことになるわけでございます。

しかし、今回の公団事業の特色といたしまして
は、全国津々浦々でこれを画的にやつていくと
いうことではございませんで、農用地等の農業資
源に恵まれ、農業構造の改善の可能性の高い一
定の地域におきまして、知事からの申し出に基づ
かつ通常の形で実施いたします場合にはどうし
てもその完成に長期間を要するといったような
規模の大きいもの、しかも面事業と線事業とを
一体として総合的に実施していく、これが総合
整備事業の特色であるわけでございますけれども、
そうなつてまいりますと、おのずから国営の事
業とは性格を異にするというふうに私もとして
は考えておるわけでございます。

もちろん先生御指摘のように、採択条件なりを
できるだけ早く明らかにしなければいけないと思
つておりますけれども、今申し上げましたような
今度の新しい公団事業の特色、ねらいを十分踏ま
えながら、調査の段階できちんと調整をいたし
まして混乱が生じないように十分配慮していく必要
があるのではないだろうか、このように考えておる
次第でございます。

採択要件の考え方でございますけれども、今申
し上げましたような趣旨のもとでの一定の地域と
いうのが一つございまして同時に、やはり受益面
積の要件が一つ必要でございます。

総合整備事業の面的な事業につきましては、今
主体になつております県営が六十ヘクタールでござ
いますけれども、これではちよつとやはり小さ
過ぎるわけでございますので、これをかなりの程
度上回る事業規模を一つ想定する必要があるだろ
うし、線の事業については広域農道が千ヘクタ
ール受益地といったようなことになっておるとい
うことを十分頭に置く必要があるだろう。さらに、

特定地域農用地等緊急保全整備事業という形で、
一定の地域で地形なり地質なり、その他の自然条
件の特長性に起因いたしまして農用地の排水条件
の著しい悪化、その他の広範囲にわたつて農
業生産を著しく阻害しておる、そういう障害を急
速に解消していくための大規模な農業用排水施
設の整備というのを予定しておるわけございま
すけれども、これにつきましては現在類似の国営
土地改良事業、内水排除事業と呼んでおりますけ
れども、これが千ヘクタール以上の規模でも行
つておりますので、そういうことも念頭に置きなが
ら具体的な要件を定めてまいりたいというふうに
考えておる次第でございます。

特に、これら新しい事業の見通しの問題につ
きましては、今総合整備事業の方につきましてはこ
との予算で国の直轄調査といたしまして二地区
で地区調査に入つておりますので、これからの調
査結果を踏まえて、事業化できるものについては
できるだけ事業化していきたいと考えております
し、特定地域農用地等緊急保全整備事業につ
きましては六十三年度から石狩川下流左岸地区につ
きまして事業着工に入る予定でございます。それ以外の
地区の問題につきましては、先ほど来申し上げてお
りますような要件を満たす地域について、具体的
な地域の要望がございました場合にそれを事業とし
て具体化していく、こういう構えで臨みたいと思
つておりますが、先生から御指摘がございました
ように、公団の事業が割高だということに私ども
は決して考えておりませんけれども、一部そうい
う批判を受けることがあつたことも事実でござ
います。恐らく先進的なモデル性といったような
ことが目を引いたのではないかとこのように思つて
おりますけれども、やはり関係者の方々から公団
事業をやつてもらつてよかったといったような
成果が高まるような効率的な事業の実施、それを
ベースとしたこれからの公団事業の展開というこ
とが非常に必要になつてくるのではないだろうか、
このように考えておる次第でございます。

○安井委員 新事業の問題についてはこの上とも
十分な配慮を願つておきたいと思つています。

次に、公団の組織や定員の問題でありますけれ
ども、これはかつての行革大綱で政府機関全体に
ついていろいろな指摘が行われて、組織縮小ある
いは効率化というような名前が答申があつて、そ
れに伴う措置が今日まで行われてきていたことだ
けは間違ひありません。しかし、そうはいないな
がら、農業基盤整備という仕事は非常に重大であ
ることは言うまでもありません。そういう両方の
状況の中で、今度の改革によつて公団で働いてい
る職員の中に雇用不安が残るということでは、こ
れはもう絶対に許せないと思うわけでありませ
う。あるいはまた、労働条件がそれによつてダウン
するというようなことも困ると思つています。何しろ、
政府機関として政府そのものが自分の考える仕事
を実行するためにこういうようなものをずつとつ
くつてきている、それが政府機関であります。し
たがいて、そこで働いている方々の雇用問題
について責任を持つのは当然だと思つております
が、局長からもそれから大臣からもこの際はは
きりお考えを伺つておきたいと思つています。

○松山府委員 公団の組織、定員の問題につ
きましては、これまで公団の事業の実態に即して
いろいろと御努力をいたしてきて経過があるわ
けでございますけれども、公団が今後とも国民的
な理解と支持のもとに安定的に事業を実施してい
くためには、効率的な業務運営ということに格段
の努力を傾注していただく必要があるというふ
うに考えるわけでありませう。

一方、今回の公団法の改正に当たりまして、公
団職員の間には雇用面での不安が生じるといつたよ
うなことがないようにすることも、新しい制度の
もとにおきます公団の安定的な業務運営上やはり
必要なことであるというふうに考えておる次第で
ございまして、こういう考え方のもとに私どもと
しても対応していきたい、このように考えておる
次第でございます。

○佐藤国務大臣 おっしゃるように雇用問題、労
使問題は、時代の変遷はございますけれども、そ
れぞれの人たちがその職場で生活の糧としてや
つておるわけでございますから、それを大事にしな
ければならぬ、当然のことだと思つております。
職場の安定ということは当然のことと心得ており
ます。

○安井委員 大臣からはつきりおっしゃつて
いただいたわけでありませうが、公団の今後の運営の問
題についても、監督だとか規制はできるだけ緩め
た形で自主性を尊重するというようなことが、一
つの機関ですから、機関の発展のために大事な問
題ではなからうかと思つています。

もう三十年を超える年数を重ねている公団であ
りますから、内部でも十分に人材もそろつてい
るというふうなことで、最初のときは農林省の天下
りみたいな格好でスタートせざるを得なかつた
と思つたけれども、今は、農林省との関係は一切
断つて、そんな乱暴なことを言うつもりは私には
ございませんけれども、役職員の内部登用であるとか
内部人材を育成するとか、そういうようなことで
仕事に励みができて、日本農業の発展のためにも
一つの役割をきちつと果たせるように今後とも育
てていくべきだと思つています。どうですか。

○松山府委員 公団は政府関係機関といたしま
して、法の定めるところに従ひ国の実施する機
関、したがってその特殊性なり公共性から
一定の制約というのは当然あるわけございま
すけれども、御指摘のようにそういった範囲内
で、ひとつ活力のある業務ぶり、公団の果た
すとして役割を十分果たしてもらいたいもの
だ、私どもとしてはそのように考えておる次第
でございます。

職員の配置の問題は、これは公団の問題では
ございませうけれども、恐らくいろいろの要素を勘案
してやつていただく必要があるのだらうと思つ
ます。主務省庁との密接な連携の問題というの
も一つあるかと思つた、かつまた、今先生から
御指摘ございましたように三十年の歴史の中で内
部職員の中からも職務経験の豊富な職員が育つて
きているといったような事情もあるわけござい

ます。こういった諸事情を踏まえながら、適材適所という観点に立ちまして、これからの公団業務の目的なり業務内容から見てふさわしい者が登用される、それを通じてひとつ公団が活力のある仕事をやってもらいたい、このように念願するものでございます。

○佐藤農務大臣 安井委員の言われることは極めて常識的な御意見を述べられたものと理解をいたしております。ただ、つけ加えて申し上げますならば、本日先ほど来私が当委員会を答弁をいたしておりますように、世間の見る目は農業に対して、一部であつても評論家に至るまで非常に厳し過ぎる面がございます。そういう中であつて、お互いの職場が理解をされるように誠心誠意その目的を果たしていかねばならない、かように思つておるところでございます。私も政府関係機関の職場におつた経験もございまして、そこからは極めて常識的な考え方を持っておりますつもりでございます。したがって、公団職員におかれては誠心誠意お勤めをいただきたいと念願をいたしております。

○安井委員 この際、まだいろいろお聞きしたいこともあるのですけれども、どうしてもきょうは取り上げておきたいと思つたことがあります。それは農用地公団事業についてもそうですが、それから一般の土地改良事業についてもそうですが、農民の負担が非常に累積してその支払いに困つていくという、そういう問題であります。これは問題はいくつ別々なんですけれども、性格がよく似ていていまいだきいと思つてきょうひとつ議題にしていただきたいと思いますけれども、一般的な土地改良事業も、公団の事業もあるいは一般的な土地改良事業も、一番最初、計画を立てたときからもうどんな実施期間が延びているというのが軒並みの状況であります。そしてその間に単価が上がる、諸物価も上がる、それからまた工事の質的な向上もそういう長期の間に果たされたといううなこともある。そういうような結果、当初の計画した工事費がずっと膨れ上がって、受益者負担

は増大するわけです。一定の据え置き期間を経たからいよいよ受益者負担の返還が始まるということになつてまいりますと、一番最初やるときに判こをつけて約束した額よりも非常に膨れ上がった額になる。昔の場合はその際も農家の収入は農産物、畜産物の価格が上がってきたものから支払い能力はあつたのかもしれないけれども、しかし最近では生産調整、あるいは水田の場合の減反、そういうようなことや価格そのものも伸び悩んでいる、こういうようなことで農業収入は横ばいまたはむしろ縮小しているというふうな状況で、したがって返す金は膨れ上がる、それを支払うべきお金の方はどんどん減つていくというふうなこと、いろいろな問題が各地で起きているわけです。特に土地改良事業の場合は、私の北海道などは五割に近い田んぼが転作を強いられるというふうなことでありますから、水田で生産性を上げていくというところで多額の費用をかけたのが、支払う段階は畑の収入で払わなければいけません、こういうようなことにもなるわけです。

一つの例を北海道旭川市のペイパン土地改良区について挙げてみますと、これは旭川市の郊外の、郊外といつても大分奥になるわけでありまして、その米作地帯の土地改良区の一部に下部地区といふのがあつたわけです。そこでは五十四年度に道営の防災事業としてため池の改修工事が行われた、それから五十六年度は道営圃場整備事業が着工されて六十二年完成。二つの事業がちょうど重なつてしまつた。約三十数戸の地区です。そして、そこで地元負担金の合計は二億六千九百三十四万四千五百円、これを農林漁業金融公庫からの借入金として払わなければならなくなつたわけですね。六十二年の償還金は、利息が六・五%で千七百四十五万五千円、十アール当たり直してみますと三万八千四百円、これは五アールになります。ピーク時にはこれは五万二千九百六十円になります。この辺の農家でも十アール当たりの粗収入はせいぜい十五万円ぐらい。ですから、所得率を四五%に見ても反当りの所得というのは六万七千円ぐら

いで、これで生活費なんです。六万七千円が生活費なのに、土地改良のだけでも現在でも三万円、高いときは五万円も払わなきゃいけない。これじゃもう暮らしていけないというふうなことになる。組合員の中でも大変混乱が起きて、ペイパン土地改良区の古小高組合長はことし自殺をしたわけですね。新聞にも報ぜられております。これがただ一つの原因だつたかどうかはわかりませんが、こういう大変な事態の処理についての心労の結果であつたということだけは間違いないと思ひます。よく調べてみますと、この土地改良区は去年の十二月二十二日の約定日に農林漁業金融公庫へ六十二年の元利償還金千七百五十万九千円をちゃんと償還してあります。きちつと償還をしたわけですね。しかし、これは東旭川農協から三十四名の組合員の組織の引き去りで処理はしても、それじゃとても払えない人がいっぱい出てくるわけです。組織がもう赤字になつちやうていくという人さえないわけですから、そこで結局農協が一時借入れを八百五十万円ぐらいいして、それでようやく返還しているわけです。したがって、そのあとを借りて返しているわけですから、これを一体後どうするのかという問題が残つていて、現在旭川市と東旭川農協とペイパン土地改良区の三者間で対応策を検討しているというふうな事情があります。

私は一つの例を申し上げたわけでありましてけれども、全国至るところにこういった種類の事態が起きていくのじゃないか、そう思うわけですね。こういうわけで政府の方も六十三年度の予算の中に土地改良事業等償還円滑化特別対策事業で、これで一億二千万円の予算計上、それから公団の方については利子補給としての助成額六十万円、これだけ計上をされているわけです。ただ、聞いてみますと、まだこれをどういうふうにして——何といつたつてこの額が全国の土地改良事業のそれに対して一億二千万円、それから公団事業でも借金整理にわずかに六十万円。政府の予算です、これに同額果が乗せるのだそうでありまして

れども。こういったような状況でこういう仕事に取り組むという熱意は買います。これは評価いたしますけれども、その内容はどうも農村の現状に当てはまるようなものになつていないのじゃないかという思いがあるものですから何うわけですか。

○松山政府委員 お答えに先立ちまして、事情を必ずしもつまびらかではございませんけれども、ペイパンの土地改良区の理事長さんはこれまで土地改良のために随分御尽力いただいた方と承つておりまして、御不幸に心からお悔やみ申し上げたい、このように考えておるわけでございます。

今、ペイパンの土地改良区を例に挙げまして負担金の問題御指摘があつたわけでございますが、私どもも現下のものもろろの情勢の中で、土地改良をめぐる負担金の問題は非常に重要な問題だ、このように認識をいたしております。いろいろな事情があるわけではございますけれども、できるだけ予算の重点配分等を通じて早期完成を図つていく、あるいは事業の実施面でも経済的な工法の実施等を通じて事業費の増高をできるだけ抑制していく、こういうことを一方で進めながら、償還に困難を感じている事例につきましても対応をいたしまして、いろいろと制約はあるわけでありまして、例えば六十一年度にはステップ償還制度、六十二年には計画償還制度、六十三年度に新たに今御指摘のございました償還円滑化特別対策事業といふものを一般の土地改良、公団事業の対象農家、このそれぞれについて講じることとしたわけでございます。

この六十三年度の事業について、あの金では十分ではないかという御指摘、御心配をいただいたわけでございますけれども、御案内のようにこの事業は、一定の要件を備へました土地改良区なりの公団の事業対象農家が償還金の返済を行うのに必要な金、公団の農家の場合には年償還額の三分の一以内という形をとつてございますけれども、それを農協等の金融機関から借り入れまして償還金に充てていく、その場合の利子負担を少なくす

るといふことで、例えば農協の融資機関といったしますと、農業近代化資金の基準金利が今六・七%でございませうけれども、それを念頭に置いて基準金利六・七%と自創資金の四・〇五%、その差額を都道府県と両方で負担しよう、こういう仕組みになっておるわけであります。六十三年度の事業規模として想定しておりますのは、ただいま先生から御指摘のありましたのは利子補給額でございませうが、年度の初めからすぐ実行に移すわけではございませう。特に公団事業の場合には来年度の二月に償還期が参りますので、そうすると二カ月分の利子補給分、こういうことになるわけであります。事業規模といたしましては、一応一般のものが百七十六億円の融資枠を想定しておるのでありませうけれども、現在都道府県等を通じて実情を調査しておりますが、この百七十六億円自体が六十二年度に都道府県を通じてかなりの土地改良区について調査をいたしました結果をベースとしておりますので、まず十分ではないだろうかと思っております。

同じく公団の関係のものにつきましては、六十三年度の融資枠は二億五千万ということにいたしました。これも昨年度都道府県を通じて行いました調査をベースとしておりますので、枠として不足することはないのではないだろうかというふうに考えておる次第でございませう。

○安井委員 予算計上が少ないので、公団については六十万円。これは二カ月分だとおっしゃったが、一年分にしても、月三十万円ですか、三百六十万円かなんかです。都道府県が同じ額乗せるにしても、私はけたが違ふのじゃないかなと思つたのですが、よく聞いてみますと、その三分の一を対象にするということですが、その三分の一が、実際は六分七厘なんというの、農協でほとんどありません。七分から七分二厘ぐらいで農協は貸しているわけですから、六・七%と四・〇五%の差額だけを県と国が補給するのだ、

そういうふうに向き合は非常にきれいでございませうけれども、中身を調べてみれば、その一だ、最後をきれいにするために途中で三分の一だけを対象にするとか、ありもしない一つの基準をつくるかと、私はどうもそんなようなことがあるような気がしてなりません。伺いますと、まだ要綱ができてないものでございませうし、下部の土地改良区に聞いてみてもまだ実態がよくわからぬというところのようです。したがって、実態がだんだん上がってくるというふうな状況を見ながら、このしる予算は既に通過してしまつておりますけれども、これからの段階でもつと内容を精査して実効のあるものにしていただきたいと思います。ことしでなければ来年度でもということもありませうけれども、そういうような改善努力をお願いをしておきたいと思つた。ともかく、これでもやろうというところになったことだけはいかゞと思つた。すよ。しかし、どうせおやりになるのならもつと実効のあるものにしてほしいということを申し上げて、これはお願いだけにとどめておきたいと思つた。大臣、いいですね。

○佐藤國務大臣 このしる新規の特別対策事業、利子補給のことについての御意見でございませうが、この問題は私もそう威張つて言えないのです。しかし、おっしゃるやうにこの仕組みを芽を出したというところに意味がある、そしてまた来年度、来々年度に向けて実効あるものに固めていく、こういうことで希望はひとつ持つていただきたい、こう思つております。

○安井委員 希望を持ちます。時間が来たようですからこれで終わりますが、いろいろの問題がありますけれどもそれを残します。ただ最後に大臣、農林水産省が土地利用型農業についての構造立法を進めようということ、当初の予定法案の中にも出ておつたわけで、いろいろな事情があつたということも私も仄聞しておりますが、これについて今後どうされますか。それだ最後に伺います。

○佐藤國務大臣 稲作などの土地利用型農業の規

模拡大、生産性の向上は今後の農業、農村のあり方の基本にかかわる重要な課題でありますし、このため各般の手法について幅広い観点から検討する必要がありますと考へております。今後さらに現地の実情等も十分に踏まえて地道な検討を積み重ねまして、立法を要する事項については関係者のコンセンサスを得てできるだけ速やかに成案を得るよう努力をいたしたい。この国会に間に合えばと思つた節もございませうが、そういう意味では間に合はなかつた。なるべく早く成果を得たい、こう思つております。

○安井委員 終わります。

○菊池委員長 竹内猛君。

○竹内(猛)委員 農用地開発公団法の一部を改正する法律案に関連をして幾つかの質問をいたしたいと思つた。

時間の関係から本会議を控えておりますから、途中で時間を残して本会議に出てその後また続けるということになると思つた。

そういう点でまず最初にこれは大臣にお聞きしなければならぬ問題だ。というのは、毎日の新聞に日米の牛肉、オレンジをめぐる自由化の問題が出ています。報道に載らない日はないぐらゐ出ている。十九日、きょうアメリカのスミス次席代表と政府・自民党とが会う。竹下総理はきのうの記者会見で、最高責任者として農林大臣の判断が位置づけられる、こう言つてゐる。交渉中両者が国内的には譲り過ぎてたかれるときに問題が解決するんだ、こういうことをきのう記者会見で言つてゐる。交渉とはそんなものではないか、軟弱で、譲らないと言つてもやるかもしれないが、体制側だ、こういうふうなことを記者会見で言つておられます。農林大臣はきのう決算委員会国内、国際措置についても幅広く考えながら決着を生み出した、こういうふうな答えをしております。輸入課徴金の導入をする全責任を負うことは農水省であり、農相だとその責任の所在を明らかにしております。だんだん日米の交渉が、責任の所在が明らかになつた。今まではだれが責任を

とるかということが余りはつきりしなかつたが、今度はかなり明らかになつたというふうに感じます。

そこで、農業団体はきょう牛肉、オレンジ輸入反対の集会を開く。また、経団連の斎藤会長は農産物の自由化はせきとめられない、時間をかけて日米の間で話し合いをするほかはない、原則は自由化賛成だ、こういうことを発表されてゐる。こういう点についてまず経過はいかがですか。

○佐藤國務大臣 最初に自民党とスミス次席代表が会うということが記者会見で云々とありましたが、とにかくだれがどう言おうと先ほど来答弁を申し上げておりますし、昨日、参議院の決算委員会におきましても答弁をいたしております。総論的に判断をして、そしてこれから農政に間違いのないやうにやらなければならぬ。その決断は私がしなければならぬということ、いろいろ先ほど話が出ておりますけれども、だれが主導だとかどうだとかという話もありませうけれども、どなたがどうやられようとか私の方々責任を持つて、今後の食糧政策の推進、これからの農政の積極的な展開を図つていかなければならぬその責任は私にもあるわけではございませうから、そういう意味におきまして今いろいろな角度からの検討が進められております。事、外交交渉でございませうので、政府間でやつておることについてその一々を申し上げるわけにはまいりませう。しかし、誠意を持つて取り組んでおる。報道の書き方や評論家の言ひ方や一部財界の言ひ方いろいろなものがございますけれども、それをもととして進めるわけにはまいりませう、こう思つておりますので、ひとつその程度でよろしくお願いいたします。

○竹内(猛)委員 そこで、だんだん日にちが詰まつてきているようですが、私は、日本の場合ガットに入つたのが三十年、アメリカはガットに入つていて思ふのですが、アメリカはガットに入つていながら自分の国の必要な農産物を防衛するための措置をとつて、今十九品目ぐらゐはウエーバ

1の措置をとっている。日本でも三十六年に農業基本法というのをつくった。この十三条というのにはまさに外国の輸入、そしてそれに対する農業者の受ける打撃、これに対しては十一條との関係もあるけれども、その十一條の関係だけで十分に回復できない場合には課徴金であるとか、あるいはこの保護措置をとる、こういうことを決めているんだ。三十六年の十二月の農業基本法で、国内法です、これは。にもかかわらず、一体アメリカは、例えば課徴金の場合においてもそれに対してけしからぬという文句をつける、保護しようとするけれどもけしからぬ、過保護じゃないかと一々国内の農政にアメリカからけしをつけられ、文句をつけられて黙っているという手はない。これはおかしいですね。どうですか、農業基本法との関係で。

○佐藤農務大臣 農業基本法の示すところも承知をいたしておりますが、今、二国間で話し合いを進めておるところでございます。冷静にも冷静に対応しよう、話し合いを続けよう、こういうことでやっております。どうですか。

先般私も当委員会でもしばしば申し上げておりますが、私も言いたいことがあるけれども、じつとこらえていられるのであります。それを黙っている手はないと言われても、私が黙っていないで言いたいことを言ったのでは冷静な対応ということにまた水を差すことになりまして、私はこらえにこらえにこらえて、そしてやっております。どうですか。決裂してしまえとおっしゃるなら、それは一番簡単でしょう。それはまいりません。やはり冷静な対応を進めるために二国間で着実な話し合いを進めていかなければならぬ、こういうことでございます。ということは、責任を負わなければならぬわけでございますから、その責任の重さを考えるとそういう答弁になるわけでございます。もちろん責任はあるあると言いながらも、いろいろな方々がいろいろな意見を言われる。聞き耳は持たぬのかと言われれば、聞き耳はちゃんと持っております。こういうことでござい

ます。

○竹内(猛)委員 農業基本法の十三条はそういうことを言っていない。歴史が判断をすることだからこれ以上この問題を追及することはやめるけれども、しかし、我が国の食糧の自給率といいますが、これは各国に比べて、量にして五〇%、カロリーにして七〇%を外国から輸入している。食糧の自給率が低いというのは世界一だということ。は前から言っている。こんな国は世界のどこにもない。生命の源を他国に任せるといふようなこと。——ガットのようないくつかの国は他人の食卓のメニューを云々する前に、今アメリカのような飢餓に飢えている国の問題あるいはソ連のチェルノブイリの事故による放射能の汚染によるところの食物の輸入、流通というふうなものについてもっと検討した方がいいじゃないかという声もある。きょうの読売新聞を見れば十二段抜きで汚染食物がイタリヤから入っている、こういうことが出ている。だから、本当に今アメリカが言うようにむちやくちやに何でも力をつけてみる。農産物も工業製品もあらゆるもの、建築にまで口を出して日本が植民地化をするような感じがする。この大変不愉快だ。だから、農林大臣はこの前の大変不愉快だという言葉を使った。あれはいい言葉だと私は思うのです。国民は大変不愉快ですよ。今のアメリカのやり方については極めて不愉快だ。だから、最後の段階だからまあ言いたいことも言つて歴史の中に一ページを飾るといふぐら

いの佐藤農務大臣の決意を聞かしてもらいたい。○佐藤農務大臣 予算委員会でも不愉快だと言った発言はそのとおりでございます。まさに不愉快であります。しかし、これがまた三十分もしないうちにアメリカに、ワシントンに届く、活字になる、それが交渉にどういふ結果になるか、友好国としていかにあるか。反省もいたしておりますが、しかし、私はいかなる事態にあつても冷静に話し合いを進めて、円満な決着を図りたい、こう思つておるわけでございまして、私自身の考えはもう委員十分御承知でございます。ようからくどく

は申し上げません。私自身はとにかく歴史に残る評価とは、まさに歴史がこの後私に点数をつけるでありましょう。そのときに落第点をつけられないうちに私は全力を挙げておる、こういうことでございます。

○竹内(猛)委員 これ以上この議論はするわけにはいきませんから、そういう歴史的に立派な足跡を残すように佐藤農務大臣に要望して、農用地開発公団の法案の改正に進んでいきます。私は、この公団ができるといういろいろな経過がありました。当時、警視總監をやられた方が前の理事長をやつておつて、やはり警察の關係はよく理解ができるけれども農業の気持ちはどうも理解ができないじゃないかというふうなことで、非常に失礼だったけれども農林水産省の大和田啓吉さんを理事長に迎えてやつた。大和田さんとしればお話をし、まあ十年後くらいになると仕事が一定の限度に来るであろう、そのときにはこの公団の性格をどうするかというふうなこともお話をいたしました。その中で、何とか立派な技術を持つていける方々、地域の非常に隅々でいろいろな開発をされる方々の生きがいと希望というものを消さないように、あるいはまた海外に出て開発の指導をされているそういう技術者についても情熱を持ってやれるようにということで非常に心配をいたしました。行革審からいろいろな指図を受けまして、その指図の乾かないうちにこの法案が出たということはまさに当局の努力に対して感謝をしたいと思つてます。感謝ばかりしていてもしょうがないから、将来永くこれが繁榮するように頑張らなくちゃならない。長期の見通しというのはいくつになつていけるのか、それを聞きたい。

○松山政府委員 公団のこれからでございますが、現在実施中の事業それから現行事業に関連いたしまして調査をいたしておりますもの、この事業化の問題、当分の間こういうものが主体になつていくわけでございますが、新しい事業につきましては、御案内のように従来の未墾地開発を主

体にいたしましたものから既耕地の整備保全というものに重点を置いた事業に切りかえまして、国の直轄調査の結果等を踏まえながら新事業の趣旨に則した的確な事業展開を図つていく必要がある、このように考えておるわけでございます。このうち、特定地域農用地総合整備事業でございますが、これは六十三年度におきましては国の直轄調査といたしまして二地区で調査をいたしてございます。そのほか地区調査の前段になります基本調査を実施している地区が幾つかあるわけでございまして、こういつた調査地区での意向なりあるいは構想等がまとまり次第逐次事業化していくというのを考えておると同時に、これ以外の地区につきましても、本事業の目的なり要件に該当するものにつきましては、地元の意向を踏まえながら順次調査の上事業化していくという段取りにならうかと考えておる次第でございます。もう一つの特定地域農用地等緊急保全整備事業でございますけれども、六十三年度には石狩川の下流左岸地区で着手する予定をいたしております。これ以外の地区につきましても、本事業の目的なり要件に適合し、かつ事業実施の要望があるというものにつきましては今後その事業化を検討してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 今後の公団の運営等々について先ほど安井委員からかなり細かい質問がございましたが、やはり公団の運営というものは、労使というか、理事者と現場で働く者が心を一つにして、しかもその働いた成果が農民なり国民全体から評価される、こういう運営でなければならぬ。それについてどういふふうな考えですか。

○松山政府委員 公団がその目的のとおり、かつ国民的な理解と支持のもとに安定的な業務運営をやつていく、こういうことのためにやはりもろもろの状況を念頭に置きながらその効率的な業務運営に努めていただく必要があるというふうな考えをしております。と同時に、やはりその事業を通じて国民の皆さんの評価を受けるわけでござ

いますけれども、公団の業務運営が安定的な形で
行われますためには、公団におきまます労使関係の
安定というのことも重要な課題であろう、こ
のように考える次第でございます。

○竹内(猛)委員 今日まで北海道や岩手や福島や
あるいは島根、熊本、大分等々でかなりの開発工
事をしてきたわけだけれども、そのトータルとし
て、情勢の変化もあるとはいへ、やはり必ずしも
所期のようにならなくていろいろな負債の問題が
生じてきていることは事実だ、それは全部じゃあ
りませんが、そこで、今までの事業をしたその後
始末とこれから新しい事業とのかかわり合い、
今までのあれは過去のものだからそれはそのまま
にしておいて、後始末は別なものをやって、これ
からはひとつ土地の開発もするし、管理もする、
こういうような形にいくのか、その辺のかかわり
合いはどうされるか。

○松山政府委員 公団がこれまで事業実施の対象
に指定をしてまいりました地区数六十九、そのう
ち四十六の地区で事業が完了いたしております。
継続中のものについての扱いは、先ほども申しま
したように、これからも引き続き公団事業として
やっていくわけでございますから、当然公団との
かわり合いは続くわけでございますし、かつま
た完了地域の問題につきましても、これはなおか
なり長期にわたる償還の問題もあるわけでありま
して、公団との間はお一定のつながりのもとに
いろいろと物を考えていく必要のある状態にあ
る、このように考えておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 これからの仕事として、国営あ
るいは団体営の土地改良、こういうもののかか
わり合いが当然出てくるだろうと思うのですね。
そのかわり合いについては今度はどうされる
か。

○松山政府委員 新しい事業は、従来の未墾地開
発プラス上物施設の整備、そういう事業形態では
ございせんので、事業種目といたしましては、
既存の国営なり県営の土地改良事業と異なるとこ
ろがないという可能性もあるわけでございます。

ただ、今回の新しい公団事業の特色は、全国
津々浦々というところではございせんので、農業
の生産性の向上と農業構造の改善という非常に重
要な今の農政課題を踏まえながら、農用地等の農
業資源に恵まれ、かつ農業構造の改善の可能性の
高い一定の地域で、知事の申し出に基づいてやっ
ていく。通常の事業ではなかなか長期間を要する
といったような規模の大きな土地改良施設等の整
備を、公団の持つております技術力なり機動力な
りあるいは資金の調達力を活用して短期間のうち
に一体的、かつ総合的にやっつけていく、こういう
ことでございまして。したがって、全国の農用
地を対象としてその整備水準の向上を図ります一
般の国営なり県営の土地改良事業とはおのずから
性格を異にしておるわけでございまして、むしろ
一般の事業と相まちまして基盤整備の効果がより
一層高まる、こういうように考えておる次第でござ
いますけれども、調査計画の段階から両者の調
整を図りながら新事業の円滑な推進に努力してい
く必要がある、このように考えておる次第でござ
います。

○竹内(猛)委員 これはまだまだ検討する必要が
あるわけですが、土地改良事業の問題について
も、負担のことについて先ほど安井委員からお話
がありました、私もこの負担の問題についてち
よっと質問したいと思うのです。

ある県を調べてみると、自治体が、市町村が八
十八ぐらいある。そこには農協が百二十ちよつと
あります。土地改良区は三百二十あるというこ
とで、自治体も統合する、農協もできるだけだん
だん統合する、それは法律でやっつけていくことで
すが、土地改良区というのは何で三百二十もあるの
か。古い町村、合併前の町村ぐらいいできている
のか。そうすると、そこには理事長もいるし職員
もいる、建物もある。そういうような負担を農民
にかけて、しかも米価は下がる、減反はする、機
材については原価も明らかでない、そしてアメリ
カから今度はどつと物がくるといったら農業はお
かしくなるじゃないか。土地改良に魅力を持たな

くなってくる。そうすると困るから、一方におい
ては、公団におけるところの雇用の問題が出る
し、地元ではそういう三百二十もの事業体を持つ
ていくというのはちよつと不都合な感じだね。だ
から生産地域別とか水系別とかに整理して土地改
良事務所というのはいささか少しきちんとしたらどう
だ、それはどうなんですか。

○松山政府委員 土地改良区は六十二年現在の数
字で、全国で約八千四百あるわけでございます
が、事柄の性格上、水系別に構成されるという場
合も多いわけでございます、そういう意味での
制約といえますか条件づきがあるということはある
にいたしまして、御指摘のように、零細ある
いは小規模のものが多くという実態にございま
して、やはり運営基盤を強化し、水管理の効率化を
図っていくという観点からいたしますれば、何と
かしなければいけない、特に合併を進めなければ
いかぬ、こういう状態にあるわけでございまして。

このために、昭和五十五年度から土地改良区の
運営基盤の強化と事務的、技術的能力の向上とい
う点を図りますために合併を促進するということ
で、土地改良区育成強化対策というものを実施し
てきておるところでございます。その結果、一土
地改良区当たりの面積規模との関連で申します
と、千ヘクタール規模以上のものでふえておりま
して、それ以下のものが減っておる、土地改良区
の総数自体も、これはいろいろな要素がさらにあ
るわけでございまして、五十五年が九千余ござい
ましたけれども、ただいま申しましたように、そ
れが六十二年には八千四百にまで減っておる、こ
ういう実情にあるわけでございまして。

さらに、六十三年度におきましては、土地改良
区の合併を一層強力に推進する、こういう観点か
ら、県全域にわたります統合整備基本計画を樹立
してもらう、そのための助成措置を新たに講じる
こととしたところでございまして。これからのこ
ういった施策を通じて土地改良区の合併問題に
取り組んでまいりたい、このように考えておりま
す。

○竹内(猛)委員 それは町村や農協の合併よりも
非常におくれている。そして負担が二重、三重に
かけられている。私のところでも、用水の負担金、
排水の負担金というものをかけられて大変困って
いる農家があります。そういうところを見ると、
やはり土地改良区というものはなるべく水系別に
整理をしてそういう負担を軽くすると同時に、維
持管理費というものををもっと考えてもらわなけれ
ば困る、こう思いますが、その維持管理について
はどうですか。

○松山政府委員 土地改良施設は特定の農家を受
益者として、しかもその発意に基づく申請事業と
して行ってきたわけでございまして。こういう
ことからいたしまして、当該施設の維持管理は
原則として受益農家が自主的に行うということに
なっており、そのほとんどが受益農家によって構
成されます土地改良区によって管理されておるわ
けでございます。

しかしながら、近年、施設の高高度化、大規模化
が進む、あるいは兼業化の進展によりまして集落
共同の自主的管理機能が弱体化いたしますとか、
農村の混住に伴います農業外利用が増加する、
さらには施設ストックの増大に伴いまして整備補
修の必要性が増大する等々がございまして、管理
費が増大する傾向にもあるわけでございまして。

こういう状況にかんがみまして、私どもいた
しましては、施設を造成いたします際に、管理費
ができるだけ少なくて済むような施工のやり方、
例えば集中管理方式を採用するといったようなこ
とをまずやっつけておるわけでございまして、特に公
共性の高いダムなり頭首工等の施設につきまし
て、国の直轄管理あるいは都道府県の管理に対す
る助成といったようなことも施設の実態に即して
考えてきております。さらには、土地改良区等が
管理いたします施設に関しまして、定期的な整
備補修に対する助成、あるいは県土連によります
施設の管理技術指導に対する助成、さらに、緊急
かつ多額の費用を要します管理設備の修繕工事に
対する助成といったようなことを行いまして、管

理費の事務負担の軽減に努めておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 公団の今後の運営の問題について、雇用の不安のないように、そして労使が非常に信頼し合つて進めるように、また関係の受益者がそれに対して敬意を表し、感謝できるようにするために、運営の民主化という問題がある、内部登用という問題がある。先ほどもありました。こういうようなことについて、これは局長並びに大臣から、私の質問ではこれがこの問題については大体締めくくりになります、一言お答えをいただきたい。

○佐藤国務大臣 先ほど安井委員にお答え申し上げたとおりでございますので、ただちよつと、さつき公団職員の誠心誠意云々という言葉が、私、答弁したと思いますが、役職員というところを職員と言つたように私は思うので、委員長にお願ひでございますが、議事録をひとつ御訂正させていただきますが、お取り計らいをお願いいたします。あとは先ほど答えたとおりでございます。

○竹内(猛)委員 もう時間も、本会議が始まる間際になりましたから、ひとつ農家負債の問題について、前々から私は現地調査をし、ここでもしばしば発言をしてきました。いつも同じように金融課に任せてあるというようなことばかりで、平面的な、三年間ぐらいは同じようなことを聞いてきたから、これじゃいかぬ、それでは愛情がないじゃないかということ、一つや二つの法案はつづければいいかぬ。社会党としては、いろいろな調査をして一つの法案を出そうということで準備はしておりますが、最近金融課の方も少し中身も充実させて充實したようだから、その充實した中身について説明を求め、同時に大臣からもそれについてなお押さへのお答えをいただければありがたい、こう思っております。

○伊藤(礼)政府委員 農家負債の問題につきましては、地域や経営部門等による差異が大変大きい

わけでございます。これを一概にとらえることは適切ではないと私も考えておりますが、農家の負債問題を大きく分けますと、第一に、既に借り入れられた制度資金の償還負担がその後の経営環境が変化いたしました過重になつていっているというようなケース、それから第二に、農用地開発公団事業や土地改良事業の負担金等の償還に困難を来しているケース、第三に、農業経営の中でも特に畜産経営の場合、一部において借入金に大きく依存しつつ急速な規模拡大を行ひまして、結果として多額の固定化負債を抱えているようなケース、このような三つに分かれるというふうに考えております。

そこで、農林水産省といたしましては、全国の平均で見た場合の農家の借入金と貯蓄の状況からして、画一的な対応をいたしますよりは、むしろ個別農家の負債の実情に応じた具体的対策を講じていくことがより効果的なものであるというふうに考えているわけでございます。

そこで、ちよつと長くなつて恐縮でございますが、農家の負債対策といたしましては、既に借り入れられた制度資金の償還が困難となつていっている場合には、個々の農家の実情に応じまして条件緩和等の措置を講ずるよう指導いたしますほか、六十三年度に新たに講ずる対策といたしまして、第一に、農家の債務整理のための自作農維持資金につきまして、特定の要件を満たすものにつきましては貸付限度額二千二百五十万円、一般の七百五十万円の三倍という新しい限度を創設いたしましたと同時に、農用地開発公団事業及び土地改良事業の負担金の問題につきましては、農協等の資金を活用いたしまして償還の円滑化を図る場合に、その金利負担が自作農維持資金並みの四・〇五％となるよう利子軽減措置を講じているわけでございます。これらはいずれも構造改善局において担当しております。

さらに、先ほど申しました畜産経営の負債対策につきましましては、酪農及び肉用牛経営の体質強化を図るために、六十三年度から五カ年計画で融資

総枠一千百億円に上る大家畜経営体質強化資金、未端金利は同じく四・〇五％、特認が三・五％以内というところでございますが、この融通あるいは養豚経営の合理化を図るための養豚経営合理化資金、これは六十三年度の融資枠が二百億でございます。また、未端金利は同様でございますが、この融通、これを行うとともに、個別経営指導に対して助成措置、六十三年度約六億円を投ずることとしております。これらは畜産局が担当しております。

以上のように、農家の負債対策につきまして、関係各局が連携をとりながら全般的な課題としてその充実に取り組んでいるところでございまして、農林水産省といたしましては、今後ともこのような態勢で、関係各局が連携をとりながら負債を抱えた農家が一日も早く経営再建ができますように、個々の農家の実情に応じて対応していく所存でございます。

○佐藤国務大臣 農家負債の問題についてはしばしば御提言等もいただいております。対策室をつくれ、それぐらいの心構えでやれというようなことも率直な御指摘をいただいております。ところでございますけれども、特に最近負債問題についてはいろいろ御意見がございまして、しかし、この対策については画一的であつてはならない。先ほどもお言葉にございましたように、愛情を持ってということがございましたが、それは個別に丁寧に扱わなければならぬ、こう心得ております。そして系統金融あるいは制度金融、両方相まって措置すべきものと心得ております。

あとは今事務局から御答弁申し上げたとおりでございます。

○竹内(猛)委員 時間が来てしまつて、きょうは大蔵省に来ていただいておりますので、少し順序は飛ぶわけで恐縮ですが、この際、ただしておきたいことが一つある。

それは、この前も、読売新聞の論説を読んで、役所のメンツというようにことが書いてあつたからいろいろやりとりしたわけですが、その後も依

然として中海・宍道湖の干拓の問題が前進するのは不当である、あれはもうこの際何としてもこの辺で切りかえてもらいたい。鳥取県では条例の運動に入つています。恐らくこの委員会では地元の野坂浩賢君が漁業の問題に関連して深く質問をすることになると思ひますから、私はそういう細かいことについては触れませんが、ともかく九百九十億という金を必要とする。現在七百二十億ぐらいの金を使つていられるでしょうか。また現在六十億の金が今、三月いっぱいには実施できないで、五月いっぱいまで地元の関係の意見を聞くという話になつていいます。これだけ世論からたたかれて、これは与党も野党もないですね。すべてのところであれを進めろということがない今、減反をしているときに、なお今日までで上がった四地区のその分配といひますか、耕作するだけでもあの値段では何もできないと言つているときに、これからなお金をかけてやるということとは非常にむだな話なんだ。だから、大蔵省としても、こういうものについての検討をしてもいい、こゝでは、それではすぐやりますということはできないかもしれないが、ひとつつこういふ意見があるということだけは事実ですから、聞いてもらいたいし、それから農林水産省については、この前の松山構造改善局長の答弁なんというのは、とてもよそへ持つていったら笑われるものだ。ああいう答弁ではぐあいが悪い。もう少し、今までこうしてきたからこれをやるのだということでは困る。幾つかの問題もこういうふうにとらえておられる。幾つかの問題も変わつたからこれに変えたんだということがたくさんある。情勢が変わつたから金もかかつたんだという話もある。ところが、そこだけはどんだんやつていくのだということはおかしいのだ、これは。そういうおかしい、つじつまの合わないことについてはやはりしっかりと判断をしてもらいたいということ、大蔵省からの御意見も聞きたい。それから農水省の方からも、その点につきましては、まだ話し中だから結論は出ないだろうけれども、来年の予算の編成もありますからね、そ

れらも含めてちよつと言聞かせてもらいたい。
○佐藤国務大臣 大蔵省にも答えろということのようでございますが、このごろ決断しなければならぬことばかり多くて、非力ではございませうが、これは今、三月末のものを五月末までに延長いたしまして、そして地元の集約した意見を持つておるところでございまして、地元がどう出てくるか、その意見についてここでそれを包んでしまふ、押さえてしまふようなことは、いささかこれはまた私が不謹慎なことになりますし、ただ一般論として言えば、従来から申し上げておりますように、むだにむだを重ねるというふうな結果、そういう評価を受けることがあつてはならない、これは一般論として当然のことながら申し上げられることとでございます。

○竹島説明員 お答えいたします。

中海の干拓事業の件につきましては、委員初めいろいろの方から御指摘なり御意見をいただいておりますので、大蔵省としてもこの事業の取り扱ひについて非常に慎重、しかし決めるときには決めるという気構えを持つて対応していかなければならぬと思つております。ただ、具体的な内容につきましては、従来から農水省の方から御答弁がおりますとおり、まずもつて両県の対応、意見というものが出てきませんことには、事業そのものが地元の要請から始まつたということもございませうけれども、現状を一番理解しているはずの両県の御意見というものを伺つて、かつそれを農林水産省がどういうふうになされるかというものが、あと五月の末ということとございまして、そう長い時間ではないと思ひますけれども、まずそういうことを伺つてから、財政当局としても六十四年度予算に向けて、六十三年度予算の執行の問題もございませうけれども、判断をさせていただきます、このように思つております。

○竹内(猛)委員 今まで使つた金の始末やら、これからの方向やいろいろそれはある。あるが、中央で聞けば地元だという、地元で聞けば中央だという。球の投げ合いでは困るので、責任の所在

をちゃんと明らかにして、その始末をちゃんとしなければならぬ。今神風が吹いてるんだから、神風に乗つて、それで世論の中で、元寇のときには神風に乗つて勝つたんだから、神風に乗つてちゃんと始末をする。それは国民的合意ですよ。それをひとつやつてもらいたいということ、で、次の福島県の現地調査の民の声、野の声、この大柿ダムののことについては本会議が終わつてからじっくりやります。

ここで一応中断させていただきます。

○菊池委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後三時二分開議

○菊池委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。竹内(猛)君。

○竹内(猛)委員 休憩前に引き続き質問いたしますが、前に申し上げたように、今度は土地改良、構造改善事業が具体的に進んでくる中で大変典型的な問題になつていて、何としてもこれは確かめておかなければならない問題があります。過ぐる四月十、十一、十二と三日間にわたつて、私も福島県の大柿ダムとそれから会津の日中ダムの現地の調査をいたしました。その中で、全国にあるのかどうかわかりませんが、ともかく自治体が受益者の負担を全部やる、こういう決議をしておるわけです。そのような例が他にあるだろうか。まずそれから伺ひます。

○松山政府委員 今御指摘の地区は、大柿ダムというダムをつくりましてそこから水を引く、請戸川地区の国営かん排事業かと思ひますが、こういう国営かん排事業の場合には相当公共性の高い施設を含めた大規模なものであるということ、御案内のように、県営事業なり団体営事業と比べますればかなり高率の国庫負担率を設けて事業の推進に当たつておるところでございします。

問題はその国庫負担の扱いということになるわけでございますけれども、県それから地元の間においてこれをどのように負担していくか、それぞの地元の地域振興の考え等にもかかわる話でございしますので、各地区あるいは同一の地区内におきましても、この地区の場合には三つの町がかかわつておるわけでございしますけれども、それややはり自主的な判断にゆだねてございしますので、負担の持ち方にはかなり各地区千差万別というふうにお考えいただきたいと思ひます。

今お尋ねのように、ダムを含んだ大規模な国営かん排というところで、市町村が国営かん排の負担のすべてを負担することにしてはいるようなそういう例があるかどうかというお話でございしますが、ダムを含みました国営かん排事業の地区といひましては、この地区だけが国営かん排事業の地元負担のすべてを負担する、こういう考え方で対応しておる、こういう実情でございします。

○竹内(猛)委員 この地区だけといつても、これは大柿ダムを中心とする三つの町とそれから会津の方の日中ダムを中心とし、新宮川ダムの関係もあるもの、全額負担をして町と十分の五、十分の一というように負担をしていてところがあつて、まあその十分の五、十分の一は別にしても、全額負担をしていてところがあつて、福島県には少なくともこういうところが二カ所あることだけは事実だ。そこで、大柿ダムが来年度から償還をしなければならぬというところになつてきて問題が明らかになつた。

三月九日の衆議院予算委員会の分科会で、社会党の上坂昇代議士と佐藤徳雄代議士がこの問題を質問をいたしました。構造改善局長は、しばらく時間をかしてくれ、こういう話でありますけれども、時間には既に一月以上過ぎている。一体、この場合の受益者というのは法律上何を指すのか、まず受益者から説明をしてもらひたい。

○松山政府委員 土地改良事業におきまして受益者というところでございしますが、一般に土地改良法の定めておられますところの、三条で定めておりますが、土地改良事業の施行区域内にあります、例え

ば農用地でございしますれば、所有権に基づいてその使用収益している所有者、あるいは使用権に基づいて使用収益しております場合には、原則は使用収益権者でございしますけれども、一定の手続をとりました場合には、所有者等いわゆる三条資格者と呼ばれておるものが受益者に該当する、このように考えております。

○竹内(猛)委員 それでは、この三つの自治体が、国営の場合には一〇〇のもの六〇が国、二〇が県、その二〇を自治体が負担をした、そのときに、後でうまくやるから土地改良をつくる、水を引くことに協力してくれ、こういうさきやきその後ろからあつたということは既に明らかになっている。だから、そのとおりになれば問題はないんだ。うまくやるから問題はないんだけれども、そうじゃない。現実にはこの間に計画変更もあつたし、工法の変更もあつた。こういうときに、受益者である農民とは余り相談をしないで、三つの町の責任者と請戸川の水利組合が話を決めて決めた。ところが、現在支払いが、九十二年までの支払いの中で、大変負担が多いわけですね。約四倍になつておる。こうなつてくると、これは自治体の財政が破綻をするということで、各町村が何とかならないか、こういうことを要請をしておるわけなんです。

それから、一体、この面積が三千八百七十ヘクタール、対象農家が三千八百六十三戸、そのうち水田が三千七百九十ヘクタール、畑が八十ヘクタールという形で、完全な水田です。このようなところで当初の四倍もの負担金を元利で払わなければならぬという形になつて問題が出てきた。さてそのときに、一体この負担金の最終の受益者としての負担金というのは幾らになるのか、この問題を明らかにしない限り話は前の方へ進まない。大体幾らになりますか。

○松山政府委員 国営の土地改良事業につきましては負担の仕方の問題につきましては、先生御案内のように土地改良法の第九十条の各項におきまして定められておるわけでございします。まず都道

地元負担を持つからということが恐らく前提になつておつた、こういうことでございますし、それから今計画変更手続を行つておりますけれども、ことしの四月末で既に三分の二以上の同意がとられておるというのが実情だ、そういう報告をいただいております。

○佐藤内閣大臣 先般、予算委員会の分科会でこのことについていろいろ御意見を賜りました。その際私からも申し上げました。これは特異なものであるという感想を申し上げ、そして若干の時間をおかしをいただきたと私がお願いを申し上げたところでございます。そういう私の感じ方、これを受けて事務局で鋭意検討を進めさせておるところでございます。しばらく時間をおかしたいと思ひます。

○竹内(猛)委員 時間がないから、これで私はきよの質問はやめるけれども、しかしこの問題の結末がついたわけじゃないですから、今から大楠ダム、日中ダム、六道湖・中海、河北湖、たくさん類似するものがありますから、そういうものについて国の補助金の取り扱い方に関連する問題でありますから、政治問題としてこの問題は大事なことになると思いますから、今後こういうことの再び起こらないようにするために、さかのぼつた問題を取り上げて、しっかりと具体的なものを通じてやっていきます。きょうはとりあえずこれでおしまいにしますけれども、了解をしたわけじゃないから、了解はしない。非常に疑問を持ちながらやつていく。それで、先ほどの資料はぜひ出してもらいたい。

質問をひとまず終わります。

○菊池委員長 水谷弘君。

○水谷委員 法案の審議に入る前に牛肉、かんきつの問題で若干御質問をいたします。

先ほど来、大臣の決意、答弁、伺つておりました、従来からのしつかりした決意と覚悟で最後まで日米交渉に臨まれる、そのことは私も伺つておりましてよくわかりました。しかし、総理が内閣記者会との懇談の中で、レーガン大統領との間で

は共同作業でお互いに痛みを分かち合うことで解決しようとする確意が、日米両国政府は譲り過ぎだと国民から批判される解決が、一番平和的だ、これは報道の内容でございまして全部がこれとおりにだとは思ひませんけれども、今国民の中で、牛肉、かんきつのこの問題についての日米交渉が、将来の我が国の選択に断じて誤つた選択をしてはならない、国民が本当にその選択は正しかったと、将来そう御納得をいただけるような交渉の結果で終わらなければ、これほどまでに努力を真剣に取り組んでこられておるそのことが水泡に帰してしまふ。いよいよ大詰めを迎える現段階において、総理のこの発言は、その真意は一体どこにあるのか、これは総理御自身に伺わなければわからないことではありますけれども、平和的に解決することだけを最優先するという考えではないと思ひますけれども、我が国の農業をそしてまた国民食糧の安定供給、また食糧の安全性、あらゆる角度から考えた上でのぎりぎりの選択は許されるかもしれないが、いたずらに譲り過ぎ、そして平和的解決というのは、私は、断じて行方べきではない、こういうふうな考えをいふわけでありまして、大臣も同じ御決心だと思ひますが、いかがでございますか。

○佐藤内閣大臣 竹下総理が記者会見で申されておるその報道も、私、目を通しました。その報道がどの程度適切であるかどうかはここで論議を避けたいと思ひますが、一月行われた日米首脳会談において、牛肉、かんきつの問題を例示をして、そして話し合いのテーブルを、困難な問題について、また懸案の問題について話し合いをしようということに合意をしたというふうに、私は当時からそういう説明を受けておるわけでございます。それに加えての解説が総理からいかになされたか私は関知しておりませんが、譲り過ぎてはいけない、硬直してはいけない、私の言葉をもちてすれば友好国として平和的に決着点を見出す、その結論は勝つたとか負けたという評価を受けるような結論であつてはならない、友好国としてそ

れが当然の選択である。今のところ、ではどういふふうにしたらいいのであろうか、先様は真意はどのようなことであるのであろうか。それをより具体的に、こういうことで実務者同士で話し合いをしておる、こういうことで実務者同士で話し合いをして注意深くこれを見守つておる。いろいろな方

が、いろいろな言い方をしますけれども、私は最終的な判断を総合的にしなければならぬ、その結果は今委員おつしやるように将来禍根を残すようなことがあつてはならない。あのときのまとめ方のために日本の農政がこんなことになつてしまつたというふうな評価を受ける、私が午前中申し上げた言い方をもつてすれば、落第点をつけられるようなことがあつてはならないということ、これは歴史が評価をすることではございまして、けれども、そのつもりになつて鋭意努力をしておるところでございます。

○水谷委員 これ以上申し上げるつもりはございません。いよいよ最後の詰めになるわけでありませんが、国民の皆様方、当然生産に携わつておられる当事者の皆さんが政府に信頼をおき、そしてこの交渉の成功を願つておるわけでありまして、党内ももちろんでありますけれども、アメリカ政府に対しても体当たりで御努力をいただきたと思ひます。

我が国がいわゆる牛肉においても大変な拡大を続けて今日まで来ている。そこで、いわゆる枠の問題と自由化の問題はアメリカの一つの思想でありまして、どんなに枠が拡大されようともそれが自由化されていなければ何にもならぬという彼ら一流の論理はあります。しかしながら、何度も申し上げておきますけれども、どうも納得ができません。自国が食肉輸入法という国内法を持つて、輸入規制ではないけれども輸出各国に自主規制を、現実的にはそれを力によつて強いてい

る。我が国も昭和六十一年以来ずっと輸入の枠を拡大をして、五十九年の交渉に比べれば大変な枠拡大を続けながら今日に至つておるわけでありま

す。アメリカの食肉輸入法のトリガー水準でいけば、我が国はその水準を計算に当てはめれば大体十万吨くらいがトリガー水準の水準であります。その倍以上のものを我が国は輸入をしておる。アメリカは国内消費の七・三％、この程度しか実際には輸入をしていない。こういう全く論理が通用しない中で交渉なのでありますから、我が国はあるべき道筋というものをしっかりと主張し続けて、最後までこの問題に対するしつかりとした結論を得られますように重ねて申し上げておきたいと思ひます。

本題に入らせていただきますが、今回の農用地開発公団法の改正は、いわゆる抜本改正という名に値するものであるわけでありまして、六十一年六月十日、臨時行政改革推進審議会、ここにおいて農用地開発公団に係る審議がなされ、そのことを中心にして検討し、今回の改正の成果を見られる、それだけではないと思ひますが、現在の農業さらには将来における我が国の農業のあり方、総合的に御検討をされた上で本法案が提出されたものと考えております。本法案を提出に至つた基本的な考え方、いわゆる行革審の指摘事項等をどのように踏まえ検討し本法案の成案を見られたのか、これは概括で結構でございます、大臣、まずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○佐藤内閣大臣 このたびの制度改正は、六十一年六月の行革審答申、これを踏まえて抜本的見直しを行つた結果である、こういうふうな御承知おきをいただきたと思ひます。残余は事務方から答えさせます。

○松山政府委員 六十一年六月の行革審の答申におきましては、御案内のように他の特殊法人と並びまして、農用地開発公団につきましても各般の御指摘をいただいたわけでございます。例えば、今後の事業に当たつては、酪農経営の入植方式の廃止でございますとかあるいは造成方式の見直しの問題等々、現行事業につきましても抜本的な効率化という御指摘もございました。そのほかに先生今お話しのごいふような公団をめぐる事

情の変化を踏まえた五年以内の抜本的な公団のあり方の見直し、こういう御指摘をいただいたわけでございます。私どもといたしましては、この答申を踏まえまして現行事業のあり方につきましまして、酪農経営の入植方式の廃止を初めといたしまして、できるだけ効率的に公団の事業が行われ関係農家にも満足していただけるようなそういう事業の方に持っていく、そういう趣旨の指導を公団に対しても行つてきておるところでございます。

今回の制度改正は、今の行革審の答申の趣旨は公団をめぐるもろもろの事情の変化を踏まえてあり方について見直すように、こういう御趣旨でございます。公団をめぐる事情としてはいろいろな事情がございますけれども、大規模な未墾地開発を主体といたしました、そういう意味での畜産基地の形成を主体といたしました事業でございます。たけれども、その後の畜産をめぐるもろもろの事情の変化の中で、適地も少なくなるあるいはそういった大規模な事業に対するニーズも少なくなる、こういう事情の大きな変化があるわけでございます。片や農業の構造改善が農政における最重要課題の一つに今なつてきておる、そういう状況が一つあるわけでございます。

それらの事情を踏まえまして、従来の公団の事業の特色でございました大規模な草地造成、畜舎等の施設を一体化したそういう事業を主な業務としては廃止をいたしまして、既耕地の整備を特定の地域において行い、その地域の農業構造改善に資するような形で事業を急速に行つていく、こういうことを主眼といたしました新しい事業制度に切りかえることにしたつもりでございます。そういう意味で、大臣からもお答え申し上げましたように今回の制度改正は、六十一年六月の行革審答申を踏まえて我々なりの見直しをした結果だといふふうにご覧いただいております。

○水谷委員 先ほど来からの議論にもございましたけれども、国営や県営また団体営等でこれから進めようとしている事業、特にそういうものについては既存の事業があるわけでありまして、それで

この行革審の指摘であれ何であれいゆる公団に對するいろいろな指摘の背景には、なぜ公団なのだ、なぜ公団でなければならぬ、公団が事業を興していく政策上の位置づけといひますか、公団でなければならぬ、公団でやるのが最もふさわしいものなのだといひゆる基盤整備であれ、構造事業であれ、この事業の中で、公団でなければならぬ、なぜ公団なのか、こういう問いに對して本當に納得できるような政府の姿勢、見解の表明といふものは非常に大事であらうと思ひますが、その点についてはいかがですか。

○松山政府委員 公団は、昭和四十九年当時の畜産物をめぐるもろもろの需給状況、その他の事情の中で畜産物の供給安定体制を整備することが必要になつてゐる、そういう時代的な要請を背景にしながら創設された組織でございますけれども、その後、御案内のように、多くの地域でその特色を生かしながら農業基盤整備事業の重要な一翼を担う組織としていろいろな蓄積を重ねてきたわけでございます。

公団を当初必要といたしました背景につきましては、その後の状況の変化が一つあるわけでございますけれども、別途、先ほど申しましたように、我が国の農業の構造改善をいかに円滑にかつ早く進めていくか、その場合の前提条件となる土地基盤整備、農業基盤整備をいかに円滑に地域の実情に応じて進めていくかということが重要な政策課題になつてゐるわけでございます。

土地基盤整備事業、農業基盤整備事業につきましては、いろいろなクラスの事業があるわけでございます。これは、それぞれの農業基盤の整備を必要とする地域の広がりなり地域の実情なり、それらが区々であるということによるのだと思ひわけでございますけれども、やはり集团的に農用地が相当程度まとまつて存在しており、かつその置かれたもろもろの農業的な条件その他からいひますれば、その地域での既耕地の整備なり保全を速やかに行ふことによつて相当な農業構造改善への効果を期待できるような地域が現にある、そう

いう実態を踏まえつつ、かつ四十九年以来蓄積してまいりました公団の技術力なりあるいは機動性なり資金の調達性、調達能力といつたようなものをフルに活用して、そういう地域農業の基盤の整備をできるだけ速やかに進めるといふようなこととで頑張つてもらひたい、こういう位置づけのもとに私ども今回の法律改正を予定したところでございます。

○水谷委員 大臣、今局長からお話ございました集積された技術力、いゆる力量、機動性、それからいゆる事業費を短期に集中的に投入できる体制等々、私も公団の果たす役割といふものは重たいものと考へております。そういう意味で、今後ともこの公団並びにこの事業が我が国のいゆる土地基盤整備、それらの事業推進の中で大いに元氣を持つて頑張つていってもらひたい、こう思つております。大臣、この位置づけはしつかりしたものとして将来とも位置づけをしていくべきだ、こう思ひますが、いかがでございますか。

○佐藤農務大臣 農業基盤整備事業は、内外ともに極めて厳しい状況下にある中で、我が国農業の発展を図るための基礎的条件を整備するものとしてその重要性が一層高まつておると判断をいたしております。このような認識のもとに、農用地整備公団の新事業についても、農業基盤整備事業の重要な一環として位置づけ、法改正の趣旨に即しつつ、事業の効率的実施に努めてまいらる所存でございます。

○水谷委員 ただ、今農業をめぐる状況といふものは非常に厳しい状況にあります。その先行きについては大変な不安をお持ちになつて、生産者の皆様は展望がなかなか開けない、そういう中で取り組んでおられるわけでありまして。こういう時期にまたこれから本案で想定をしておりますような大規模な事業を起こしていくということになりまして、果たしてそれにふさわしい地域、地区といふものがその関係者の同意をしつかり得た上でまとまつていくものなのか、農地の集積等が間違ひなく図られていく、そういう見通しはあるのか、

こういうふうにご覧いただくと、これからの時期に大規模な事業といふものは果たしていかげなものなのか、実はこういう考え方ももう一方のこちらにあるわけですね。

もう一つ、こういう時期だからこそ、やはり国が、その将来の方向に向かつて励みになるような、その地域を本當に活性化させるような、公団のやつたあの事業を見てみる、ああいふふうにするばらしいもの、だからやろうじやないか、こういうふうな事業が本當に起こせるのか、また起こしていくべきではないか、こういう議論も片方にある。しかしながら、この先行き不安視されている中で、この事業の推進といふものは、大変な覚悟と分析と、特に事前評価といひますか、徹底した事前評価を行つた上で事業に着手していかなければならぬ、もう失敗は許されぬ。あの臨調で指摘されたような指摘事項、さらにはまた会計検査院も意見表明という形で事業に對しての注文をつけておられる等々、これからこうやつて抜本改革をしたこの農用地整備公団、新たに発足する農用地整備公団は失敗は許されぬ、そういうことから考えますと、これからのこの事業を推進していく基本的な考え方は従来の発想とは違つて考へ方に立つていっていただかなければならぬ、こういうふうにご覧いただくと、この点はいかがですか。

○松山政府委員 公団事業の実施に当たりましては、従来から地域の条件を十分頭に置き、かつまた関係者との入念な相談を踏まえながら、地域農業の振興に役立つといふことを主眼といたしましてこれを取り進めてきたつもりでございますけれども、公団事業をめぐる状況が、先生今御指摘がございましたように全体として大変厳しいものがあるわけでございます。そういうことを頭に置いて考えましたときには、特に従来以上にやはり念には念を入れた事前の調査なりあるいは関係者の間の打ち合わせ、協議といつたようなものを重ねながら、事業をやつてよかつたと言われるような事業の推進を図る必要があるわけでございます。

し、またそうするように私も公団を指導してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○水谷委員 その事業の見通しといいますが、この事業を推進していく上での入り口になるところが実は一番大事な問題だと思ふわけであります。いわゆる言われている事前評価という問題でございます。今調査をやつていらつしやる、あらゆる角度からいろいろ調査をなさる、その調査が終結をしていく。さてそこで、この事業が本当に将来において必要な事業であり、受益者が農業を営まれていく上で見事にそれが改善をされメリツトを受けられ、そして将来の展望も開かれる、さらにはその地域社会、地域経済に活力が与えられていく、そういうあらゆる角度からの事前評価、この事前評価に私は、従来の事業をずっと見ておりますと、やはりもう少し総合的な視点から、また予測されるあらゆるファクターを全部打ち込んで事前評価をしてあげば、こういう大変な状況にならなくて済んだところがあつたのではないかなと思ふようなことを感ずるわけであります。

この事前評価を適切に的確に行つていく、事業計画を策定する中ではいろいろ指摘をされております。例えばこれからの特定地域農用地整備事業を進めるに当たっては、幹線である農道とか、またさらにはかんがい排水等の施設とかいろいろなものが入ってくるでしょうが、幹になる部分は比較的の問題が起きてこないだろうと思ふわけですが、その幹に出てくるかなり多くの土地改良事業、圃場整備事業等がきれいにいいますか適切に幹のもとにびしと整備されていくような形になつていきませんとこの地域一体の整備は行われないうわけでありまして、この農用地整備事業の目的もまたそこにあるはずであります。

そうなるべくと、農地の流動化、いわゆる規模拡大についての具体的な手法、さらにはそこをしようとしていくのはやはり人でありまして、どんなに事業が、いろいろな計画が進んでも、百五十ヘクタールなり二百ヘクタールなり三百ヘクタール

ールなりのその地域の整備を図ろうとするときには、そこにおられる中核農家、いわゆる担い手と言われるその人が、どういう方がいてどういう力量と情熱と取り組み姿勢を持つてそこにおいていなるか、おられない場合はどういふふうなそれをつくつていくか、この人づくりの問題。さらには個別経営だけで対応できない生産組織の育成という問題も出てくるのでありまして、また一番問題になりいろいろな指摘をされているのは、整備はできた、しかしそこに導入する作物が当初予定をしておつたものではもうどうにもならぬ、さてほかの作物は一体あるのか。どんなものをつくつてもこれは採算に合わないということからその開発された農用地が遊休になり、さらには遊休が度過ぎて荒廃に至るといふ現象も間々見えてきていたわけであります。

そういうことからすれば作物の選定、さらにはその作物が市場へ行くアクセス、いろいろな周辺の問題等々、本当に事前評価といいますが、この計画、この調査の結果が将来事業へつなげていくそのための徹底した評価、従来にならぬ評価を私はやつていただきたい。地元のあるいろいろな要望を尊重することももちろんであります。単なる地元の要望だけを受けて事業が進み過ぎては弊害を起す問題もあるわけであります。そういう意味で局長、ひとつその点についての今後の取り組み、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○松山政府委員 どの土地改良事業につきましても、その事業を行ひまして、一定の整備を行ひました後でどのような営農を展開するかということが重要であることはもちろん論をまたないところでございましてけれども、今度の公団が予定しております特定地域農用地総合整備事業、かなりの広がりのある特定の地域を対象にいたしまして面事業と線事業を一体的に整備していく、しかもその地域の農業構造の改善に資すると同時に周辺への影響も考えながらこれを進めていく、こういうこととなるわけでございまして、先生御指摘のよう

う考えていくかということについて事前の一念なイメージアップが必要なのはもうおつしやるとおりでございます。

そこで、私もいたしましては、調査、計画の段階から関係あるいは普及組織、市町村、農協、農地保有合理化法人等々といった地元の関係機関の間でひとつ緊密な連携、御相談をいただきまして、この事業で予定いたします事業の内容はもちろんだ然ではございまして、そのほか御指摘のありましたような農地の流動化の問題でありますとかあるいは中核農家なり生産組織の育成の問題、作物の選定の問題等々、この事業を契機としてどのような形で地域農業を展開していくかということについてひとつ入念な協議をしてもらいたいと思つておるわけであります。そういうプロセスを経ながらこの事業の実施を行いますと同時に、当然のことながらこの事業と関連いたしますソフト事業との関係ということも問題になりますので、それとの間の密接な連携にも特段の配慮をしていく、こういう考え方のもとにこの事業の円滑な推進に努めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○水谷委員 よくわかりました。もう少し踏み込んで申し上げれば、我が国にはもともととすばらしい人材がたくさんおいてなるわけですが、国が事業をして失敗したらはつきり言つて終わりなんです。これは許されないので。ですから公団がみずから出かけていって事業をする以上は、ありとあらゆる内外の有識者、専門家、例えば牛の肥育だったらその専門家は農民の中にいらつしやる、全国に散らばつていての方においでいただきたい、検討していただいてもいいではありませんか。あらゆる知恵を絞つて、現在の行政機構の中で県とか市町村とか国、こういう枠をはみ出したものと広い知恵、知識を集めて失敗のない事前評価をしていく、こういう態勢を、公団が専門家に委嘱されても結構、何でも結構ですが徹底してそれをやつていただきたい、これは将来のために申し上げておきますので検討していただきたい、

こう思ふわけであります。

それから局長、大臣もお読みになつたと思ひますけれども、エコノミストの三月十五日号に「牛肉自由化」生産者は訴える、このままでは肥育農家は全滅する」という座談会の記事が載つております。私ちよつと時間がございませんでしたので直接この御本人に御確認をする機会がございませんでした。しかし、この中にいわれる公団が行われた事業の中に入植され、現在も苦勞をなさりながら一生懸命御努力をしておられる方のお話が実は出ております。いろいろ問題点はたくさんあるし、またこれから努力をしていかなければならない点もたくさんあるわけですが、細かいことで恐縮でありますけれども、この中で私が特にひつかつた点がございまして。

それは、事業が完成し完了した後入植者がお入りになる、そしてそこで生産活動を開始していく、農業を経営されていく、そのされていく中から出てくる要求といひますか、これはこういうふううに直さなければならぬ、これはこういうふううに拡大をしたい、ここをこういうふううに利用したい、こういうふううなお考えは当然当初の机上の計画とは違つて、現場へ入つて生活をなさり、そこで肥育を開始をされていけばいろいろな問題が起きてくる。そのときに、例えば牛舎を畑に建てたい、そして頭数をふやしていきたい。畑に牛舎を建てたいといふことで何回もお願ひをした。しかし今まで認めたことはないから絶対無理だ、そういうことはできない、こういうふううに入植する時点で条件が明確に付されている。その条件どおりでなければならぬ。

例えば畑に傾斜がある。その傾斜があるのを平らかに改造をしてしまつてはいけなかつたか、傾斜は傾斜のままにしておきなさいとか等々、実際にお入りになつた方がいらつしやるなければ、そんな事業は何のためにやつたかわからぬ。お入りになつて苦勞していらつしやる、そこからいろいろな要望が出る。それに対してはその事業の本質を損わない限り、もつとも柔軟に対応をして、

御本人の要求が本場に適正なものであるかどうか、いわゆる四角定規で条文でびしっとやるのではなくて、もっとその対応をしつかりしていきませんか、これは申しわけないことをしているな。私はこれを見て、公団はこんなかちんかちんな頭でやってたんじゃ申しわけないな、実はこう思ったのです。局長、これをごろんになりましたか。——ごろんになりましたね。どんなふうにかのこのところの記事、それからまた、こういう直接の名前が上がつての指摘であれば公団はすぐ調査をしてみなければいけませんね。事実はどうだったのか、いかがでございますか。

○松山政府委員 おおむねあそこに出てくる記事は事実だったようでございますけれども、農用地を施設用地に切りかえるといったような多少いろいろと議論のあり得る話が入っておるにしろ、先生御指摘のように、公団の事業目的を達成するという点で適当かどうかという観点から、弾力的に判断できるところはやはり弾力的に判断していく必要があるのじゃないかというふうな私に思っていますし、公団の方にもそういう線で相談してみたいと思っております。

○水谷委員 その事業の目的が全くとんでもないものにすりかえられてしまつては困る。しかし、その目的に沿つた上で改良するとか、ちよつと変えていくとか、こういう前向きな要求に対しては、後ろ向きの要求など受ける必要ありませんが、前向きな要求はできる限り積極的に取り込んであげて、そこに入植された方が見事成功なさるやうにひとつバックアップをお願いをしていきたいと思ひます。これはもう水山の一角だと思ひますよ。まだいっぱい要求はありになると思ひます。私がなぜこれに申し上げたかといひますと、公団事業が完了した後の受益者に対するいろいろな対応というもので含めて、これからの取り組みをお願い申し上げたい、実はこう思っているわけでありませう。答弁は結構でございます。次に、先ほど来からも議論がございましたが、今年度の事業として、負債対策に対する公団事業

償還円滑化特別対策事業ということで、事業の芽が出ました。さつきも大臣おつしやいましたように、これは芽を出したということに意義があり、今後はその内容等においても大きく充実を図っていききたい、こういうお話でございます。本場にいるような負債については一概に申し上げられませんが、これはもういろいろの要素があるわけでございます。いまして、現在の負債がこれだけあるからこれは国が何とかせよという簡単な問題でないことはよくわかります。本人が努力をしなければならぬ部分も当然あるでしょう。

しかしながら、公団事業の場合は農家負担といひますが、農家御自身が抱えられる負債金額全体が余りにも大きい。そこへもつてきて、先ほどからお話があるとおひ、農業をめぐつて、先ほどから特に激変に次ぐ激変が起きてきているわけでありませう。国が事業を起しそこにお入りになつた。しかしながら、国際経済また国民経済、また農業そのものの状況の中で大きな変化が起きてきた。その変化の中で御自身が消化できる変化はいけれども、消化し切れない変化の中で本場に御苦労しておられる方がたくさんおひでなるとすれば、国の事業であるだけに、これは国がそれ相応の対応をしてあげることが、だれが考えても、農業者以外の国民から見ても御納得をいただけるものであらうと私は思ひます。ですから、この新しく出てきた公団事業償還円滑化特別対策事業、それと従来もおやりいただいている負債対策事業、これらを総合的に充実し、そして本場に將來なるほどそうやっていけば途中であきらめなくともこれは乗り切れるわい、こうお感じになれるやうな対応をぜひお願いをしたい。そこで先ほどから本年度は六十万、六十万ではどうにもならぬとかいろいろ議論がありますが、私はそうは思ひませう。これはスタートですからこれから先の内容との事業の展望をお聞かせいただきたい。時間がもう余りありませんので続けて申し上げます。私から申し上げるまでもありませんけれども、西ドイツの場合はいわゆる構造政策、土地基盤整備というやうな明確な事業に乗つかつて、その事業に参加される場合の受益者の負担というのは無利子です。利子はありませう。これは西ドイツでもそこまでの事業に対する重さというものの国民合意が図られて、基幹的な特に行うやうな事業については無利子制度というもので用意されている。小さなものは別であります。私はそれに公団事業が匹敵するかどうかそこまでは明確には指摘はできませんけれども、そこら辺まで踏み込んだ考え方といひますか、そういうものも背景にお持ちになつていただきたいな、実はそんなふうな考へておるわけでありませう。具体的なこれからの円滑化事業の展望をちよつとお示しをいたしたい。

○松山政府委員 前提としての負債問題の考え方を若干御説明をさせていただきますと思ひます。公団事業に参加いたしました農家、先生御案内のように畜舎等の経営施設まで整備いたしました大規模な農家のほかに、増反いたしました農家でありませうとか共同牧場に参加した農家でありませうとかいろいろの形態のものがあるわけでありませう。特にいろいろと議論の対象になりますのが大規模経営でございますが、関係道県が実施いたしました実態調査によりますれば順調に経営が行われておりまして、償還も円滑に行われているというのが最近の実績で六、七割というやうな話でございます。若干困難が認められる農家というのが一割というやうなことで、同じ入植農家の中でも経営によつてかなり状況が違つておるといふのが一つあるわけでございます。

困難を来しておる農家の事情をいろいろと見てみますと、飼養管理技術がいささかまづかつたといふやうな話でありませうとか、そういった事情がかなり多うございませうので、したがひまして、飼養管理技術なり経営能力の向上が非常に重要な課題であるといふやうに考へております。そういう意味で、道県なり市町村等で構成されます特別指導班による経営指導を強化いたしまして、ま

ず健全な経営を営んでもらう、そういうことをやつていくというのが基本にあるわけでございます。その上で、償還の困難になつております各農家に対しまして、先生もお話ございましたやうな自創資金の提供でございますとか、あるいは天災であるとか不慮の事故等、やむを得ない事由によりまして経営不振に陥つておる農家に対しまして公団の償還金の支払い猶予の措置といったやうなものを講じてきたわけでございますが、お尋ねのございました公団事業償還円滑化特別対策事業でございますけれども、ことしの予算で実施することにしたわけでございます。

それで、この事業の主な内容といたしましては、まず対象農家でございませうが、公団事業の年償還金が百万以上で所得の償還率が一割以上の農家をまず対象に考へまして、農家の申請に基づきまして上で道県知事が再建の見通し等を審査して対象農家を決定する、こういうふうな考へたいといふやうに思つております。それで、借りかえの限度額、年償還額の三分の一以内、こういうふうな考へておるわけでございますが、その期間は最大十年間、条件といたしましては末端の金利負担が四・〇五％になるやうに国と県とで利子補給をしていく、大体今回の措置の中身はそういうことでございませうけれども、実施に当たりましては地域の実情を踏まえながらこの措置のねらいが生かされるやうに適切に運用していきたい、このやうに考へておる次第でございます。

○水谷委員 六十二年十二月二十八日において閣議決定をされました六十三年度の行革大綱、この中で指摘をされておるのが、公団改組に伴ひ公団の組織・定員等について大幅な合理化を行う、このやうな指摘がなされておるわけでありませう。この方針そのもののいわゆる合理化といふものについて真つ向から否定をするわけではございませう。しかしながら、これから新たな整備公団としてこの公団が位置づけられ、事業を推進する、そういう中でやはり公団でお働きになつておられる皆さん方の将来に対する不安があつたり、またそ

する法律案につきまして若干の御質疑を申し上げたいと思いますが、同僚委員からも先ほど来いろいろ質疑がございまして、私もまたいろいろ今日までの農業を取り巻く諸情勢について検討し考えますところ、今回の改正はまさしくその時にかなったといえますか、新しい時代に即応した一つのあり方だろうと思えます。そんなことで、これからの農用地整備公団の新しい発足に当たりましては、それなりの意味を理解しておるつもりであります。しかしながら、この法律に入る前に、同僚委員からもいろいろお話あったわけでありまして、今牛肉、かんきつの問題で交渉の真ん中でございまして、一言だけ、また同じことになるのかもしれないが、基本的な姿勢といえますか、この問題についてお尋ねをしておきたいと思えます。

確かに、現在のアメリカが日本に迫るいろいろな諸問題につきましては理不尽な何点かがあって、私も日本の今日まで築いてまいりました畜産振興という道は堅持しなければならぬ、このように思うわけでありまして。そういう中で、過日我が党の矢野委員長がアメリカに参りまして、関係の方々ともいろいろお会いしてお話をしているようでございますが、そのお話にも非常に交渉の厳しい状況等については伝えられておるところであります。過日の交渉に当たりまして、大臣初め担当の方々、どんなにか御苦労なされたことかと思っております。

しかしながら、日本の国も三十年代から、畜産経営につきましてはそれぞれの大きな理想を掲げまして着実に今日まで進めてきたことも事実であります。そしてまた北海道におきましては、スケールメリットを生かしまして大規模な形で酪農を中心にしてECに肩を並べるようなところまで進んだのではないかと、そこまで今日まで努力をしてきたわけでありまして。

畜産等につきましては、また新しい計画を立てまして進めておりますが、三年前にこの交渉がありましたとき以来、農林省の皆さん方は大変心を

砕きながら頑張つていらつしたことだろうと思ひます。そういうこと等を踏まえまして、私も現地へ行つてまいりましたが、やはり農業というのは二年や三年でかき取りができるわけではありませんが、どうしても五年、十年というスパンで物を考えていたがとせんと、あつちからこう言われた、こつちからこう言われたということ、かき取りというのは簡単にはいかぬ。実際に農業に携わる方々はいろいろ苦労していらつしやる。そういうことを考えますにつけて、ぜひひとつ農林大臣にも、いよいよ大詰めにまいりましたこの交渉、先ほど来いろいろお話がございましたが、日本の農業を守るために、そしてまた先々禍根を残すことのないように交渉にひとつつつかり当たつていただきたいと思ひます。

先ほど、三人の局長さんがアメリカへいらつした、さらにまた、最近の新聞報道によりますと、アメリカの非常にかたい姿勢ということの中である程度の自由化等につきましてもやむを得ないのかといういろいろな報道がなされておるようであります。これは、交渉事でありまして相手のあることでありますけれども、しかし今日まで買いてまいりました意思というものを、これはきのうきょううじやなくて、今日までいろいろな角度から検討し、いろいろな立場からの総意というもので大臣は交渉に当たつてきたことだろうと思ひます。この強い決意というものを最後までぶつけて話し合いをどこまでも進めるべきだろうと思ひますが、大臣のお帰りになつてこれからまた交渉に臨むに当たりましての基本的な決意といえますか、最近の心境等も含めてお話をいただければと思ひます。

○佐藤国務大臣 けさほど来御答弁を申し上げておりますが、ただいま現在再交渉を私がするという環境には至つておりません。一日も早く友好国として平和的に解決をしたいという念願を持ちながらも、今日まだそういう事態にあるということ、を非常に残念に思つておりますが、それはそれといたしまして、三月三十一日合意をいたしまし

た話し合いは続けようということでの話し合いは続けておるわけでございまして、きょうも眞木経済局長、USSTRのスミス次席代表等との間で実務者同士の話し合いが行われておるわけでござい

ます。そうしたこともあわせ考えながら、もちろん国会における御議論、いろいろなところでいろいろの方々が心配をされるにつけて発言をしておられるその経緯を全部頭の中に置きまして、最終的な決着に向けて最善の努力を今進めておるところであるということでございます。このことが将来日本農業に禍根を残すようなことがあつてはならない。農業はもとより保守性向の強いものであることは承知しながらも、特にまた畜産、酪農ということとを考えると、歴史の浅い日本においてまだまだ欧米から見ると我々が考えておることの違ひもございまして、そういう実情というものを三月末にはわかつてもらえなかつたわけでございまして、その点は極めて残念でございますけれども、まだまだその点についても説明をしなければならぬ。

話し合いを進めるにしても、双方の意見を足して二で割ればいいというものじゃない。私は、我が農林水産省が、また私が時の責任者といまして将来笑われるような結果になつては相済みぬということ、慎重にもまた真剣に努力を積み重ねておるところでございます。何としてもひとつ一日も早く円満な決着を図りたい。決裂をするのは簡単でございます。話し合いを続けることは困難の上にもまた困難を重ねておる今日にございませけれども、こらえるべきはこらえて今努力を重ねておるところでございます。

○藤原(房)委員 さて、法案に入りますが、今度の改正で公団の目的というのが改正になつたわけでありまして。法律の一番大事な骨になります公団の目的、従来までは農用地の開発等による「農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化」、この「開発」云々というのは「整備保全」という言葉に言いかえられ、「農畜産物」云々というのは「農業」と

いう形に、「安定的供給と農業経営の合理化」というのは「生産性の向上と農業構造の改善」こういうことになるわけであります。この「開発」、今までの公団法によりますと、確かに未墾地の開発というのが一つ大きく前面に打ち出された目的であつたということからしますと整備保全ということになるだろうと思ひますが、「農畜産物」が今度は「農業」という形に、また「安定的供給と農業経営の合理化」というのが「生産性の向上と農業構造の改善」、このように目的が変わつたことに対して、これは農林省当局のお考えと今後の農業に対する基本的な物の考え方がその根底にあるのだろうと思ひますが、その辺のことについてお伺いをしておきたいと思ひます。

○松山政府委員 日本農業の健全な発展を図りまして国民に対する安定的な食糧供給の確保を図つていくという農政の基本的な考え方、これは何ら変わるどころなく、今回の改正においても私どもはそういう農政の基本的な展開、方向というのを意に置いて検討を行つたつもりでございます。ただ、そういう農政を推し進めていくに当たりましての当面する現実的な課題が、御案内のように、今の日本農業の置かれておるもろもろの条件の中で生産性の向上を図り農業構造の改善を図つていく、そういうことを通じて足腰の強い日本の農業の育成を図り、国民の皆さんの信頼にこたえていくということが当面する農政の最大の課題の一つであらう。

片や、農用地開発公団をめぐる事情といつたしましては、従来からやつてまいりました大規模な未墾地開発と申しますか、畜産開発に対するニーズ自体がやはり減少するという方向にある。そういう状況を踏まえまして、従来の未墾地の開発を主体とした事業から既耕地の基盤整備なり既耕地の整備なり保全というものに事業の重点も移す、そういう新しい事業制度をつくるということとで目的自体の書き方を変えたということでございます。もとより、農畜産物の安定供給というのは非常に重要な農政の課題でもございまして、基

盤整備事業を行うことによる目的の一つでもあるわけでご覧いただき、そういうことを頭に置きながら新しい公団事業も進めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○藤原(房)委員 今度の改正に当たりましては、六十一一年六月の臨時行政改革推進審議会ですか行革審、この答申というのは大きな契機になったのだらうと思います。この行革審でいろいろ指摘がなされているわけでありますが、我々からしますと、ちよつとどうかと思つ一面もありま

す。しかし、新しい時代に即応して変えなければならぬ時点である。行革自身は、私どもも当然時代の流れの中で考えなければならぬだらうと思ひますが、個々の問題になりますと、すぐできることと時間をおかなければならぬもの、いろいろあろうかと思ひます。

この答申の指摘の中の一つとして、「公団事業の約八五%は国及び道県の補助金で賄われているが、莫大な国等の助成を受けている農家がみられる結果となつてゐる。」こういうことがありますが、しかし、このような助成措置によつて手厚く助成した結果、酪農等の畜産経営というものがある程度の成果をおさめたのではないか、こう思うのであります。しかし、それにも功罪、プラス・マイナス、メリット・デメリット、いろいろあつたろうと思ひます。今もそういうことがいろいろ言われておるわけでありますが、何せ今も大臣のお話の中にもございましたように、畜産がわずか二十年か三十年の短い期間にここまで成長するといふことでありますから、それだけの投資といふのは当然必要なことであつたのだらうと思ひま

ものがなければならぬという意味で私は申し上げるのです。過去のいろいろな問題点の指摘のあつたことにつきまして、それを反省の材料として、これからこの整備公団といふものは新しい装いでいくのだといふことについて、要約するといふことになりませんか。この法案を提出するに当たりまして、そういう過去の反省も含めてこれからあり方についてのお考えといふものを、基本的なことだけでもお聞きしておきたいと思ひます。

○松山政府委員 行革審の答申というのが今回の見直しを行うに当たりましての一つの契機になつたことは間違いないわけでございますけれども、当然のことながら公団をめぐり事情の変化あるいは農政上の課題と現下の課題、こういったものが実態としてその背景にあるわけでございます。

行革審からはいろいろと御指摘は受けてございましてけれども、私どもこれまで公団事業の果たしてきた役割は大変有効なものであるといふふうに考えておるわけでございます。四十九年から六十二年度までの間に公団事業によつて整備いたしました草地の造成量は約四万ヘクタール余にわたつてございまして、四十九年と六十年の間をとらまえてみますと、その間の国全体としての草地の整備量は十四万三千ヘクタールでございますので、その間公団が三万七千ヘクタール余を整備しておる、シェアといたしまして二六%程度が公団の事業にかかるとあるといふこと、これはある意味では大変なことだつたのだらう、あるいは農道の整備も約千八百キロメートル、畜舎が千五百棟、サイロが約千二百、こういう事業の実行を通じてまして、草地型畜産の定着によります主産地形成あるいは大規模な畜産経営体の創設といったような畜産部門における成果、それに加えて、いろいろな意味で地域開発自体に貢献していく、そういうふうな成果をおさめ得たのだらうといふふうに考えておるわけでございます。

もちろん、一部の経営体に経営の困難を来すといったような問題がないわけではないわけでございますが、これらの形営体の問題につきまして、今後とも引き続き必要な技術指導なりあるいは要すれば償還の円滑化を図つていくための各般の措置等を講じながら、公団の事業が本日に日本の畜産開発のためにいいものであつたという評価を確かなものにしようとする努力を我々は引き続き行つていかなければならぬだらう、このように考えておる次第でございます。

それで、新しい公団の事業自体につきまして、そういった経過も踏まえながら、特に当面する農政の課題が農業構造の改善と生産性の向上にある、こういう実態を踏まえまして、全国津々浦々といふことではなくて、集約的な農用地が相当地度の規模のものとして存在している、その他その地域の農業をめぐり諸条件からすれば、そこで一定の面的整備、線の整備を急速に行うことにより農業構造の改善に役立つ、そういう可能性を持つておる、あるいは必要性を持つておる地域を対象にいたしまして、公団の特性を生かした事業の実施を行つていこうといふことでございます。

それで、事業の進め方に当たりましては、やはりこれまでの経過、経験を踏まえて考えました場合にも、当面最大のポイントを置くべきことは、それがいかに地域の農業の改善のために役立つか、しかも、関係農家にもできるだけ経済的に負担をかけない形でやつていかなければいかぬ、こういうことをひとつ念頭に置きながら、新しい事業が地域農業の健全な発展と活性化のために役立つように、関係者に頑張つていただきたいものだと考えておる次第でございます。

○藤原(房)委員 公団の果たしてきた役割については私も高く評価しますが、今日までやつてきたこと、工事のあり方とかいろいろな、きょうもどの委員からもありました。私も指摘をすれば数限りないのですが、そういうようなことを踏まえまして、今後は新しい時代に即応した、本日に日本農業の健全な発展のために他山の石としていた

果たした役割はよく知つています。評価は幾らしても足りないくらいですが、しかし、反省点も数多くあるぞといふことでございます。

会計検査院でもたびたび指摘になっておりますが、昭和五十八年度決算検査報告、この中に「意見を表示し又は処置を要求した事項」の中で「国営かんがい排水事業及びこれに附帯する道県営、団体営事業の施行について、事業効果の速やかな発現を図るよう意見を表示した」という中にいろいろなことが記されております。一つは「予算規模に比べて採択事業数が多いなどのため、国営事業が長期化して事業効果の発現が遅延しているもの二十三事業」、これは今までの公団とは違つた土地改良全体のことだと思ひます。しかし、基盤整備事業全体を見ますと、こういう一つの問題点も、公団の事業の中にはこれに類似した考え方があつたのではないかと思ひます。

それからまた、この会計検査院の指摘の中にも、「国営事業が完了又はほぼ完了しているのに、水田の区画整理及び畑地かんがい施設の整備等を行う附帯事業が進んでおらず、国営事業と附帯事業との間には行を生じていて国営事業の事業効果の発現が遅延しているもの又はそのおそれがあるもの十四事業」、三つ目には、「水源施設の建設に係る補償交渉等が難航し、国営事業が長期化して事業効果の発現が遅延しているもの又はそのおそれがあるもの六事業」、こんなことが指摘になつておりますが、今までもこれは公団といふふうに限らないのですけれども、こういう基盤整備事業や何かにとりましては、何より大きな面積で大きな事業なものですから、またこういう経済変動や何かがありまして当初の計画どおり進まないとか、いろいろなことあります。ですから、敷衍的なこともあつたりいろいろなことあります

が、今度は集中的にそういう点はひとつやつていこうとか、今までは違つた形で考えていこうといふことのようにありますから、こういう点は一つはまた克服されるんじゃないかと思ひますが、今までの指摘されたこと等を踏まえまして、これからの事業に対しての取り組みといひま

第一類第八号 農林水産委員会議録第七号 昭和六十三年四月十九日

すか改正点、今までのこういういろいろな指摘のあったことについては、今度はそういうことを克服していくためにこういうことを考えているんだ、そういう点についてお聞きしておきたいと思うのです。

○松山政府委員 今先生から御指摘のございました点は、お話がございましたようにたしか国営のかん排事業について、それと関連する附帯事業についての御指摘を会計検査院から受けておるところでございます。私どもといたしましては、御指摘の点を踏まえまして、予算の重点的配分等を通じてできるだけ早期完了を図り、事業効果が早期に発現するように努力しておるところでございます。すし、附帯事業等の跛行の問題につきましても、情報の収集体制を整備いたしますとともに、おくれの事業への重点配分を図る。あるいはまた補償の問題につきましても、これはなかなかやつかしいな問題を伴う場合が多いわけでございますけれども、できるだけ早い段階から関係者との話し合いに入る等々の努力を行いまして、御指摘の点は是正に今努めておるつもりでございます。

公団事業自体につきましては、もちろん多々反省すべき点もあるかと思うわけでございます。特に、これからの公団事業の実施に当たりまして我々関係者が心せねばならぬと思っております点は、地域のニーズというものをよく吸い上げ、かつまた、その地域において単なる事業の実施というだけではなくて、その事業の実施の結果、いかなる形でその地域に新しい地域農業の展開を考へるかといったような問題についての関係者の間の詰めを随分とやらなきやいかぬだろうというふうに思っています。また事業自体につきましても、いろいろとこれまでも公団それなりの低コスト化への努力はしてきておるわけでございます。しかしながら、現下の農家をめぐる事情を考えますと、やはりできるだけ経済的な工法の実施等を通じて農家負担の軽減といったようなことに努めていく、そういったいろいろな点があるかと思うのでありますけれども、今申し上げたようなことも

踏まえながら適切な事業の実施ということに努めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○藤原(房)委員 公団の事業に対する行革審の指摘の中にもありますけれども、先ほど同僚委員からもお話ありましたが、「自然の形状を大きく変更する農用地造成の廃止等造成方式の見直し等を行う。」ということが一つ挙げられております。二番目には「サイロ等上物施設の簡易化、簡易な農道方式の積極的採用等を図るとともに、単位面積当たりの事業費、上物施設費につき厳しい投資基準を設けることにより、一農家当たりの助成額等についての限度を設定する。」ことや、そのほか何点か指摘になっておりますし、それから、先ほどお話のありました山村についての農畜産業と林業との関連の中で公団事業が果たすべき役割等についても述べられております。

このことに関連しまして、今日まで公団の事業はややコストが高くておるといふこと、午前中のいろいろな質疑の中でもそれは必ずしもそうじゃないんだといういろいろなお話をしておりましたが、今の時代のこんな大きな変化の中ですから、当時はよかれと思つてつくつたものが何年かたちますとまた見る目が変わつて、あんな立派なものが必要だったのかという議論になるのかもしれない。そういう一面はあるかもしれないが、北海道の根釧の新酪農村なんかにつきましても、確かにこれは非常に設備投資が、上物が少し立派過ぎるのじゃないか。今になって見ましても、あすこまでのものが必要だったのかというような議論というのは当然あります。またそれが農家経営を苦しめる一つの大きな要因になっていることは否めない事実だろうと私は思っています。

そういうことからいまして、最近いろいろな工事に当たりまして地元にある程度選択性を設けて、選択肢を地元の農民の中で選んでいただくような方式とかいろいろものを考えつつあるということもお聞きしておるわけであります。が、これからのあり方としては、使うのは当

然農民でありますし、農民が営農しやすい、そしてまた健全経営でやっていけるような形のもので当然これは望ましいわけでありますから、あくまでもその主体者は農家個人にある、こういう考え方というものを念頭に置いての運営でなければ、同じことを繰り返すようなことでは相ならぬであろうと私は思います。そういうことについて、さつきもちよつとお話ありましたけれども、これからの公団のあり方については、今までのいろいろな反省の上に立つて整理すれば何点か問題点があるのじゃないかと思いますが、そういう問題についてもお聞きしておきたいと思うのです。

○松山政府委員 先ほどの御答弁で申し上げましたように、要はニーズに応じて、しかも事業の執行に当たりましては、農家負担の問題もございいますから、できるだけ経済的な形でやっていくというのが基本でございます。

それで、そういう場合の例をいたしまして、今御指摘のございました行革審等との関連について申し上げてみたいと思つていますが、例えば、農用地造成のやり方にしても、急傾斜地につきまして土を動かして多様なやり方をするというのじやなくて、むしろ自然のままに放牧地を利用していくといったようなやり方をいたしますとか、あるいはサイロ等の上物施設の問題、できるだけ金をかけないようにという考え方と、それから片一方におきます——これまでの公団事業の話でございますけれども、一部受益者もできるだけのいいものをという感じがございまして、若干立派過ぎるじやないかというお話もあるわけでございまして、行革審の指摘もございまして、私どももいたしましてはそういった上物施設の単価につきまして上限を設定する、そういったような指導も既に行つておるわけでございます。これまでもいろいろと御指摘を受けておりますような点を十分頭に置いた上で、関係者の方々の御理解がいただけるようなそういう事業の実施に努めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○藤原(房)委員 三十年代から始まりましたこの

事業、公団のお仕事というのは、経験も浅かったという一面もあるのかもしれませんが、農業者にとつては意外なといひますか、業者ベースでお仕事となされていく。農業者が農業者の観点からしますと表土なんというのの大事なものなんです。これをみんないじりまわす土木的な作業で事を進められたのはたまたまものではあります。何もこれは公団の仕事だけじゃなくて、土地改良全体についてこういうことが随分議論になったときがあったわけでありまして、最近はそのような点も随分変わつてきた。確かに経験、技術の蓄積というのはそういうことだろうと思つておられますけれども、農業者の整備ということであれば、農業者がそこで営農しやすい条件づくりということが大事なことで、土木的な発想でブルドーザーでガリガリ形だけ設計図どおりつくればいいということでは決しないのだからと思つておられます。

今後のことにつきましては、新しい未墾地ということではなくて、これは現在やつておるものについては進めるわけでありまして、しかし、これからはまた新しく切り開かなければならないところもあるだろうと思つておられます。今までの国内的な措置で物ができたといひますか対策が講ぜられればよかったかもしませんが、今諸外国との競争の中で農業経営というものを考えていかなければならぬということで、少しでもむだがあつたり、また農家に経済的な圧迫を加えるようなことがあつてはならぬだろう。こういうことからいまして、今までの貴重な経験というものをフルに生かしまして公団といたしましてはひとつ事業を進めていただきたい。何点かお話がありましたけれども、そのほかにも言いたいこともたくさんあるし、また局長もいろいろ整理なさつていらつしやることだろうと思つておられますが、ぜひひとつ過去の経緯を生かしまして同じ轍を踏まないような、本当に日本農業の基盤確立というために公団が大きな役割を担つておるという実績を一つ一つ積み上げていただきたい、こう思うわけであります。

さて、基盤整備、これは公団法ですから公団のことについてということになるのかも知れませんが、第三次土地改良長期計画、三十二兆円からの計画であります、現在進捗率が三三・五％ということ、これは日本全体の農業にかかわる意味からしますと非常に重要な仕事の一つだろうと思ひます。また、構造改善局としても、これは積極的に取り組まなければならない大事な仕事の一つだろうと思うのでありますが、十一年で三十二兆ということですが、これはもう何年たつたか、五十八年からですか中ほどにきていますわけでありまして、一時経済の大変低迷した時代もありましたけれども、このところへきまして諸外国との競争条件、そういうことの中で基盤整備というのは非常に重要な役割を担う。こういうことからいたしまして、事業の達成について、今農林省としましてどのような御努力または見通し、お考えでいらつしやるのか。これもちよつと一言お聞きしておきたい。

○松山政府委員 第三次土地改良長期計画でございますが、御案内のように五十八年度以降の十年間に総額三十二兆八千億、このうちの二兆四千億は調整費でございますけれども、それに相当いたします農業基盤整備事業を実施することを目標としておるものでございます。

本計画の六十二年までの進捗の状況でございますけれども、調整費を除きました三十兆四千億に対しまして約二九％、六十三年予算を含めまして見込みで先生御指摘の三五％。いろいろと日本経済の状況全体にかかわるような事情もございましてなかなか厳しい状況が一つあるわけでございます。私どもといたしましては、こういう事情を踏まえながら、例えば六十一年度からは財投資金を活用いたしました特別会計制度を拡充いたしますとか、いろいろな工夫を凝らしながらその推進に努めてきたところでございますけれども、昭和六十三年度におきましては、御案内のようにNTTの無利子資金の活用を図るということ等によりまして農業基盤整備費、おかげさまで一兆二十

二億、対前年比一七・八％という予算額を確保することができたところでございます。今後ともこの事業の重要性を十分念頭に置きまして、第三次土地改良長期計画の着実な推進を図つていくという基本的な考え方のもとにNTT資金の活用を図る等所要の予算額の確保に努めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○藤原(房)委員 今までやってまいりました公団事業と従来の国営土地改良事業との事業の振り分けまた採択基準、この辺については大體理解はしているつもりでありますけれども、ちよつとお伺いしておきたい。

それから、公団の業務として特定地域農用地総合整備事業と特定地域農用地等緊急保全整備事業、この二つの事業が柱になってるわけですが、けれども、これまでの調査を踏まえて、将来の予定区域は何年間にどの程度見込まれるのか。これは先ほど同僚議員が聞きましたら、これからですというお話ですが、実際ここで働きかけている方々、また皆さん方も業務内容からしまして大體将来についてのお見通しというものはお立てになっていらつしやるのだらうと思ひます。さしあたっては今までの継続した事業、それから新しいものとして石狩川下流左岸事業ですか、そういう事業も明記されておりますけれども、これらのものも含めましてどの程度見込まれているのかというところ、それから、この事業における国の補助率また受益者の負担についてはどうか、その辺のことをちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○松山政府委員 公団の新しい事業と既存事業、国営なり県営の類似の事業との振り分けというふうに理解したわけでございますけれども、今回の公団の新しい事業は全国津々浦々で行うというたぐいの考え方ではございませんで、例えば農用地総合整備事業について申し上げますれば、一定の集団的な農用地が団地的に存在している農業構造改善の可能性なりその必要性の強い特定の地域を対象といたしまして面整備、線整備を一体的に実

施していく、そういうことでございます。そういう意味では工種としてはダブる面があるわけではございませんけれども、やはり一定の特定の地域に着目したそういう総合的な整備事業であるという点で、国営なり県営なりとその事業の性格を異にしているというふうな私どもも考えておりますし、これからの調査計画を通じて既存の事業との調整には十分意を用いていきたいと考えている次第でございます。

特定地域の農用地総合整備事業の実施のこれらの進め方の問題でございますけれども、昭和六十三年には国の直轄調査といたしまして地区調査を二地区、それから地区調査の前段になります基本調査を数地区で実施する。これからそういう調査を通じて、地元の意向も把握しながら逐次事業化を進めていくということで、一種の年次計画的な形で、今具体的に御説明し得る段階にないことをまことに申しわけないというふうに思つております。地域の実情をよく見きわめながら新しい事業の推進に努めたいということで御理解をいただきたいと思ひます。

他方、もう一つの保全事業の方でございますが、これは六十三年度におきましては、石狩川の左岸地区におきまして着工に移る。今直ちに調査ということではございませんけれども、同じような形で公団の力を十分発揮できるような事業の希望のある場合には、これを積極的に考えていくといったようなことで進めていきたいと思つております。

要件なり採択基準、特に面整備的な要件の問題かと思ひますが、総合整備事業につきましては面と線の二つの事業があるわけであります。面事業といたしましては圃場整備事業につきましてはこれから固めていきたいと思つておりますけれども、県営が六十ヘクタール以上でございしますので、ちよつと今度の公団の事業としては小さ過ぎる。これはもう少し大きな要件が必要であらう。あるいは線事業といたしましては、例えば広域農道が受益地千ヘクタール以上といったような基準

がございしますので、そういったことはひとつ頭に置いてこれから詰めていく必要があるだらう。保全整備の方については既に北海道でもやつておる事業の例も一つございしますので、そういったものを頭に置いてこれから具体的に考えていく、こういうふうには考えておる次第でございます。

○藤原(房)委員 去年の七月だったか八月ですが、最近土地改良事業等につきまして非常に負担が重いということで、各地でいろいろな、今後どうするかというところがにわかに議論になって、地元で大問題になっておりました。それらのことを踏まえましていろいろお話を申し上げました。

私の選挙区の共和町のことやそれから函館の近辺の上磯、これらのことについてもお話し上げました。一つは、共和町につきましてはいろいろなお話し合いの中から、一部では村なり農協なりの負担ということでありますが、双葉地区、双葉ダムを中心としたところの倶知安町とか京極とか喜茂別とか、この関連のところですね。農民の方々も自分たちが利用するということで最初つくつたわけでありまして、それを放棄するなんという気持ちはないのですが、やはりこういう米価が下がり、また農畜産物の価格の下がる中で負担し切れないうことで、少しでも負担の軽減ができないかということがこれらの人たちの大きな叫びであります。そのことを真剣にだれが考えるかというところになりますと、地元では農家の負担をどうする、少しでも軽減するためにどういう方法があるかなんというところを真剣に考える人は實際にないわけですね。

私も倶知安の方といろいろお話をいたしました。双葉ダムからの受益者負担、当初十アールで二千ぐらいと言われておりましたが、後々だんだんこれが高くなって十アール四万円程度、こんな状況になっている。工期が長くなつてくるうちにだんだんこういう形になつてしまつたんでしよう。地元の考え方もいろいろあるのです。多目的ダムですから、そういうところではいろいろな考え方がありますが、大変な豪雪地帯と言われて

いる俱知安ですから流雪溝で雪を流す、こういうことは駅前やなんかでもできておるのですけれども、ほかにも国道や、そのほかでもやりたいと思つても水源がないという。ですから、あるダムの水を使わしていただければ、多目的ですから、そういうことができればそつちの方で応分の負担をいただくそれだけ農家の負担が軽減されるということです。

先ほど来いろいろな話がありましたが、規制の緩和といいますが、それはもう当初ダムをつくる時に受益者ということできちつとつくる。当初どこがどうするかということの上で立つて物事をすすんでしようが、しかし時代がこんなに変わりますと、それだけではなくてまた別な使用目的がでたりいろんなことがあつたときに、それに参入する方法とかいろんなことを条件や何かによつては考えるような方向でいたしませんと、参加した市町村だけしか利用できないとか、余り規則づくめで一步もそれが動かないようなことになりまして、どうもこれは硬直的で道が開けない。

特に転換畑の方々は大変に負担が重くて、自分たちは直接水田ではない転換畑ということですから補助金は打ち切られる、そういう悪条件の中で何とか方法ははないのか。地元としては流雪溝の水としてダムの水を使用する。水源がないということでは非常に困つておるといふことならばそういうことはできないのかというような意見もあるのですけれども、こういうことは柔軟に地元のいろんな要望等を聞いていただきたいと思うのです。これはひとつ御検討いただきたい。

それから先ほど来またお話ありましたが、今までの公団のお仕事というのは、大体畜舎を建てるにしましても何にしましても、あの山奥に建築基準法にのつとて建物を建てなければならぬという。人間様の住んでいるところよりも立派な、建築基準法できちつと土台を築かなければならぬ。今まで何年も前から何度も申し上げていることなんです、これは県庁なんかに行きます

と、建築担当の方は、国から補助金もらつてすぐ壊れるようなものでは困るから、建築基準法という物差しに乗つてちやんとつくつてもらわなければいかぬ。それは理屈としてわかりますが、農政担当の方によると、あんな立派なものもどうですか、人間が住んでいる家よりも立派だという。これも何度か申し上げて、農林省でもいろいろ検討して、少しは緩和の方向に進みつつあるように思うのですけれども、これもちよつと現実的でない。

こういうことで規制の緩和ということがよく言われるのですが、現場に即した形で物事を進めていたきたい。それから、こういう規制等につきましても、これは農林省でお考えになつても会計検査院でまだだめだということになるのかもしれないが、これはよく将来に御検討いただくとしまして、もう少し現実に即した形で進めていた

ダムの問題も各地でいろんなことがありますが、なかなかほかの目的、建設当時その中に参入いたしておりませんとだめだといふようなことで、時代がこんな大きく変わる世の中ですと、やはりある程度そういう道も考えるようにしなければならぬじゃないか。

いずれにしましても、これから米価が上がるなという状況にはないだろうと思ひますし、また農畜産物がこれからまた上がるなという状況にはないだろうと思ひます。そういう中で合理化をするという。施設費や管理費やそういうものだけはどんなその時代の経済状況にのつとて値上げしていくという。こんなことでは、もう合理化とか健全経営とか何ば言つたつてできるわけがありません。そういう周辺整備のことにつきましてぜひひとつ御検討いただき、地元の農家の方々がそれに即して営農の計画を立ててやつていけるような形というものを考えたいと思ひます。

○松山政府委員 まず、双葉地区の問題でござい

まして、昭和六十四年度に完了の予定というふう

に承知いたしております。いろいろと御心配をおかけしておる農家負担金

の問題でございまして、この地区の負担金の問題につきましても、関係の四つの町が何らかの助成を行うべく現在検討中であるというふう

に聞いておる次第でございまして。なお、お話のございましたダムの融雪溝への利用の問題については、実は私も今初めてお聞き

したようなことでございまして、事情をよく聞いてみたい、このように考える次第でございま

す。建築基準法等の問題についてのお話もあつたわけ

でございまして、畜舎につきましても建築確認等を受けなければいかぬといったようなこ

とはもちろんあるわけでございますが、これまでいろいろと御指摘をいただきながら、例えば防火壁の設置義務が適用除外になつておるとか、自動

火災報知機の設置義務につきましてもかなり弾力的な扱いになつておる等の運用面での変化が見ら

れておるところでございまして。先生から御指摘が

ございましたように、これだけいろいろと難しい時代でもございまして。あるいは世の中も動いてお

る時期でもございまして、基本的な原則はきちん

と頭を置きながら、その適用におきましては可能な範囲で、現実適用が可能なような弾力性を

持つていくということはお説のとおりでございまして、私どももそういうことを頭に置きながらこれ

から対応していきたい、このように考える次第で

ございまして。○藤原(房)委員 それから、去年八月ですか、上

磯 大野地区の問題について申し上げましたが、地

元でもいろいろ協議をいたしまして、それぞ

の問題について、土地改良を初め支払いに苦慮していらつしやる。これは何とかしなければならぬことだとな去年も申し上げたのですけれども、この辺のことについてぜひひとつ御検討いただきたいと思いますが、時間もありませんから一言で結構です。

○松山政府委員 農家の負担の問題につきましては、本委員会でもいろいろ御議論をいただいたわけでございます。私どもとしまして、そういうことを踏まえまして、六十三年から土地改良事業償還円滑化対策を実施することにしておるわけでございますけれども、関係の方々にもよく御説明し、これの有効活用を図っていただくという線でも努力してまいりたいと思っております。

○藤原(房)委員 大臣、こういう現況にありますので、農業を取り巻く非常に厳しい環境の中にあつて、それぞれの施設や何か、土地改良を初めとして、そういったものは償還しなければならぬ非常に厳しい条件の中にあつて、そんな理不尽なことを言うわけじゃありませんけれども、現実には即した形でひとつ御検討いただきたい。さつき申し上げたのとおりですが、どうですか、特に専業農家ですね。

○佐藤国務大臣 御質疑を聞いておりました、現実的な物の考え方をにじませた御質問が随分出てきたように拝聴をいたしております。

今度のこの公団法の改正に当たつて、これをまた新しい出発点としたしまして、そして飼料作物、えさについての、進んでいるかおそれているかといふ点をおくればならない。そして草地開発事業をまた進めていくとか、新たな使命感を持つて公団もやつてくれると思ひますし、私どももまたその責任を持つ立場から最善を尽くしてまいらなければならぬ。しかし、それにしても農業者が事実本心に理解をしてくれる、そして農家の生活設計がちゃんとできるということであれば投資をしたかいかもございせんし、ここで御議論をい

ただいたいかもございせんし、法律をつくつた意味もない、こういうことになりまして、そういうことにならないように真剣に取り組んでまいりたいと思ひます。

なお、償還、負担等の問題につきましては、しばしば御意見をちょうだいいたしておりますけれども、個別に随分いろいろな場合があることを承知いたしております。画一的な物の考え方ではないて、そういう条件緩和措置とかということについては、まさに現実に個別指導でどのような手だてができるかということをご丁寧にする必要がある、かように考えております。

○藤原(房)委員 どうもありがとうございます。

○菊池委員長 神田厚君。

○神田委員 農用地開発公団法について御質問を申し上げます。

経済構造調整特別部会報告あるいは農政審議会報告にありますように、日本経済全体が国際化へと構造調整の進む中で、農業におきましても国際化への対応が急務の課題となつております。そのため水田農業確立対策に代表されるように土地利型作物の生産性の向上、つまり国土の狭小さによる生産性の阻害要因の除去を早急になさねばならない状況でもあります。したがって今回、農用地開発公団を農用地整備公団に改組し、その目的を「農業の生産性の向上と農業構造の改善」としたことは、現在の日本農業の取り組みなければならぬ重要課題と合致するものでありまして、時宜を得たものであるというふうに考えております。

また、現在第三次土地改良長期計画に基づき、基盤整備率を七割を目途として圃場整備事業等を推進しております。しかしながら、土地改良長期計画は昭和四十年より開始され二十二年経過しておりますけれども、一区画おおよそ三反以上の区画整理のされた農地は四割程度しかございせん。基盤整備事業はどうしても年月の要する事業であると考えられます。例えば、十アール当たり

の圃場整備費用を見た場合、昭和五十三年五十五万円から、昭和六十二年九十四万円と約一・七倍もの上昇をしております。また、地元負担も十五万円から二十六万円と一・七倍の上昇を示しております。つまり圃場整備費用の上昇は農家負担の上昇となり、結果として農家の圃場整備意欲の減退を招いております。

そこで、御質問を申し上げますが、まず第一に、何ゆえに過去十年の間に単位当たりの整備費が二倍近く上昇したのか。過剰とも言える整備費があつたのではないかと考えますが、いかがでありますか。

○松山政府委員 圃場整備事業の十アール当たり事業費の問題でございますが、その年の新規の採択をいたしました事業費単価を例にとつてみますと、十アール当たり昭和五十三年度五十五万円とございまして、昭和六十二年では九十四万二千円ということ、約一・七倍になつております。

これは御指摘のとおりでございます。こういうふうな事業費単価が増高しております原因でございますけれども、労務費なり資材費などのいわゆる物価、賃金の上昇という要因が一つあるわけでございますが、そのほか、転作に必要な汎用耕地化でございますとか、老齢化、兼業化に対応いたしました維持管理の合理化のため整備水準の上昇といったような要因が一つあるわけでございます。あるいはまた、平地面部から中山間地帯への移行、水源開発の適地の減少といったような、施行していきまふ上での条件がなかなか困難になつてきているといったような要素もあるうかと思つております。防災安全対策費の増加といったような要素も一つあるうかと考えておるわけでございます。こういうことは農家負担の問題にもそのまますなななごいいたしますので、私どももいたしましては、各般の面にわたりまして、こういった事業費単価の増高を抑制していくという方向で努力を傾けたいと考えておる次第でございます。

○神田委員 また、昭和六十二年で見た場合には、国営農用地が百二十万円、補助農用地が百一

は、国営農用地が百二十万円、補助農用地が百一

は、国営農用地が百二十万円、補助農用地が百一

は、国営農用地が百二十万円、補助農用地が百一

は、国営農用地が百二十万円、補助農用地が百一

は、国営農用地が百二十万円、補助農用地が百一

この整備費用の引き下げを図るべきだというように考えますが、いかがでありますか。

○松山政府委員 事業費単価の抑制を図っていきますためには、例えば整備の水準というものと、どの程度の費用がかかるかといったようなものの組み合わせの中で関係の方にひとつ御判断いただくといったようなことであります。できるだけ経済的な方法を採用していく等々各般の面での努力が必要でございますし、また私もどうしてもそういう線ではないかと努力するような指導を強めておるところでございます。

〔委員長退席、鈴木(宗)委員長代理着席〕

今先生の方からお尋ねのございました積算方法と入札手法の見直しの問題でございますが、土地改良工事等の工事価格の積算方法、いわゆる積算基準につきましては、従来から土地改良工事等の特徴等工事の実態を踏まえ適正な基準の作成に努めてきたところでございます。他方、土地改良工事等でございますが、工事の施行に当たりましては一般建設業者への請負に付するというのが一般的な形でもございますから、積算基準の策定に当たりましてはほかの公共工事の場合との整合性にも留意していく必要があるというわけでございます。今後とも、こういった事情を踏まえながら工事価格の積算基準の適正化ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、入札手法の見直しの問題でございますけれども、工事の発注に当たりましては工事の規模なり内容等を考慮いたしまして、その工事施行の全般にわたりまして適正な施行能力を有する、そういう業者を選定していかなければいかぬわけでございます。

国営事業におきまます業者の選定に当たりましては、各地方農政局長の定めまます競争参加資格の審査を利用して該当の等級に格付されまます有資格者の中から原則として指名して競争入札をやっていくというのがやり方でございます。この場合、各農政局では、計画をしております工事の種類なり規模等によりまして指名競争の参加選定会

議を開きまして、有資格者名簿の中から信用度なり過去の工事等の実績なり経緯なり、専門技術者の状況等々を総合的に勘案いたしまして上で該当する者を選定して、適正な業者の選定に留意しているということでございます。今後とも業者の選定等につきましては適正な実行がなされるように努めてまいりたい、このように考えている次第でございます。

○神田委員 農家の間から非常に整備費用が高いという声が聞かれておりますが、この点に對しましてはどういうふうな受けとめておられますか。

○松山政府委員 できる限りの事業費の節減に努めておるつもりでございますけれども、御案内のようないくつかの状況でもございます。いろいろと農家の方にも御不満も多いと思っておりますけれども、私どもとしては事業効果が有効に発揮されるように、しかもできるだけ費用のかからないようにという基本線で今後とも臨んでいきたいというふうに思っております。

○神田委員 土地改良あるいは農用地開発事業等に対して、消費者のサイドからは消費者のサイドとして、あるいは生産者の立場からは生産者の立場としての意見がいろいろ出ているわけでありまます。例えば一兆円の基盤整備をやった場合にどの程度生産者にとって生産費の節減となつて、また消費者にとつてはどの程度のメリットが発生をするのかというようなことについて説明を求め風潮がございますが、その点につきましてはどういうふうな考えておりますか。また、基盤整備事業のGNPに与える影響、乗数効果はどの程度というふうな判断をいたしますか。

○松山政府委員 土地改良事業の実施に当たりましては、まず農家の皆さん、特に直接事業に参加される方々につきましては、その事業がそれぞれ経営にとつてどういう意味を持つのか、そこをしっかりと踏まえていただいた上で事業の申請をさせていただく必要もあるわけでございます。そういう意味では、事業計画の作成に当たりましては、調査の段階から農家だけではなくて土地改良

区なり農協なり市町村等できるだけ幅広く地元の意向の把握を行う、また逆に、集落の説明会等を通じまして、事業の内容なり事業費なり、そういったことについてできるだけ説明するように努めてきておるところでございますし、今後ともそういう考え方に立つて努力していかぬやいかぬというふうな考えております。

他方、消費者との関係につきましては、そういう意味での直接的なつながりの機会ということもあるわけでございますけれども、やはり土地改良事業、日本の農業構造の改善を図る上で非常に重要な事業でございますし、かつまたその事業効果、特に生産性の向上でございますとか農作物の生産の安定でございますとか、もろもろの面を通じて、国民食糧の安定供給という点に大変な役割を果たしているということをこれからも事業ある機会に御理解いただけるような説明を心がけていかなければいかぬというふうに考えておる次第でございます。

その一例というふうなことにあられるのは、もしかたせんけれども、今先生から御質問のございましたGNPに与える影響と申しますか乗数効果の問題でございます。基盤整備、農村地域を中心とした全国的に実施されておるわけでございまして、事業費に占めます労務費の割合が高いけれども、事業費に占めます中小企業への発注率が高いという特徴、それから中小企業への発注率が高い事業に比べればやはり高いという事情がございますし、それから用地費なり補償費の割合が小さいでございます。その中で工事費の割合が高い、そういう意味での景気浮揚効果が大きくて地域の活性化に資するといったような特徴を有しておるかと思うわけでございます。

そういう特徴を有しております農業基盤整備事業がGNPに対してどういうふうな響きを持つのかといった点、いろいろ試算があり得るわけでございます。これは建設部門の分析用産業連関表というものに基づいた一つの試算でございますけれども、農業基盤整備事業の投入資材供給産業等への生産誘発効果、これは投資額の約一・八ない

しは九倍でございます。ほかの公共事業に比べましても遜色はないものというふうに考えておる次第でございます。

○神田委員 次に、第三次土地改良長期計画の問題でございますが、これの進捗状況あるいはこれの事業計画達成のための具体的な方策、これについて農林省としてどのように考えておりますか。

○松山政府委員 第三次土地改良長期計画でございますが、昭和五十八年度以降十年間に総額三十二兆八千億円、調整費二兆四千億円を含んでおりますが、そういう額のものに相当する農業基盤整備事業を計画的に実施していく計画でございます。

その進捗状況でございますけれども、五十八年度から六十二年度までの五カ年間の進捗率といたしましては、調整費を除きました三十兆四千億円に對して約二九・六、六十三年度予算を含めましたいわば実施見込みといたしましては三五・〇というふうな実績になつておるわけでございます。なかなか厳しい実績であるといえは実態であるわけでございまして、そういう状況にかんがみまして、財投資金を活用いたしました特別会計制度の拡充を六十一年度から行方等々の工夫を凝らしながらこれまでも事業の推進に努めてきておるところでございます。六十三年度におきましては、御案内のようにNTTの無利子資金の活用を図るといふことを中心にいたしまして基盤整備費、おかげさまで一兆二千二百億円確保することができたわけでございます。私もいたしましては、今後とも農業基盤整備事業の重要性にかんがみまして第三次土地改良長期計画の着実な推進を図っていく、こういう考え方のもとに所要の予算額の確保に努めてまいりたい、このように考えている次第でございます。

○神田委員 次に、土地改良の受益者負担の問題であります。土地改良法によりまますと、受益者に対してその者の受ける利益を限度として負担金の全部または一部を求めております。受益者の利益の限度、これはどういうふうに考えております

か。
○松山政府委員 事業実施に伴います農家負担の償還可能性の問題ということになるわけでございますが、事業の実施に当たりましては、地域農業の現状と将来展望を加えまして営農計画を作成するわけでございます。その中で事業実施地区全体の年償還額が一つ予想される。他方、事業の実施に伴います年増加所得額といったものも予想されるわけでございますが、これらを対比の上、この事業の実施が受益者にとって負担可能かどうかといったようなことを判断しておるところでございます。

○神田委員 次に、ちよつと視点をえまして御質問申し上げます。

農用地の整備保全は、現在国、県、団体において実施をされておるわけであります。新たに農用地整備公団において同種の事業を実施する意義は一体どこにあるのか、その際、国、県、団体と公団の事業はどのように区分をするのか、この点について御説明をいただきたい。

○松山政府委員 新しい公団の事業につきましては、事業種目は既存の国営の土地改良事業と異なるところはない、例えば圃場整備事業あるいは農道の整備、かん排といったような事業になるわけでございますけれども。

公団の事業の特殊性と申しますか、私どものねらいとしておるところは、農用地等の農業資源に恵まれておる、農業構造の改善の可能性の高い一定の農業地域というものを対象にいたしまして、通常の事業ではかなりの期間がかかりそう

だ、そう思われるような大規模な整備事業、それを公団の有しております技術力なり機動力なり資金調達力を活用いたしまして、短期間に集中的に実施していくことを考えておるものでございます。このために、全国の農用地を対象にいたしましてその整備水準の向上を図つてまいります。一般の国営の土地改良事業とはおのずから性格が異なつてくる、むしろ、一般の国営の土地改良事業と相まちまして、事業の効果が一層高まる

のではないかとこのように考えておる次第でございます。今後とも、調査計画の段階から両者の調整を図りながら新事業の円滑な実施に努めていきたい、このように考えている次第でございます。

○神田委員 農家が基盤整備を行う場合、国、県、団体、公団、このいずれかを実施主体とするわけでありまして、その際、各実施主体によって農家の費用負担割合あるいは償還条件、これが異なつてくるわけであります。各実施主体における農家の費用負担割合、償還条件がどういふふうになっているのか、これをちよつと御説明をいただきたいと思ひます。

同時に、財投資金の活用があるわけですが、これが財投資金を活用した場合には農家負担の増加となりやすい、こういうふうな考えられる面もございまして、その際、この財投資金の活用によつて、当該公団によるメリットというのはどのようなものであるまいでしょうか、その点をお聞かせ願ひたい。

○松山政府委員 農業基盤整備事業は、それぞれの事業の内容なり事業規模、事業主体によりまして補助率が違つておるわけでございます。新しい公団の事業の補助率の問題につきましては、面的整備と線の整備を一体として行う事業と、それから、農業生産の被害防止ということで必要な農業用排水施設を整備する事業という二つの事業を予定しておるわけでございますが、国営、県営等々類似事業の補助率、これをひとつ参考にしな

がら、今後具体的に詰めてまいりたいというふうな考へておる次第でございます。

なお、国の補助の残余の部分につきましては、地元で地方公共団体の補助がなされる場合もございまして、したがって、それぞれの地域で農家の負担割合が異なつてくる、こういうことに相なるかと思つておるわけでございます。現行の公団事業もそうでございますけれども、補助の残の部分に財投資金を活用いたしまして事業を進めるといふ形になつておるわけでございます。したがって、御指摘のように建設期間中の利子の問題が一

つあるわけでございますが、そのかわり、財投資金を活用いたしまして集中的な事業実施を図るといふことで、工期の短縮を図り得るといふメリットもあるわけであります。農家負担のことを考えますれば、できるだけ短い期間で事業の実施を図るよう努めていく、こういうことが肝要ではないかとこのように考えている次第でございます。

○神田委員 OECD報告のPSE値を算定する際に、基盤整備事業費用も加えてある。今、ウルグアイ・ラウンド等でいろいろこの農業補助の問題が出ておりますけれども、今後この基盤整備費用を、OECD、ガット、サミット等において、農業保護政策の中でどのような位置づけとしてアメリカ、EC諸国等に対して理解を得るのか、この点についてお答えをいただきます。

○塩田説明員 お答え申し上げます。

OECDでPSEという、これはプロデューサー・サブシディー・イクイバレントという英語の略称でございますが、生産者がいるような農産物を生産する場合に、補助金でございましてとかあるいは価格制度による内外価格差の効果でございましてとか、政府の行いますような制度的な措置あるいは補助金による当該生産物を生産する上での効果、それを計測する手段がOECDで開発されて、これに基づく主要国の農産物のPSEの算定が現実に行われておるわけでございます。

ただいま先生の方から、PSEの中の農業基盤整備費の取り扱いはどうなつておるかという御趣旨の御質問かというふうな理解したわけでございますが、ただいま申し上げましたように、あらゆる農産物の生産に、政府の補助金でございましてとかあるいは制度的な措置がどのように反映されているのかということに計測する手段でございまして、PSEの算定の中には、農業基盤整備費もそれぞれの品目にブレックダウンをした形で算入されておるわけでございます。

しかしながら、このPSEの算定の中に基盤整備費を含めることにつきましては、私どもは、次のような問題があるのではなからうかというふう

に考えております。

まず第一は、当然のことながら、農業基盤整備を必要とする各国の国土条件なり農地の整備条件が非常に格差がございまして、それからまた、気象条件あるいは国土条件に恵まれた輸出国と必ずしもそうではない輸出国の間で、相当の農業経営を行つていく上での条件の相違がございまして、そういった条件の差から、基盤整備の必要性なり必要額というものが当然出ておるわけでございまして、そういう条件の差というものが必ずしも的確に算定に当たつて考慮されておらないのではないかというところでございまして。

それから第二点は、今申し上げたことと関係するわけでございまして、PSEをなぜ算定するかというPSE算定の目的とも絡むわけでございまして、ある国のある農産物のPSEの額が大きい、少ないをもつて、それが貿易に直ちに影響を与えるのではないかと、そういうふうな考え方をしているのとは、PSEが算定されておるわけでございまして、当然、PSEの一要素でございまして基盤整備費と内外価格差とは貿易に与える影響も、PSEの要素という点では同じでございまして、影響という点では非常に差があるのではないかと、端的に言いますと、農業基盤整備費は非常に長期にわたつて効用が発現して生産の中に化体をしていくべきものでございまして、ある年度のPSEの算定の中に含まれておる基盤整備費の額をもつて、直ちに貿易にそれだけの額の影響が他の要素と同様にあらわれるのは行き過ぎではないかというふうに見るわけでございまして。

さらにまた、食糧の安定供給確保でございましてとかあるいは環境の保全など、農業が果たしている多面的な、必ずしも経済的な算定では包摂し切れない効用があるわけでございまして、そういった農業の果たしている多面的な価値といふものが、PSEの中には的確にとらえられていないのではないかと、そういう問題点があるというふうな私どもは認識をいたしております。

二九

先ほど先生の方から御指摘がございましたように、このような非常に問題の多いPSEないしはそれに近い概念が、ウルグアイ・ラウンドの農産物交渉の中で、交渉の手段ないしは交渉の内容をはかるための手法として使われるべきであるという主張がなされておりました、非常に問題の多い計画手法でございますので、私も、そういったものを交渉の対象あるいは手段として使っていくことは極めて不適切であるという立場をとっておるわけでございます。

ちなみに、日本は、昨年の十二月にウルグアイ・ラウンド交渉において、日本としての立場を反映いたしました農業交渉に対する日本の提案を提出したわけでございますが、その中では、交渉に当たりまして政府の補助金を対象とする場合にも、農業の生産基盤の整備を目的とする事業でございますとか、あるいは構造改善を目的とする事業等のための補助金は対象に含まないという形で提案を出しているわけでございます。

○神田委員 わかりました。しっかりとやってください。

それでは次に、AタイプのNTT資金の問題でございますが、公団がみずからAタイプのNTT資金の実施主体並びに転貸しができるようになるわけでありますけれども、これは現行制度の補助事業に対してどのようなメリットがあるのか、この点をお聞かせをいただきたいと思っております。

○松山政府委員 NTTのAタイプ事業についてのお尋ねでございます。

この事業は、国の補助金あるいは負担金の交付を受けないで実施いたします公共的な建設事業で、当該公共事業及びその関連事業によって生じます収益によりまして当該公共事業に要する費用を支弁できる、いわゆる収益回収型の公共事業でございます。

それで、農用地整備公団が今度事業主体等になるA型事業といたしましては、水田農業確立対策によりまして転作の推進等を図りますために、市街化区域等の水田を対象といたしまして畑地への転

換を進めるとともに、土地改良事業として可能な範囲内で非農用地を創出いたします市街化区域等水田転換緊急特別対策プロジェクトというものと、農業用の排水施設、ため池とか水路等でございますが、これらの整備を行いますとともに、あわせてレクリエーション施設なり駐車場等の他の目的への利用を推進いたします農業用排水施設他目的利用プロジェクト、こういう二つの事業を考えているところでございます。

このプロジェクトを実施しますメリットでございますが、前者につきましては、市街化区域等に存します水田が緊急かつ効率的に畑地等に転換される、そのことによりまして、当面する農政上の重要な課題でございます水田農業確立対策の円滑な推進に資するという点と、それから土地改良事業として可能な範囲内の非農用地を創出したしまして公共施設用地に充てる等、社会資本の整備の要請にもこたえ得る等のメリットがあるかと思っております。他方、農業用排水施設他目的利用プロジェクトでございますが、これを実施することによりまして、農業用水の確保でございますとか水利用の安定や施設の機能の回復といったようなことなどが図られるわけであります。同時に、農業用の排水施設なり施設用地といったものが有効に活用されるわけでございまして、これによりまして、おくれしております社会資本の整備にも資していくといったようなことを考えられるのではなからうかというふうに考えている次第でございます。

○神田委員 先ほど局長の答弁にもありましたが、受益者負担の軽減のためには、工期の短縮と事務費の縮減を図る必要がある、こういうことであります。また、工期の短縮あるいは事務費の縮減及び事業の維持拡大、こういうものなくしては当公団の存続は将来的に難しくなってくるのではないかと、こんなふうに考えておりますが、これらをおのづかのように実施していくのか。現在、当公団の事業費に占める例えば事務費の割合は何%程度で、ほかの公団と比べてどういう位置にあるのか、

か、こういう点について御説明をいただきたいと思っております。

○松山政府委員 公団の事務費の問題でございます。

事業の完了区域がふえまして、かつ小規模な事業実施区域がふえてまいるといったような状況の中で、五十年代前半に比べますと公団の事務費率は若干高くなつてきておりました、現在一四%から一六%ぐらいの水準で推移しておりますわけでございます。私も、公団ともどもこのような事態を重視しております、公団事業の低コスト化、組織・定員の縮減、さらには公団事業の効率的な推進といったようなことにつきまして、昨年四月にも局長通達を発しておるわけでございますけれども、事業費、一般管理費の縮減に努めておるところでございます。

ほかの公団の事務費率との比較の問題でございますけれども、事業内容なり対象地域等が異なる問題でもございまして単純に比較することは適当ではないわけでございますが、あえて比較いたしますれば、やや高目かなというふうに考えております。いずれにいたしましても、事務費率の低減は公団としても重要な課題でございます。公団事業の効率化、業務運営全般の合理化と管理経費の徹底した節減に努めていただきまして、適正な管理費の水準になるように公団を引き続き指導してまいりたい、このように考えているところでございます。

○神田委員 最後にお尋ねしますが、農地の流動化あるいは規模拡大、さらに基盤整備事業、これらをバランスをとつてうまく推進していかねばならないということでありまして。

そこで、今回法案として準備をされましたが、いろいろ関係が見送りととなりました構造立法法案がございまして、あれと当公団との関係はどういうふうなものとして考えられたのか、その点はいかがでありますか。将来またこの構造立法法案が出てくると思うのでありますが、そのとき当公団との関係はどういうふうになりますか。

○松山政府委員 今国会への提出を予定しながらいろいろ検討をいたしてまいりましたが、いわゆる構造立法、問題が農業の基本にかかわることでございまして、もう少し時間をかけて、実態も踏まえながら関係者のコンセンサスも得ながら、できるだけ早く成果を得たいということで今も検討をしております。

私も考えました問題意識をいたしましては、土地の流動化がそれなりに進んでいるというものの、やはり格段の政策努力を必要とするという状況を踏まえまして、今後農地の流動化を加速化し構造改善を円滑に進めていくためのフレームといえますか、そういうものとしていかなることが考え得るか、こういうことで一般的なものとして考えたつもりでございます。

今度の公団の事業につきましては、そういった全体としての構造政策を進めていく上で、そのための基礎的な条件を整備するという意味で、農業基盤の整備というものが重要な意味合いを持つておるわけでございますが、これまで公団が長年にわたつて蓄積してきております技術力なり機動性なりあるいは資金の調達力といったような特性を生かしながら、その特定の地域におきまして計画的、集中的に一定の農用地の整備保全の事業を実施するという意味で基盤整備事業の重要な一翼を担つていただく、こういうふうな関係に立つものとして御理解をいただければありがたいというふうに考えている次第でございます。

○神田委員 終わります。

○鈴木(宗)委員長代理 藤田スミ君。

(鈴木(宗)委員長代理退席、委員長着席)
○藤田委員 私は、農用地開発公団法の一部改正案を審議するに当たつて、実は先日、北海道の稚内市にあります農用地開発公団事業による宗谷丘陵区域広域農業開発事業というのを見てまいりました。この宗谷丘陵区域広域農業開発事業というのは、昭和五十三年の閣議決定の新北海道総合開発計画に沿うものとなつておりました、こういうふうなうたわれたわけですが、「根釧・天北等の土

地資源に恵まれた酪農地帯においては、大型酪農経営を中核とする高生産性経営群と生産生活諸施設を機能的に配した酪農村の展開を日途に、我が国最大の大家畜畜産地域として、その開発を進める。特に、天北においては、広大な開発適地の活用を図り、開発可能地に乏しい地域における畜産の生産拡大に資するため、それらの地域と連携した生産拠点として機能させるものとする。」と言われております。

また、手元にあります農用地開発公団北海道支社がつくった計画概要を見ましても、「本地域の農業振興の方向は、畜産の開発を柱として、北海道農業の発展を図るとともに、可能な限り、国内の農業生産力を高め、食糧の自給率向上を目指し、国民食糧の供給という国家的要請を担うものである。」と開発の基本方針はうたっているわけであります。

このような開発方針に基づいて宗谷丘陵区域広域農業開発事業が発売したことに間違いはありませんか。

○松山政府委員 間違いはございません。

○藤田委員 そして、この開発方針に基づき天北地域内の未利用山林原野を開発して肉用牛公共牧場を創設し、地域畜産農家の規模拡大と所得の向上を図り、肉用牛の濃密生産団地を建設する事業が開始され、五十九年には二十四億六千万円、六十年には十三億三千万円、六十一年には十一億二千万円の事業費が投入されてまいりました。事業費を負担したのは国だけではありません。地元稚内市では、もう既に三十六億七千六百万円の負担を負っています。稚内市の年間予算は三百三十三億円で、この負担額は稚内市の予算規模では極めて重いものになってまいりました。

ところが、この事業はうまくいきませんでした。当初酪農家から乳牛が産んだ雄の子牛を預託する予定になっていたにもかかわらず、牛が集まらなかった。牛が集まらなかった原因は何だったのでしょうか。

○松山政府委員 本宗谷丘陵区域の公団事業でござ

います。周囲の酪農家から乳用雄牛を預託育成するということを主体といたしました公共育成牧場、こういうことで事業を始めてきたわけでございますけれども、乳雄子牛の品薄感、あるいは肥育牛の枝肉価格の堅調といったような状況の中で、乳雄子牛が地域外に供給されるといったような状態がございまして、なかなか計画どおりに集まることが難しくなりました。こういう状況があるわけでございます。そこで、乳雄の預託育成というのを主体とするものから、肉専用種なりあるいは外国種の繁殖素牛を飼育いたしまして子牛の供給を周囲の農家にやっていくといったような、そういうねらいを持った公共育成牧場、そういう方向で今計画の見直しが行われておるといふふうに承知いたしております。

○藤田委員 私は、今の答弁は農水省自身がはっきりと原因を見ておられないというのですか、現象面だけ言っていて、そして本当のところを触れていらつしやらないと思うのです。そもそも子牛が集まらなかった理由、こういう最初の計画をつぶしたのは農水省の牛乳の生産調整じゃなかったのですか。そして牛乳の生産調整と価格の引き下げのために、酪農家は預託をする牛を持てなくなったのです。そういうことでこの事業の第一歩からつまづかせた、これは農水省の責任だと私は思いますが、その点はどう思っているのでしょうか。

○松山政府委員 御案内のような酪農をめぐって需給実態の中で、いろいろと各地域の酪農家には御苦労をいただいております。さきほど申し上げたような状況が、今回のこの地域での計画見直しの背景にあるというふうに承知しております。

○藤田委員 その事業の変更というのでも並み大抵のことじゃないのです。私も見てきました。肉専用種の繁殖育成ということで現在二百五十頭いるこのアンガスという種類、さつき外国の牛とおっしゃいましたが、このアンガスという種類の牛を約三千頭にしようというわけでしょう。これだけ

の肉牛を輸入することができると。たしかこれは現在輸入割り当てがあるはずですね。また、約三千頭の牛を管理するためには十人以上の職員が必要で、これは、経営を安定させるためにさらに三億円の運転資金、これが必要になってくるわけです。これだけの資金と職員を投入しなければ事業は成り立たないわけですね。

それだけじゃありません。この工事は一期、二期、三期というふうに分かれておりますが、この第一期の工事についてもまだあと二十六億八千万円の事業費が必要になってくるわけですね。稚内市にとつてはこれまた非常に大きな重荷になってくるのです。私は、稚内市からこういう陳情書というのをいただきました。これは、一つには、繁殖素牛の導入の促進、それから二つ目には、事業工期内の建設利息の軽減、三つ目には、低利運転資金の融資、三つの点の必死の要請をしておられるわけですね。私は、この場でこの三点について政府の誠意のあるお答えをいただきたいわけですね。

○松山政府委員 いろいろと状況が変わつていく、そういう状況の変化に現地が大変御苦労いただきたがら対応していただいている、そういうケースであるわけでございます。

繁殖素牛の導入の問題につきましては、よく今の見直し、検討の実態はしなればいかぬというふうな思いがあります。また、建設利息の問題につきましても、既に高率の補助を行っておることでもございまして、できるだけ早く建設を進めていくというところで、子牛負担が総体的に少なくなるといふことを考えていくのであろう。低利運転資金の問題につきましても、繁殖用の肉牛の購入資金あるいは飼料費なり種つけ料等の育成資金につきましても、農業近代化資金の融資の道もあるわけでございます。このように、こういうこともひとつ活用していただけたらどうだろうかと思っております。

なお、本地区の繁殖用の肉牛の導入につきましても、公団事業の対象といたしまして財投資金に

よることができると。たしかこれは現在輸入割り当てがあるはずですね。また、約三千頭の牛を管理するためには十人以上の職員が必要で、これは、経営を安定させるためにさらに三億円の運転資金、これが必要になってくるわけです。これだけの資金と職員を投入しなければ事業は成り立たないわけですね。

○藤田委員 大臣、最初の話を聞いていて御理解をいただいたと思うのです。状況の変化に対応してと言いますが、状況を変化させたのは、これは農水省に責任があるわけですね。牛乳の生産調整を進め価格を引き下げ、そういう状況の変化に対応するために今非常に現地は苦労しています。現地の方はこう言いました。生産コストの引き下げや流通経路の開拓で、これから肉で少し値のよいものを販売し、またアンガス種など肉専用牛を導入して雌牛の農業供給で何らかの採算を割っていきたい、こういうふうになつてまいりました。担当の稚内市の方は、今牛肉の価格が幾らだけれども、これが幾ら幾らに値がつけば事業が成り立つのだというふうな計算をしきりに私の前でもされたわけですね。私は、これは非常にせっぱ詰まったあの人たちの苦勞の反映だといふふうに思つて胸が詰まる思いで聞いてまいりました。

大臣も御存じだと思つていますが、実際に牛肉の価格は今下がつてきているのです。だから、この事業の採算点を下回る可能性があることはだれの目にも明らかです。それにもかかわらず、今さらこの事業から撤退できないのだ、このままでは借金だけが残らないのだといふことで必死になつて取り組んでいるわけですね。先ほど指摘したように、この事業をこんな惨憺たる状況にした責任というものを考えれば、私は、稚内市が要求している問題について節度を持ってこたえるべきだといふふうに考えます。もう一度大臣の誠意のある御答弁を求めておきたいわけですね。

○松山政府委員 なかなか厳しい環境条件の変化、その中で現地が一生懸命御尽力いただいている問題でございます。私どももいたしたとしても、現地の御努力がうまく実の結ぶように道とも相談しながら適切に対応してまいりたい、このように

考える次第でございます。
○藤田委員 今度は大臣にお答えいただきたいのです。

この宗谷丘陵区域広域農業開発事業というのは、さつき言いましたように一期工事はまだ完成していない、二期、三期の工事がまだ残っています。その一期工事で関係者が悪戦苦闘しておられるわけです。しかし、この事業も牛肉の輸入自由化がなされるなら完全に吹き飛んでしまうでしょう。政府が閣議決定で夢見た我が国最大の大家畜畜産地域としての生産拠点、関係者に巨額の負債を残して吹き飛んでしまうわけです。このような悪夢のような事態は決して認めてはならない。そういう点で大臣、牛肉、オレンジの輸入自由化は決して行つてはならない、その決意のほどを聞かせてください。私は宗谷に参りまして今なおかたく残雪の冷たさに驚かされました。しかし現地の方は、今輸入自由化の問題をめぐつてこの状況の中でまさにそれ以上の厳しさ、それ以上の冷たい空気に包まれて不安におののいているのです。私は、そういう人たちに對して輸入自由化は絶対にやらない、認めないんだというその言葉

を大臣に求めたいわけです。
○佐藤國務大臣 今日社会においていろいろな立場の方々がいろいろな苦勞をしておる、今おっしゃる説明もわからぬではございません。私自身も今牛肉、かんきつの自由化に触れられれば冷たい空気の中にさらされておるのであります。私はそれなりに真剣であります。自由化は困難である、こういう実情を説明しながら何とか今日の日本の現状をわかつてもらいたいと思つて説明に参りました。しかし、まことに残念ながらそれを合意するには至りませんでした。その点については私の非力もございましょう、申しわけございませんでした。この委員会でも先般来申し上げておるところでございます。それ以上重ねる言葉はございません。

しかし同時に、決裂したのではない。私どもはアメリカを友好国と考えております。友好国との間で平和的な解決をせねばならぬと考えております。話し合いは継続しようと思案をいたしたところ、それはわかつた、こういうことで合意いたしました。そして今その話し合いが進められておる最中でございます。現実的な対応もしなければならぬと思つておりますが、我が国が自由化は困難であると言つたその説明に對して、依然として四月一日からの完全自由化は当たり前と先様はおっしゃつておられます。そういう中であつて実務的にどうこれをほぐしていくか、こういうことを今までの答弁でも申し上げましたが、改めてまたあなたにも申し上げたいと思つております。
○藤田委員 大臣はしきりに友好国ということをおっしゃいますが、今、日本に彼らが言つておることは友好国としてのアメリカの姿勢でしようか、友好国に對して言つておることじゃないというふうには私は思ひます。話し合いは日本が譲るといふことはありませんが、それからまた、現実的な対応というのは、まさに日本の酪農家の置かれておる現実に対応していただきたい、そういうことを申し上げておきたいと思ひます。

同じように地域酪農家に深刻な影響を与えておるのが根室の広域農業開発事業です。この事業に参加した酪農家は四千五百万から五千万の借金を抱えておる、そして六十二年度からその借金の返済が始まつていくわけですが、とても返済ができないという大変な状況になっております。農水省、なぜこのようになったのか、その原因を明らかにしてください。

○松山政府委員 根室区域におきましては畜舎等の整備を行つたいわゆる大規模農家、二百二十戸余の農家があるわけでございますが、その大半の農家につきましては公団事業の償還金、いろいろ御努力はいただきながら円滑に償還をいただいておるところでございますけれども、一部の農家におきまして、公団事業の償還の円滑な返済という点でなかなか難渋しておる、非常に御苦勞いただいております。

これは根室だけの問題ではございませんで、農家によつてかなり経営の状況に差が出ておるといふことではございますが、そういった一部の不振農家についての実情を調べた報告によりますれば、一つはやはり大規模な営農ということでもございまして、そういった大型の営農技術の習熟がおくられたというような問題が一つある。それから営農管理の十分さといふたようなこともあるようでありまして、さらには経営主が不慮の事故に遭われたといふたようなアクシデントも償還金の返済等に難渋を来す原因の一つになっておる、こういうふうには承知をいたしておる次第でございます。

○藤田委員 答弁を聞いていますと、御自身の責任といふものをちつとも考えておられないということに私は本當に立ちを覚えまします。特殊な話じゃないのです。しかも、この根室は根室、中標津、別海町と一市二町がこの事業にかかわつておるわけですが、一つは先ほどから言われましてように基盤整備に金が非常にかかり過ぎた。そしてもう一つはむだな事業が非常に多かつた。例えば真空サイロで一基三千万から四千万のお金を使つたというのです。しかも、氣候が収穫期に悪くてそのサイロに湿つたわらを入れることが、吹き込むことができないで、氣候と合わないこのサイロのために満足に使用できない。また全般的に上物にお金がかかつて、七五%の補助がついてもまるで自分でつくつたと同じぐらゐの負担になっている。

こういうことで、もちろんその前段には近代化した経営でということではしたが生産制限をやられ、それこそ施設をフルに使えなかつた、そして償還ができなかつたということもありますけれども、こんな真空サイロの話なんて聞いたらびっくりしましたよ。一体何をやっていらんだというふうに考えたわけですね。どうなのでしょう。

○松山政府委員 根室地域のみならず、各地域でいかなる施設を導入していくかといふたようなことを計画していくにつきましては、当然のことながら、個々の農家がお使いになるわけでありまして、

から非常に具体的な相談が行われたものと了解をいたしておるわけでございます。若干先進的なモデル性というものが重視されまして、それぞれの関係農家におかれましては少し頑張られたというような面があるいはあつたのかもしれないけれども、私が申し上げたいのは、そういう状況の中で非常に立派な形で経営をやられておる方と、残念ながらいささか経営上の不振の出でる方と、そういう分化というか分かれが一つ出てきておる。

なぜそうなつたのだらうかといふことをいろいろと聞いてみると、技術面の問題であつたりあるいはアクシデントであつたりといふような事情があるようではございますので、せつかく投資したものでございまして私どもとしてはそういう施設が有効に活用され、予定されたような健全な営農が行われますように、まずは技術的な経営管理の世界での特別指導ということをお願いする市町村が指導班をつくりまして、これを地道に今やつていただいております。

さらに、償還に困難を感じておられる方につきましては、公団でも一部償還猶予の措置を講じていることもございまして、あるいはまた自創資金の活用という問題もございまして、さらに先ほど来話の出でる点でもありますが、六十三年度からは償還金の返済の困難な農家につきましてのいわば一種の援助措置として、公団事業の償還円滑化特別対策事業なども仕組んだところでございまして、私どもとしては可能な限りの努力を行ひながら、参加農家が健全な経営展開をしていただくことを期待したいと思つておる次第でございます。

○藤田委員 過去の裁量の問題に責任を転嫁されてはならないと思ひます。高利の負債に對する対応というものを六十三年度から取り組んでいかれるというのですので、私はその実施の経緯を見て今後また取り上げていきたいと思ひますが、こういうふう非常に大きな夢を授けてあげて、始めた事業ですから、気がつけば借金だけが背の中の上に乗つていたといふようなことの決してない

ように重々心して対応をしていただきたいと思ひます。

今回の農用地開発公団法の一部改正案によりまして、今後農用地整備公団は新たな草地造成をしないということになるわけです。草地造成の重要性については今ここで改めて言うまでもありませんけれども、農林水産省として草地造成をやめ、輸入濃厚飼料に依存するという政策転換をしたとなつては大変なことになるわけです。この点、農林水産省として草地造成の今後の展開について明らかにしてください。また、今後の飼料の自給率をどのように高めていくのか、年次ごとの数字と具体的計画を示していただきたいと思ひます。

○京谷政府委員 飼料自給率の現状でございまして、六十一年の生産費調査で見ますと酪農で四一％程度、肉用牛の繁殖経営で六七％程度、肉用牛の肥育経営で五ないし一二％程度と認識をいたしております。

今後の大家畜畜産経営におきましては、飼料基盤に立脚した経営を育成しまして経営体質の強化と生産性の向上を図ることが重要な課題と考えております。先般二月に策定公表いたしました七十年年度を目標にした「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」におきましても長期的な誘導指標をモデル的に提示をしておるところでございまして、年次別に具体的にどうやっていくかということについては、地域的な違いとかその他条件の違いがございましてなかなか一律に目標を立てることが難しゅうございまして、そのような数値を長期的に持つておるわけではございませんが、いろいろ条件の違う経営形態ごとにこういう方向で飼料自給率を高めていくという目標値を基本計画そのものに付表として設定をしておるところでございまして。

○藤田委員 今御説明があつたように私の手元にも五十一年から六十一一年までの実績はあるのです。それに基づいて計算したら、これの延長線上で七十年までいかなというふうな話はおよそ説得力がないわけです。

だからもう一つだけ押さえておきたいのですが、結局こういうことですか、飼料の自給率は高めていくという方針、これだけははっきりしておいてほしいのです。数字を示せないというのは私は極めて無責任だと思ひますが、しかし、自給率を高めるのか高めないのか、その方針だけははっきり聞かせてください。

○京谷政府委員 先ほど申し上げました基本方針においても明らかにしておりますように、飼料自給率の向上という方向で私どもはモデル経営における目標を定め、それに向かつて関連の施策を進めていきたい、かように明らかにしておるわけでございます。

○藤田委員 それでは次の問題に移ります。今回の法改正でNTTタイプ事業についても農用地整備公団でやれることになったわけですね。このうち、ため池整備の問題について伺ひたいと思います。

私の地元は全国でもため池の非常に多いと言われていた地域です。もともと最近は大分つぶれてしまひましたけれども、それでも多いわけですね。このため池は今、町内会というのですか、小さな自治会の共有財産になっておられて、市が管理をするというふうなことになるわけですね。そういう中で収益性のある事業に取り組むなといふたつてなかなかそういう仕組みになつておりません。ため池を整備するといふたつて、そのために駐車場をつくる、レクリエーションの施設をつくるといふたつて、なかなかこれが現実的ではないんじゃないか、これが地元の皆さんの庄倒的な声なんです。

そして大事なことは、ここが質問ですが、本来補助事業を行つてゐるため池整備予算をふやすこととそれが関係者から求められてゐる点なんです。本来の補助事業で行つてゐるため池整備事業をふやすこととそ求められてゐると考えますが、この点で農水省の御見解をお伺ひしたい。

○松山政府委員 NTTのA型として実施いたします農業用排水施設他目的利用プロジェクト、

これは今御指摘のございましたようなため池等の農業用排水の施設について整備を行いますとにも、あわせて他目的な利用を図ること、その収益をもつて事業費の償還をしていく、こういう事業であるわけでありまして。

うまく乗るか乗らないかというふうなお話があつたわけでございますけれども、例えばため池の場合に、しゅんせつによつてつくり出された農用地をテナスコートとか駐車場等に利用していく、そこから得られる収益をもつてこの償還をできるようなことを考えていくということで、私も現在都道府県から要望を募り、いろいろと事情を聞いておる。これから実施の可能性、事業内容についての詰めに入るといふ段階でございます。

お尋ねのもう一つの点につきましては、確かに補助事業の予算をふやすというのも一つの手法でございますが、御案内のような全体としての経済事情、国の財政事情等のもとで、建設国債をふやさないで、かつ必要とされる社会資本の整備を進めていく、こういう観点、両方の要請を調和する一つの手法としたしましてNTTの売却収入の活用、その活用の仕方にもタイプが三つございまして、この形の事業になつておるわけでございます。で、私どもとしてはそれぞれの実情に応じてうまく使つていただくように指導していきたい、こういうふうにご考慮をいただいております。

○藤田委員 実際には現実的ではないと考えられるというNTTタイプ事業ですね。Aタイプ事業を一つの手法として活用してもらいたいという言い方には私は不安が残ります。しゅんせつをし、そしてそこに、塀には公園をつくり、そしてため池の汚濁を防止するそういういろいろな施設までこしらえる補助事業というのは非常に喜ばれておりますし、さすが農水省だというように言われているところもあるわけですね。だから、そういうところの本来の事業こそ発展させるべきだということとを重ねて申し上げておきます。

今回同じくAタイプ事業で、市街化区域等水田転換緊急特別対策プロジェクトを行うことになつ

てゐるわけです。この事業は主に市街化区域の水田を畑地に転換するものであるわけですが、一度水田を畑地にすれば、市街化区域ではこれは宅地への転換を進めていく。また畑地にするということによつて宅地への転換が非常にスムーズに進むというふうにも言われておりますし、そういうことなんですね。その点では、この事業は市街化区域内農地の宅地への転換を促進する性格を持つてゐるんじゃないか。例えば、市街化区域内の国道などによつて二分されてゐる農地については宅地並みに課税すべきだといふ建設省の報告とこれは軌を一にしているわけで、本来市街化区域内ではあつても農業を守るべき農林水産省がこのような事業を推進することは私は極めて問題だといふふうにご考へますが、その点農水省の御見解をお聞かせください。

○松山政府委員 申すまでもないところでございましてけれども、市街化区域といふのは十年以内に市街化を予定する区域ということで、そのうちの農地につきましてもそういった市街化区域の本来的な性格にかんがみまして、その転換については普通の農地とは異なりまして許可から届け出に切りかえておるとか、それから農業施策の面でも効用が長期に及ぶような投資はこれを避けまして、当面営農に必要な施策にとどめておるとかといったような、本来的な市街化区域内の農地の性格が一つあるわけでございます。

ところが、今後とも農業をなお継続したいという方もいらっしゃる。都市の環境保全といったようなメリットもある。そういう状況の中ではやはり当面営農を継続するのに必要な条件の整備といったようなことは頭に置きながら私も考えていかなければならぬ、こういうことになるわけでございます。

ところで、今御指摘のNTTのA型プロジェクトのうちの市街化区域等水田転換緊急特別対策プロジェクトの問題でございますが、これは市街化区域内の農地についても共通の課題になつておるわけが一つ、水田農業確立対策が一つあるわけござ

ざいますけれども、このプロジェクトでは当面の営農に必要な範囲で行います。畑地転換等に必要な経費を貸し付ける、そういう形でもって当面の政策課題でございます。水田農業確立対策の円滑な推進に資していくというねらいが一つあるわけでございます。

他方、土地改良事業として可能な範囲内での非農用地の創出ということも一つ行いまして、住宅地等への転換をその部分では進めていく、それで、その地域の良好な土地利用の成熟ということを図ってまいりたい、そういうねらいでこの事業を進めようとしているんだというふうに御理解をいただければありがたいと思います。

○藤田委員 私は、きょうこの問題で議論したい気持ちがいっぱいなんです、時間がありません。ただ市街化区域内はもと市街化を促進させる地域なんだというのは今農水省が言ったらいかにことなんです。市街化区域の農地こそ緑地、空間、防災、そして子供の教育、さらには生産者と消費者を結んでいく、非常にかげがえのない大事な場所になっているのです。私はもうこれ以上この問題で議論をしませんけれども、認識をぜひ改めていただきたいということだけ申し上げておきます。

次に、今回の法改正で農用地整備公団は特定地域農用地総合整備事業として区画整理等々、各種土地改良施設の整備等を総合的に行うことになるわけです。現在全国各地で土地改良事業が農民に対する負担問題で大変な状況になっているのですが、果たして農用地整備公団がやれる事業があるのかどうかという点で私は極めて疑問を持っています。その点、現在の土地改良事業の問題点をどう考えていらっしゃるのか、農用地整備公団の方向性を明らかにしていただきたいわけです。

先ほどの御答弁を聞いておりましたに気がなるなと思いましたが、農用地整備公団がやる事業は従来の土地改良区や県、国がやる土地改良事業に比べて短期間にできるということをしきりに強調されるわけですが、それこそ従来の土地改良

事業の問題点であつて、それこそ改善すべきであつて、それはそのままにちよつと置いておいて、早くやりたい人は農用地整備公団に頼みなさいというふうな言い方に聞こえて仕方がないわけですね。これは非常に無責任じゃないかというふうに思います。従来の事業は事業期間が長いために金利負担が重くなるということも大きな問題であります。こういう改善こそ進めるべきではないかというふうに考えます。どうでしょう。

○松山政府委員 今回の制度改正で予定しております特定地域の農用地総合整備事業でございませうけれども、農用地等の農業資源に恵まれて農業の構造改善の可能性の高い一定の農業地域におきまして面的整備と線の整備を一体として総合的に行う、こういう趣旨でございます。公団の持つております技術力なり機動力あるいは資金の調達力といったようなことを活用いたしながら、できるだけ工期も短くして事業効果の発現を図っていく。通常の事業との交通整理の問題もあつたわけでございますが、そういう意味では全国津々浦々でこれを実施するというのではなくて、今申し上げましたような一定の条件を備えた地域におきまして、知事からの申し出に基づき具体的な事業化を考えていくということでございますので、両者の調整につきましては調査計画の段階から入念に配慮していかねばいかぬのではないかと、いうふうに考えておる次第でございます。

現行の土地改良事業をめぐるいろいろな問題があるではないか、こういう御指摘があつたわけでございますけれども、御案内のような状況の中で基盤整備の問題は、これからの農業の展開を図る上での基礎的条件を整備するものとして非常に重要な役割を果たしておるというふうに認識をしておるわけでございませう。しかしながら、物価、資金の上昇に加えて社会的な要請等に伴います整備水準の向上、あるいは地形条件が厳しい地域での事業実施がふえてくるといったような事情等で事業費が増大する、あるいは工期の長期化が見られるといったような状況が一つあるわけござ

いまして、そういう状況の中で地元負担の問題といたことが今問題になっておるということは我々としても十分承知をいたしておる次第でございませう。

したがしまして、私どももいたしましては今後とも事業費単価の抑制に留意いたしまして、整備の程度に応じた経費なり地元負担金をあらかじめ明示いたしまして、土地改良区等が適正な整備水準を選択する方式の徹底に努める等々、地元負担の問題にも十分留意した経済的な事業の実施、効率的な事業等の実施に努めていかなきゃならぬだろうと思つておりますし、同じことは今回の公団の新しい事業についても言えるところでございまして、そういう問題意識で公団の指導に当たつてまいりたい、このように考えておる次第でございませう。

○藤田委員 次に公団職員の問題についてお伺いしたいわけですが。

今回の法案で公団職員の首切り合理化がなされるというふうなことになるは大変なわけですが、六十三年の行革大綱で公団組織・定員的大幅合理化を提言しているわけですが、農水省としては今回の法改正がなされても職員の首切り合理化をしない、してはならないわけですが、この点は明確に大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○松山政府委員 農用地整備公団が国民的な理解と支持のもとに今後とも安定的な業務運営を確保してまいりますためには、何といたしましては効率的な業務運営に今後とも御努力いただくということが非常に重要な点ではなからうかと思つてございませう。と同時に、これからの事業を進めるに当たりまして、雇用面で不安が生じないという点もまた公団事業の安定的な推進を図る上で重要であるというふうに考えておまして、そういう基本的な考え方のもとに公団の指導に適切を期してまいりたい、このように考えておる次第でございませう。

今朝来のことについては再三にわたつて御答弁申し上げていることもつけ加えておきます。

○藤田委員 私はずっと本法案について問題点を指摘してまいりました。今政府が進めようとしている輸入の、あえて自由化とは申しませんが、しかし門戸開放に対応できるような考え方を露骨に買かれていくんじゃないかというふうに思ふわけですね。この輸入自由化の問題でもう一度私は大臣に、これは国民の健康の問題としてぜひ御見解をお伺いしておきたいわけですが、牛、牛肉の輸入自由化で深刻な打撃を受けるのはひとり農民だけではありません。消費者も実は大きな打撃を受けるわけですね。それは何かという健康の問題なんです。

私は手元に、昭和五十八年に厚生省の公衆衛生局栄養課が編集しました「循環器疾患・がん・糖尿病の予防と食生活」という本を持っています。これを見ますと、「脂肪の過剰摂取が虚血性心疾患の発症に及ぼす影響については、疫学的にも病理学的にも基本的にはほぼ解明されたといつてよく、実験的にもそれを裏付ける成績が多い」というふうに書かれています。ちよつと専門用語ですが、また「疫学調査と動物実験の双方で、総脂肪摂取量が増加するとある特定の部位、特に乳がんと結腸（大腸）がんなどの発症率が増大し、逆に、脂肪摂取量が少ないと、発がんの危険度が低下する」という結論が出されている。そして、「我が国の場合も、食生活の豊かさにともなつて脂肪過剰時代の到来が懸念されているところである。」というふうに厚生省の公衆衛生局は結んでおるわけですね。

大臣、こういう問題は既にアメリカでは、一九七七年、昭和五十二年に発表されたアメリカ上院栄養問題特別委員会レポート、いわゆるマクガバン報告なんです、それが指摘されているわけですね。このマクガバン報告は多くのアメリカ国民に衝撃的なショックを与えまして、同じ委員会のメンバーの一人ケネディ議員は、このマクガバン報告を見まして、我々は全くばかだったとその感

想を漏らしているのです。それでこのレポートを見ますと、「先進国の食事は全く不自然でひどい食事になっていった。そのことに誰一人気付かなかつた。しかも、こんな内容の食事が、先進国に多いが心臓病も糖尿病も生んでいた。我々は即刻食事の内容を改めねばならない。」こういうふうなマクガバン報告は言っています。

大臣、アメリカでは、そういう中で、今国民の健康を守るという立場から牛肉の消費が急速に減ってきています。一九七六年に四十二・八キロ、それが一九八八年には三十二・八キロ、年間一人当たりの消費量は七十六年から八八年の間に十キロ減りました。このためにアメリカの食肉生産者は国内の牛肉消費の低迷による過剰生産の恐怖を持っていて、そしてそのために日本に対して牛肉の輸入自由化を要求しているというふうに出てくるのです。こういう考え方は、もちろん日本国民の健康などでもよいというふうな考え方であることは明確ですが、大臣としてこういう点をどうお考えでしょうか。

○谷野（農）政府委員 ただいま御指摘の報告書につきましては、私もそういうものを拝見いたしております。

ただいま御指摘のように、数年前に各国におきまして、成人病と食生活の関係につきましての関心が大変深まったわけがございます。そのような過程を通じて、我が国の食生活につきまして、たんばく質、脂質、炭水化物の組み合わせのバランスが大変よくとれておりまして理想型に近いということで、諸外国からも評価が高まっておりますわけでございます。私もそういったしましては、このような日本型食生活に対する理解を深め、その定着を図っていききたいというふうに考えておる次第でございます。

ただいま牛肉のお話でしたが、牛肉につきましても、その中に含まれております動物性の脂肪の問題は御指摘のような指摘があるわけでございます。国産の牛肉の格付におきましても、近年むしろ脂肪の少ない方向へ誘導するよう

なことが我が国においても行われておるわけでございます。我が国の現在の動物性脂肪、特に牛肉の摂取量につきましては諸外国との間でかなりの絶対的な水準の差があるわけでございます。現在の段階でこれが直ちに国民の健康に影響があるということとはなかなか言いがたいのではないかと申しておるわけでございますけれども、ただいま御指摘のように、各国におきまして成人病と食物というふうな関心が大変高まっております。と、その中で我が国の食生活に対する評価が高まっております。こういうふうなことを踏まえて、私もそういった施策の展開を今後とも大いに努力してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○佐藤（農）大臣 今ほど食糧の安全問題について触れられたわけでございます。今、実務者からお答えをいたしましたその重複を避けて私から答弁するとするならば、御質問の中に先進国の食糧物が安全ではないと聞こえるようなふうに私、感じ入りました。食糧の安全については、先進国、途上国を問わず安全なものでなければならぬ、さように心得ておるといふことを率直に申し上げておきたいと思っております。

なお、食品の安全ということにつきましては厚生省の所管であります。我が方はまた、国民に安定的に食糧を供給するという立場から、安全という問題について殊のほか重大な関心を持つべきであると思っております。そういう意味におきまして、厚生省とも随時協議をしながら、国民に安全な食糧を供給していかなければならぬと肝に銘じておるところでございます。

○藤田（農）委員 これを最後にいたします。

大臣からせっかくお答えをいただきましたけれども、私が申し上げておきますのは、食の安全の問題ではなしに、牛肉等のとり過ぎによって脂肪をたくさん摂取することでコレステロールなどがたまり、成人病が多くなっているということであ

メリカで問題になっているんだ。だから、日本型食糧というものを農水省も強調されましたけれども、私もまた同様の立場であります。

ただ、そういう考え方に立てば、農水省がつくった酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針というのを見ますと、これはこの前私が質問いたしました、これは現時点までの需要推移を前提にして、こうした国民の健康問題を全く考えず、将来の趨勢を推定するというやり方をとっておられるのじゃないか。私はそうではなくて、国民の健康を守るという立場から、成人病を抑えていくという点で、こういう動物性の摂取の問題についても農水省は十分検討し、あるべき需要量を確定していくという立場に立つべきじゃないか。こうした国民の健康を食糧政策の基本に据えれば、あのような過大な基本方針の需要見直しは出てくるはずはないし、また同時に、牛肉の輸入自由化、それが安い安いというおりの中で安易に受け入れられるはずはない、そういうふうに出て申し上げたところでございます。

大臣に私は毎回、食の安全の問題について強調いたしますので、いささか食の安全をそういうふううに受け取っていただいた、そのお言葉はお言葉として私はしつかり受けとめますが、私が申し上げましたのは成人病との関係の問題でございます。大臣、最後にも一言御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○佐藤（農）大臣 ではほんの一言。

安全問題については健康問題でございます。そういう意味において、成人病であろうと何であろうと重大な関心を持つておるのは当然のことでございます。共産党だけではなく私も重大な関心を持つております。

○藤田（農）委員 終わります。

○菊池（農）委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○菊池（農）委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。山原健二郎君。

○山原（農）委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の農用地開発公団法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

今回の法改正は、農用地開発公団の見直しを盛り込んだ昭和六十一年の行革審答申と昭和六十三年行革大綱に沿ったものであります。この行革審等の提言は、国際化時代に対応した農業構造への転換と称して、市場原理の一層の導入、農畜産物の輸入自由化促進、生産者価格引き下げ、零細農家切り捨て等を打ち出した前川リポートを踏まえたもので、こうした政策を前提とした公団の見直しを容認することはできないのであります。

公団設立時の目的であった九万五千ヘクタールの草地造成を五〇％以上も未達成のままにして、草地造成・畜産基地建設をやめることは、国土の有効利用等と結びついた酪農・畜産の振興、飼料自給率を含む自給率向上をますます困難にするものと思われま。それはまた、牛肉の輸入自由化をも含みとした措置だと指摘せざるを得ません。このことは、公団法の目的から農産物の安定的供給との文言が削除されたことに端的に示されています。現在の公団による草地造成・畜産基地の行き詰まりは、政府の畜産政策、公団事業の欠陥によるものであり、その是正こそが求められていると思ひます。

法改正で新設される水田を中心とした既存農地の大規模団地化事業は、従来の土地改良事業が工期的長期化等の問題点を持っていたのに対し、事業の迅速化を名目に零細及び兼業農家切り捨ての規模拡大押しつけとなりかねないものであります。また、それは米の市場開放をも視野に入れた性急な基盤整備という性格を含むのではないかと懸念をぬぐえません。

NTT株売却益を活用したAタイプ事業の導入は、NTTを公共企業形態に戻すべきとの基本的立場から容認できません。しかも、Aタイプ事業として予定されている市街化区域等水田転換緊急

特別対策プロジェクトは、市街化区域内水田の宅地への転換を推し進めるものであり、財界等による都市近郊農業攻撃の方向に沿ったものです。今回の法改正を契機に公団職員的大幅な合理化を進めるねらいがあることもまた指摘しなければならぬと思います。

以上の理由から、本改正案に反対することを明らかにしまして、討論を終わります。

○菊池委員長 これにて討論は終局いたしました。

○菊池委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、農用地開発公団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菊池委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菊池委員長 この際、本案に対し、笹山登生君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。水谷弘君。

○水谷委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、農用地開発公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

最近の農業を取り巻く内外の厳しい諸情勢に対処してその体質強化を図るため、農業基盤整備事業の促進は喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たっては左記事項の実現を図り、公団事業の円滑かつ効率的運営に遺憾なく期すべきである。

記

一 事業効果の早期発現を図ることを旨とする公団事業の特性が十分発揮されるよう、必要予算の確保に努めること。

二 公団事業の実施に当たっては、地域の実情等に応じ適切な整備水準が選択される方式の徹底及び管理経費の縮減等に努め、受益者負担の軽減を図ること。

また、従来事業の完了地区で償還が困難になっている者に対しては、その実情に応じ円滑な償還ができる適切な措置を講ずるよう努めること。

三 公団事業の推進に当たっては、地元関係者の意向等を踏まえ、長期的視点に立つた地域農業の確立、農業構造の改善等に資するよう十分配慮すること。

また、事業完了後における営農等に対しても、国、地方公共団体及び農業団体が一体となって濃密な指導、助成等を行う体制を整備すること。

四 公団事業の円滑な推進に資するよう、必要な技術者等の要員確保とその身分の安定に努めるとともに、新事業の実施に対応しうる業務体制を整備すること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のことと思えますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○菊池委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

笹山登生君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菊池委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○佐藤国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○菊池委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菊池委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○菊池委員長 次回は、明二十日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十七分散会